

# 知的財産推進計画 2011

2011年6月3日

知的財産戦略本部

# 知的財産推進計画 2011

## 目次

### I 時代の大きな変化と知財イノベーションの必要性

1. グローバル・ネットワーク時代の到来とダイナミックな世界の変化
2. 日本の危機、東日本大震災のショックと新たなチャンス
3. グローバル・ネットワーク時代の知的財産戦略（知財イノベーション）

### II グローバル・ネットワーク時代の新たな挑戦を支える4つの知的財産戦略

1. 国際標準化のステージアップ戦略
2. 知財イノベーション競争戦略
3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略
4. クールジャパン戦略

### III 4戦略実施の工程表

<参考>知的財産推進計画 2010 の実施状況

## I 時代の大きな変化と知財イノベーションの必要性

### 1. グローバル・ネットワーク時代の到来とダイナミックな世界の変化

---

世界はダイナミックに変化している。地球温暖化をはじめとする地球環境問題、水・食料・資源・エネルギーに関する制約の顕在化、貧困の拡大など、各国と協調・協力して取り組むべき世界規模の諸課題が深刻化している。また、世界経済や国際政治において、中国、インドなど巨大市場を擁する新興国の影響力が増している。加えて、世界の多極化とともに、情報、資金、物、技術、人が、より自由に素早く往来するようになり、これまで基本的には各国内でストーリーが完結していたのに対し、ボーダーレス化が本格的に進み、国境を超えてシームレスに世界がつながる、いわば「グローバル・ネットワーク時代」が到来している。

そこでは、高速なコミュニケーションを可能とするデジタル・ネットワークで連結されたグローバル市場での競争の激化や消費者ニーズの速い変化が起り、従来以上のスピードでのイノベーション実現が求められるようになっている。同時に、世界的なイノベーション・システムが「オープン」、「グローバル」、「フラット」なものへと構造変化してきている。90年代以降のデジタル・ネットワークの指數級数的な進化はとどまるところを知らず、更なるイノベーションとビジネスチャンスを創出し続けている。研究開発や商品開発に必要な能力及び要素を広く外部から調達し、迅速かつ効果的なイノベーションを世界規模で目指す「グローバル・イノベーション」が世界の潮流となってきている。戦後の日本の産業は、垂直統合型のチーム力・組織力を最大限に発揮し、スリムで精緻なサプライチェーンを磨き上げることを通じて品質価格比で圧倒的な競争力を誇ってきたが、グローバル・ネットワーク時代に到り、従来のやり方の修正を余儀なくされている。ボーダーレスな企業間連携が重視され、製品やサービスの多様な組合せを通じて革新的なライフスタイルを総合的に提案できるか否かが鍵となり、その基盤となるグローバル・ネットワーク形成を巡る霸権競争が着実に進行している。

こうした情勢変化に伴って、知的財産マネジメントも格段に進化し、更なる進化と質的な飛躍が求められている。従来のように研究開発の成果を守るために事後的に特許を確保するにとどまらず、世界的な合従連衡を効果的に進める国際標準化や、デザインやブランドの価値を高める意匠・商標の確保、敢えて権利化しないノウハウ秘匿を含む、より高度で総合的・戦略的な知財マネジメントが求められるようになっている。経営戦略及び

研究開発戦略、そして知的財産戦略が三位一体となった戦略構築が重要となり、更に個々の企業を超える官民連携での知的財産戦略の構築と実行が不可欠となっている。同時に、各国の知的財産制度も更なる協調が求められるとともに、厳しい制度間競争に晒されている。韓国や中国では、知財戦略を強化し、アジアのハブを狙う動きも加速してきている。これまでには、安定性・継続性が重視された知財制度においても、システム全体の国際競争が始まっており、知財イノベーションが求められるようになってきている。

## 2. 日本の危機、東日本大震災のショックと新たなチャンス

---

国内では、ここ十数年の経済の低迷により、国内総生産の伸びは停滞し、2010年には世界第2位の座を中国に譲った。世界に類を見ない速さで高齢化と人口減少が進み、労働力減少と国内市場縮小などが迫ってきている。都市部への人口集中が進み、地域社会の疲弊も課題となっている。こうした大きな変化に伴って、これまでの日本の成長と発展を支えてきた様々な社会制度も変革を迫られている。産業に目を向けると、グローバル・イノベーションへの対応は道半ばで、基礎的な科学・技術力をイノベーションまで十分につなげられておらず、日本が強みとしていた領域も含め、産業競争力が長期低落傾向にある。また、グローバル・ネットワーク時代に対応し、むしろリードする国家の姿を世界に示していくなければ、これまで築き上げた我が国の国際的な地位を損ねることにもなりかねない。

こうした厳しい状況に加え、本年3月、東日本大震災が発生し、日本経済全体に3つのショックを同時にたらした。第一に、地震、津波、原子力災害の複合災害による甚大な人的・物的被害と経済循環寸断による供給ショック、第二に、多数の発電施設の損壊による電力制約、第三に、原子力発電の安全性についての認識、放射線被害を契機とした日本製品・日本ブランドへの信頼性の動搖である。未曾有の大震災は、まさに国難と言える厳しい状況を生み出している。

しかし、ピンチこそ大きな変革に向けたチャンスである。日本はこれまで明治維新や戦後復興など大きな危機に直面して、その都度立ち上がりってきた。世界各国からも日本の再興を期待する温かな視線が注がれている。

そのためにも、80年代までの輝かしい成功体験から脱して、グローバル・ネットワーク時代や地球規模での資源・エネルギー制約の時代への突入という新たな事態に即応することが肝要である。すなわち、総合的な知

財マネジメントに立脚しつつ、新たな活路を切り拓かねばならない。それは実現可能であり、かつ実現しなければならない。例えば、日本人の美意識や優れた文化的伝統は、我々日本人が気付かないうちに世界で多くの共感を得るようになっている。グローバル化、ボーダーレス化が進み、世界が垣根なくつながるようになると、逆に、コピー不可能な地域固有のアイデンティティに根ざした、その土地・地域にしかないものの価値が高まる。

「クールジャパン（素敵な日本）」という言葉に代表されるように、日本固有のアイデンティティへの憧れや関心が、草の根から静かな広がりを見せている。我々が日々の生活で当たり前と思っていることが、外国人の目には極めて新鮮かつ魅力的に映る。タタミ、ハシに始まり全自動トイレまで、我々の気付かない新たな「クールジャパン」の可能性が無限に広がっている。戦後、自由な精神活動を保障する環境の中で、才能溢れるクリエーターたちの自由な発想と創造をその原点として、日本の強みを支えてきた。一見乱雑にも見える原宿・渋谷の若者ファションもアジアや世界の若者を惹き付けている。東日本大震災は、日本の食や観光への信頼性に短期的なショックを与えているが、信頼をいち早く取り戻すための様々な努力が求められている。大震災の被害への深い悲しみの中で、日本人が取り乱すことなく助け合い、秩序ある対応をしていることを称賛する海外論調も確かに存在している。皆が相携え、いたわり合い、不幸な時期を乗り越えようとする真摯な姿こそが、「クールジャパン」の発露であるととらえることができる。

戦後の経済復興から高度経済成長までの「効率化で駆け抜ける」猛烈スタイルから、今一度、「もったいない」という省資源・省エネルギー型のライフスタイルや「多彩な四季」への美意識を基調とする日本の原点に回帰してみると、新たな展望と戦略が拓けてくるはずである。日本が誇るスリムで精緻なサプライチェーンは、大震災と電力制約によって、寸断され、世界中に大きな影響を及ぼしている。海外へのサプライチェーン展開に単純に依存するのではなく、最先端のクラウドやネット環境を駆使し、省資源・省エネルギーを徹底することで、災害リスクのみならず中長期的な地球規模での資源・環境制約に対してもより柔軟かつ強靭な次世代型のサプライチェーンを構築していくことができるだろう。

加えて、これまでの歴史も日本が新たな価値を生み出す力を持っていることを証明している。世界を変える革新技術では、高性能磁石、炭素繊維、太陽電池、リチウム電池、青色レーザー、燃料電池など、基礎研究に深く根ざした挑戦から結実した画期的な技術は枚挙に暇がない。また、日本の優れた高速鉄道技術である新幹線は、今回の大震災でも最高度の安全性を

示しており、改めて国内外で高く評価されている。

グリーン・イノベーションとライフ・イノベーションが世界各国の国家的課題となる中で、日本が先導し、世界に貢献できる分野は極めて多い。また、インターネットをはじめとする情報通信技術が進化を続ける中で、次々に新たなビジネスモデルも登場してきている。近年、クラウドコンピューティング、ソーシャルネットワーキングサービス、電子携帯端末、電子書籍、デジタル教材なども急展開をみせている。使い勝手と信頼を大切にする日本の文化に根ざせば、新たなチャンスが生まれてくる可能性も大きい。情報が集まるところに、新たな情報や人や資金が集まってくる。日本が最先端のデジタル・ネットワークにおいて、アジアや世界の各国と強いネットワークでつながり、情報の流れの交差点としての主要なハブの一つとなることが重要である。

### 3. グローバル・ネットワーク時代の知的財産戦略（知財イノベーション）

---

70～80 年代の日本の圧倒的な製造業の国際競争力に遅れをとった米国は、諸外国と連携した新たなイノベーション戦略を再構築し、速やかに実行した。それが、グローバル・イノベーションであり、先ずプロパテントに着手し、その後もプロイノベーションに向けた大胆な制度改革を進め、これを支えてきた。90 年代以降、技術霸権を奪還するとともに、画期的なビジネスモデルや知財マネジメントを駆使して、世界のイノベーションをリードしてきている。欧州、韓国、台湾、そして中国、インドなどの新興国もグローバル・イノベーションの新潮流に積極的に加わってきている。オバマ大統領は、2011 年の一般教書演説の中で、中国、インドなどとの激しい国際競争を、かつての米ソ宇宙競争になぞらえて、新たな「スプートニク」の危機への警鐘を鳴らしつつ、更なるイノベーション推進の重要性を強調している。

翻って、日本は、バブル崩壊後の 90 年代の失われた 10 年の間に、この流れに乗り遅れてしまった。しかし、2003 年には、国家戦略としての知的財産戦略を、総理直轄で強力に推進するため、知的財産戦略本部を創設した。専門性の高い知財高裁の創設、特許審査官の大幅増員による迅速な特許処理、インターネット時代に対応する著作権法改正など数々の制度改革を重ねてきた。2010 年には、国際標準化を新たな戦略に位置付け、関係府省の責任分担とスケジュールを明確化した工程表を含む「知的財産推進計画 2010」を策定している。

ピンチのときこそ次の10年を構想する絶好のチャンスであり、東日本大震災という国難ともいえる厳しい事態を踏まえて、今後の10年、20年を見据えて戦う基盤となるのが、知的財産戦略である。

そこで、本部長である総理のリーダーシップの下、強い意思をもって、知的財産戦略を強力に推進するべく、「知的財産推進計画2011」を、知的財産基本法第23条に基づき、ここに策定する。

グローバル・ネットワーク時代の新たな挑戦を支える知的財産戦略は、4つの戦略で構成される。

第一が、国際標準化のステージアップ戦略である。「知を使う知」の熾烈な競争が激化する中で、技術力で勝りながら事業で負ける状況を打破しなければならない。これには、企業が外部との合従連衡を通じて競争力を高める上で、国際標準化を活用していくことが必須である。7つの国際標準化特定戦略分野における国際標準化戦略の着実な実行と不断の検証を進めつつ、国際標準化のステージアップを通じた競争力強化を目指していく。加えて、東日本大震災の経験・教訓を国際標準に適切に反映する。

第二が、知財イノベーション競争戦略である。東日本大震災に伴う緊急救済措置をはじめとして適切な対策を迅速に講じる。また、世界から優れた技術・人財を引き寄せ、イノベーションを活性化するには、イノベーション・システムの中核となる知財システムを進化させ、グローバルに求心力のあるものとしていく必要がある。さらに、事業化・産業化に向けた知の活用が促進されるように、基盤整備に努めることが重要である。

第三が、最先端デジタル・ネットワーク戦略である。デジタル・ネットワークの深化・発展に伴って、電子書籍、クラウドなど新たなビジネスチャンスが生起している。大災害などのクライシス・マネジメントにおいても非常に重要な最先端のデジタル・ネットワークを巡る戦いに向けた戦略構築と基盤整備を進めなければならない。

第四が、クールジャパン戦略である。アジア諸国をはじめとする世界市場は成長の源泉であり、グローバルに通用する「クールジャパン」を、我が国の新たな発展の原動力としていかねばならない。このためには、地域に埋もれている「知的資産」を発掘・創造し、グローバルに発信し、人気を拡大させていく好循環のサイクルを確立するとともに、基盤整備を図っていくことが重要である。東日本大震災から我が国が未来に向けた創造的復興に取り組む上でも、クールジャパンは大きな役割を果たす。厳しい状況にある今だからこそ、日本が再び立ち上がり、知的資産を活用して世界で輝けるよう、国内外への適切な情報発信を進め、官民が一体となってクールジャパンを強力に推進していかねばならない。

以下、各論を示すが、「いつまでに」、「誰が」、「何を」実施するかを工程表上で明確にしながら、多岐にわたる戦略を確実に実行していくこととする。なお、大震災に関する追加措置を含め、今後、大きな状況変化があつた場合には、本推進計画を適時適切に見直すこととする。

## II グローバル・ネットワーク時代の新たな挑戦を支える4つの知的財産戦略

### 1. 国際標準化のステージアップ戦略

#### 【成果イメージ】(2020年)

○研究開発・事業化戦略と連携した戦略的な国際標準化の推進や知的財産権の獲得・活用を通じて、産業競争力を強化しつつ国際標準化特定戦略分野において世界市場を獲得する。

#### 【目標指標】(2020年)

○国際標準化戦略内のロードマップに示されたアクションプランを着実に履行し、各特定戦略分野の産業競争力を強化する。  
○国際標準化機関における幹事国引受け件数を増加させる。(74件→150件)  
\*

(\*は「知的財産推進計画2010」で設定したもの。以下、同様。)

#### ①国際標準化戦略を実行する。

#### 【情勢認識】

2011年3月には、7分野について「国際標準化戦略」が策定されたが、これらは、あくまで現時点での最適解であり、戦略を実行に移した後も、外部環境の変化、戦略の進捗・効果を隨時確認していかなければならない。

また、7分野は、選択と集中の観点から優先的に選定されたものであり、「知的財産推進計画2010」で示されているように、これ以外の分野についても、新たに国際標準化特定戦略分野を選定できるよう検討を進める必要がある。

#### 【施策例】(注:以下、「短期」とは1~2年、「中期」とは3~4年で実施する事項である。)

##### ・7分野における国際標準化戦略の実行

策定された国際標準化戦略を実行するとともに、その結果を継続的に確認する。(短期・中期)(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

国際標準化に関する国際会議やフォーラムについて、官民で責任体制を

明確化しつつ、適切にフォローアップするとともに、我が国の技術に関する情報発信や人的関係の構築を含め、可能な限り、議長や幹事といった中心的な役割を担えることを目指す。関係府省は、必要な支援策を講ずるとともに、高度の専門的な知識・経験を有する職員を育成・活用する。(短期・中期)(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、外務省)

- ・**新たな国際標準化特定戦略分野の選定**

新たな国際標準化特定戦略分野の選定を検討した上で、新たな戦略を策定し、実行する。(短期・中期)(内閣官房)

## ②国際標準化活動の更なる活性化を図る。

### **【情勢認識】**

国際的な標準化機関において策定されるデジュール標準は、WTO協定及び各国内法で参照され、法的効果を持つなど、依然として国際標準の中核であり、その重要性は改めて指摘するまでもない。また、デジュール標準化への我が国の政府支援は、一定の効果を上げているものの、新興国による国際標準化活動の顕著な活発化をはじめとして予断を許さない状況にあることから、引き続き充実・強化しなければならない。

他方、情報通信分野を中心に、民間企業による自発的・自律的、迅速・柔軟な国際標準化やデジュール標準の初期構築の場として、フォーラムが重要性を増している。こうしたフォーラム標準化についても、民間企業による活動の自発性・自律性を尊重しつつ、適切な支援策を講じていく必要がある。大学や中小企業など国際標準化に自ら参画することが困難なプレーヤーへの支援にも留意すべきである。

### **【施策例】**

- ・**国際標準化活動への支援**

国際的な標準化機関での標準化活動への参画を促進するための財政的支援を強化する。(短期・中期)(経済産業省、総務省)

国が実施し、あるいは支援する研究開発において、フォーラム標準を含む国際標準化活動への参画のための支援を行う。(短期・中期)(経済産業省、総務省)

- ・**国際的な標準化機関の会合の誘致**

国際的な標準化機関について、総会を含む重要会合を日本へ積極的に誘致する。(短期・中期)(経済産業省、総務省)

- ・**国際標準化に関する情報収集**

諸外国の標準化団体との情報交換を通じ、産業界の要望を踏まえつつ、諸外国の国際標準化活動に関する情報を収集するとともに、その情報を関係者に適切に提供する。(短期・中期)(経済産業省、総務省、国土交

通省、外務省)

③認証の戦略的活用を促進する。

【情勢認識】

標準がその本来の機能を発揮し、産業競争力の強化に貢献するには、具体的な製品やサービスがその標準に適合していることを自ら又は第三者が評価する「認証」の活用が有効な場合がある。すなわち、認証は、製品やサービスの迅速かつ効果的な市場展開を実現するための産業インフラとしても重要である。

こうした適合性評価を専門的に手掛ける認証機関には、安全性や性能評価手法を中心とした各種標準の内容と、その標準が製品・サービスの実情に合致するかという情報が集約される。換言すれば、安全性や性能評価手法といった規格の策定や、新技術に基づく製品・サービスについて、これらの評価を行う際に、極めて有効な知見を持った存在である。

このような認証機関の機能を産業インフラとして活かすには、認証機関に、産業界の要請に応えられるだけの情報・経験の蓄積と、それを可能とする積極的な事業展開が必要とされている。

(イ) 認証を視野に入れた国際標準化に取り組む。

【施策例】

・国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進

国が実施し、あるいは支援する研究開発において、国際標準化を視野に入れるとともに、必要な場合には、個別の研究計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む。(短期・中期)(総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

・情報提供・啓発の実施

研究開発の計画段階で標準化や認証を見通すための支援として、標準化や認証制度に関する情報の提供、啓発を行う。(短期・中期)(総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

(ロ) 認証の戦略的活用に必要な基盤整備を行う。

【施策例】

・認証機関の能力向上

国が実施し、あるいは支援する研究開発及び関連する国際標準化活動について、必要に応じ、認証機関の参画を促すことにより、認証機関の新技術への対応能力を向上させる。(短期・中期)(総務省、文部科学省、

厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

- ・認証業務の立上げに向けた公的研究機関による認証業務の支援  
新規に開発された技術など、戦略的に重要でも、高度な専門性が必要なため、民間認証機関の単独業務として実施困難な場合には、民間による認証業務の立上げに向けて、当該技術に知見を有する公的研究機関による認証業務の支援を含む適切な施策を講ずる。(短期・中期)(総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)
- ・標準化及び認証の戦略的な活用事例の提供  
標準化及び認証の戦略的な活用についての事例収集・提供を通じて、普及啓発を進める。(短期・中期)(経済産業省、総務省)

#### ④研究開発段階から標準化活動も含め総合的にアジア諸国との連携を強化する。

##### 【情勢認識】

国際標準化は、我が国単独で達成できるものではなく、諸外国との連携が求められる。国際標準化の参加者として、アジア地域の経済は、著しいスピードで成長を遂げている。このようなアジア地域の経済成長を我が国の活力としていくことが重要である。その際に、アジア諸国とも協調して国際標準獲得を進めるには、標準化や事業化を見据えつつ、アジア諸国と研究開発段階からの連携を強化する必要がある。

##### 【施策例】

- ・「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」の着実な実施  
アジア太平洋地域との協力関係の強化に向けた「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を着実に実行する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・アジア地域における認証能力向上  
アジア地域における共同研究開発・共同実証事業において、現地認証機関の認証能力の向上に資する協力をを行う。(短期・中期)(総務省、国土交通省)

#### ⑤東日本大震災の経験・教訓を国際標準に盛り込む。

##### 【情勢認識】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、甚大な被害をもたらし、多くの人命と財産が失われた。我が国のみならず諸外国の災害対策にも役

立て、より大災害への耐性を高めていく上でも、大震災から得られた様々な経験・教訓を国際標準に盛り込み、活用していくことが重要である。

#### 【施策例】

- ・大震災の経験・教訓を踏まえた国際標準の見直し  
災害に関する安全性や組織対応をはじめとする大震災の経験・教訓を踏まえた国際標準の見直しの必要性について調査を行い、調査結果に従つて必要な対応を行う。(短期・中期) (経済産業省、国土交通省)

---

## 2. 知財イノベーション競争戦略

---

### 【成果イメージ】

- 知的財産の活用を促進し、世界に先駆けた新規事業を創出する。\*
- 技術輸出額：約2兆円（2008年度）→約3兆円\*
- グローバルに活躍するニッチトップ事業を多数輩出する。\*
- 中小企業による輸出額：約10兆円（2008年）→約14兆円\*

### 【目標指標】（2020年）

- 国際特許出願において、我が国が国際調査を管轄する国を、アジア地域を中心として拡大する。
- 海外事業展開に対応してグローバルな特許を低成本かつ効率的に取得できる環境を整備し、特許の海外出願比率を高める。\*
  - ・日米欧韓中の五大特許庁間における共通の特許審査基盤を整備する。
  - ・海外特許出願に対する特許審査ハイウェイ（PPH）利用可能率を高める。（約70%→90%）
- 中小・ベンチャー企業における特許制度利用者の裾野を広げる。（新たに特許出願をした中小・ベンチャー企業数（累計）：約3万社）\*
- 中小・ベンチャー企業による海外出願件数を増やす。（約0.8万件→1.2万件以上）\*

### ①東日本大震災への対策を迅速に講じる。

### 【情勢認識】

東日本大震災は、我が国に甚大な被害をもたらした。既に、政府を挙げて、復旧・復興への取組が進められているが、知的財産戦略の分野において迅速かつ総合的な取組を行うことが不可欠である。

急を要する措置として、知的財産権の保護・活用を望む被災企業をはじめとする知的財産制度ユーザーに対し、権利保護に関して国内外の緊急救済措置を講じる必要がある。また、大震災による知財マネジメント面での状況変化を適切に把握し、効果的な知的財産戦略を構築していくことが重要である。

(イ) 情報提供及び相談の体制を強化する。

#### 【施策例】

- ・大震災関連情報の一元的発信

インターネット上でも利用可能な形態で、大震災に影響を受けた産業財産権取得上の手続に関する救済措置をはじめとする大震災関連情報を一元的に発信する。(短期) (経済産業省)

- ・専用相談窓口の開設及び被災地域のワンストップ相談窓口との連携

大震災により影響を受けた全国の出願人又は代理人からの産業財産権取得上の手続に関する相談に対応する専用相談窓口を開設する。また、被災地域各県のワンストップ相談窓口においても専用相談窓口と連携しつつ適切な支援を行う。(短期) (経済産業省)

(ロ) 産業財産権取得に関する手続上の緊急救済措置を講じる。

#### 【施策例】

- ・電子出願の代替手続による救済

大震災の影響により、出願人又は代理人が電子出願を利用できない場合には、緊急救済措置として、記録媒体による出願手続を、特許庁長官の事前承諾を求めることなく認める。(短期) (経済産業省)

- ・手続期間延長による緊急救済措置

大震災の影響により、出願人又は代理人が法定期間内に手続ができない場合には、その事情を勘案し、手続期間の延長を認める。また、指定期間内に手続ができない場合には、その事情を勘案し、手続を行うことを認める。(短期) (経済産業省)

(ハ) 海外の主要知財庁への緊急救済措置を要請し、関連情報を周知する。

#### 【施策例】

- ・海外の主要知財庁に対し、大震災の影響で所定の手続や連絡ができない我が国出願人及び代理人への緊急救済措置を要請する。我が国の要請を受けて各知財庁が公表した緊急救済措置について、インターネットも活用し、周知する。(短期) (経済産業省)

## ②我が国の「知財システム」の競争力を強化する。

### 【情勢認識】

グローバル・ネットワーク時代にあって、特許制度の実体的調和など、各國の知財システムの更なる協調と調和が求められている。これまで日米欧が世界の知財制度を牽引してきたが、近年、韓国や中国が存在感を増すなど各國の知財制度間の競争が一層活発に繰り広げられている。

我が国には世界に誇る技術力・デザイン力・ブランド力があり、これらの潜在力を最大限発揮するとともに、世界から優れた技術・情報・人財を集結させ、日本国内でイノベーションを促していくには、戦略的かつ総合的な知財マネジメントの実現と、それを支える知財システムの構築が必須である。

新たな世界の変化に即応し、スピード感をもって我が国の知財システムの魅力を高めるとともに、アジア・世界で一層準拠・活用されるよう働きかけを強め、我が国の産業競争力の強化に資するよう、グローバルな特許システムを含むグローバル知財システムの構築をリードすべきである。

### (イ) グローバル知財システムの構築をリードする。

### 【施策例】

#### ・英語での国際的な予備審査の推進

アジア諸国をはじめとする外国発の国際特許出願について、我が国が国際調査を管轄する国を拡大する。これらの国や国内からの英語による国際特許出願に対し、英語での国際的な予備審査を推進する。（短期・中期）（経済産業省）

#### ・国際審査官協議の推進

国際的な特許制度の調和の実現に向け、我が国を含む複数の特許庁への共通の出願について、各特許庁の審査官による国際協議を推進する。（短期・中期）（経済産業省）

#### ・特許審査ハイウェイの主要国への拡大

特許審査ハイウェイ（PPH）を、アジアをはじめとする主要国に更に拡大する。（短期）（経済産業省）

#### ・途上国及び新興国の知的財産環境整備

グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、途上国、新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、人財育成支援を実施する。（短期・中期）（経済産業省、警察庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省）

#### ・知財制度の整備・運用改善の働きかけ

二国間・複数国間の交渉の機会を活用し、相手国の知財制度の整備・運用の改善を促し、産業界の要望を踏まえた知的財産の保護が達成されるよう積極的に働きかける。（短期・中期）（外務省、文部科学省、農林水

産省、経済産業省)

(口) 特許権の安定性を向上させる体制を整備する。

#### 【施策例】

- ・特許審査の品質監理の強化

国際的に信頼される安定した特許権の設定を行うため、品質監理体制を強化し、特許審査に関する品質ポリシー策定やユーザーによる品質評価など世界水準の品質監理を実施する。(短期・中期)(経済産業省)

- ・多言語対応の外国語特許文献の検索システムの整備

中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が高まる中で、世界の特許文献への容易なアクセスの確保が必要である。世界中の技術を調査可能とし、成果を出願人に提供できるよう、中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献を日本語で検索可能な環境の整備を進める。(短期・中期)(経済産業省)

- ・世界標準の特許分類の構築

我が国の分野別の技術優位性を勘案し、諸外国の情勢を踏まえつつ、世界の五大特許庁と協調して、世界標準の特許分類の構築を進める。(短期・中期)(経済産業省)

- ・特許審査体制の強化

世界標準の特許分類の構築に向けた国際的な動向に対応するとともに、増加する外国語特許文献を含む先行技術を漏れなく調査し、国際的に信頼される安定した特許権の設定を行うため、審査体制の強化を行う。(短期・中期)(経済産業省)

- ・特許権の安定性の向上

国内外の情勢を踏まえ、特許権の安定性を向上させる方策を検討する。(短期・中期)(経済産業省)

(ハ) 意匠・商標の保護環境を整備する。

#### 【施策例】

- ・ヘーベル協定への加入

意匠の国際登録に関するヘーベル協定への我が国の加入について、検討を行い、結論を得る。(短期)(経済産業省)

- ・意匠の保護対象の拡大

3Dデジタルデザインを含む意匠の保護対象拡大について検討し、結論を得る。(短期)(経済産業省)

- ・商標の保護対象の拡大

音や動きを含む新たな商標への保護対象拡大について検討し、速やかに結論を得る。(短期)(経済産業省)

### ③我が国が生み出す「知」の活用を促進する。

#### 【情勢認識】

「知を使う知」の熾烈な競争が激化する中で、技術力で勝りながら事業で負ける状況を打破するためには、総合的な知財マネジメントが必須である。グローバル・ネットワーク時代の到来により、人財の交流や流動化がますます進む中で、製造ノウハウや斬新なデザインなど競争力の源泉となる我が国企業の技術やデザインを適切に保護することが必要である。その際には、大震災に伴うサプライチェーンの変化に対応した適切な知財マネジメントを行うことが求められる。これまで我が国の中小企業は、自立を迫られてきており、自らの知的財産戦略をもって、優れた知的財産を守りつつ、グローバル展開し、アジアを中心とする世界経済の発展を自らの成長に取り込んでいく必要性が高まっている。しかし、中小企業では資金や人財の不足により、優れた知的財産を十分に活用できていないのが現状であり、事業化を見据えた権利化やノウハウ秘匿を行う知財マネジメントの実現を支援することで、グローバルに通用する事業を創造していく必要がある。

大学の研究成果を基にしたベンチャー企業の成功事例が出ているものの、我が国の产学連携の潜在力が十分に発揮されているとはいえない。中小・ベンチャー企業を含む企業と大学との効果的な連携が進むよう、ユーザー企業の視点を重視しつつ、产学連携機能を強化していく必要がある。また、大学の研究成果を新たなビジネスにつなげる上で、事業化を見据えたグローバルな知財マネジメントが必要である。なお、自由な研究を行う場である大学においても、产学共同研究に関する営業秘密の尊重について意識の向上を図る必要がある。

#### (イ) 知財マネジメントを駆使して企業の「知」を最大限に活用する。

- a. 国際標準化戦略を実行する。【再掲 1. ①】
- b. 技術流出防止のための環境を整備する。

#### 【施策例】

- ・ 営業秘密に対する技術者の意識向上  
技術者に対して、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して周知することにより、営業秘密に対する技術者の意識向上を図る。(短期) (経済産業省)
- ・ 大学における普及啓発  
产学共同研究における、学生をはじめとした特許法の職務発明規定の対

象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について、契約で明確化する必要性に関して普及啓発を行う。(短期) (文部科学省、経済産業省)

- ・営業秘密管理の課題を具体的に改善するための支援

中小企業を含め、営業秘密管理指針に沿って適正に営業秘密が管理されるよう、弁護士知財ネットの協力を得て、専門家による無料相談を含む個別支援を行う。(短期) (経済産業省)

- ・企業のコア人財の国内雇用環境の整備

高度な技術を有する企業のコア人財が、ものづくりの指導者として後進の若手人財を育成することができるよう、定年退職後に国内で一層活躍できる環境の整備を行う。(短期) (経済産業省)

(口) 企業、とりわけ中小企業の優れた知的財産を活用し、グローバルに通用する事業を創出する。

a. 知的財産を活用したグローバル展開を支援する。

#### 【施策例】

- ・中小企業のグローバル展開支援の強化

中小企業の知的財産を活用したグローバル展開を支援する上で、事業内容に応じて進出国での最適な知財保護ができるような権利の取得・管理・活用が必要となる。このため、グローバル展開に必要な知財関連情報を集積したデータバンクを構築する。また、このような高度な知財マネジメントに精通する「海外知財プロデューサー」による支援を行うとともに、外国出願、翻訳、海外調査、侵害に係る支援を強化する。(短期) (経済産業省)

b. 知的財産を活用した事業化支援策を強化する。

#### 【施策例】

- ・総合的な支援体制の整備

ワンストップ相談窓口を中心として、関係府省の中小企業支援策との密接な連携により、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までの総合的な支援体制を整備する。(短期) (経済産業省、農林水産省)

- ・ワンストップ相談窓口への人財の配置

事業化を見据えた知的財産戦略の構築を支援する知財マネジメント人財をワンストップ相談窓口に配置するとともに、弁護士知財ネット及び日本弁理士会を含む関係支援組織から窓口に派遣される専門家からなるチームを活用して、中小企業の事業化を支援する。(短期) (経済産業省)

- ・新たな出願支援策の創設

特許出願に不慣れな中小企業のために、弁理士費用の予見可能性を高める新たな出願支援策（「知財コンダクター（仮称）」）を創設し、実施するとともに、引き続き、中小企業の支援の充実に向けて検討を行う。（短期）（経済産業省）

- ・特許関係料金の減免制度の拡充

特許関係料金の減免制度について、ユーザーのニーズに最大限応えるよう、対象となる中小企業の範囲の大幅な見直しや申請手続の見直しに向けて、必要な法改正を行い、制度の運用を開始する。（短期）（経済産業省）

- ・公共図書館における知的財産関連情報の提供

ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館が、必要に応じワンストップ相談窓口の協力も得つつ、地域の中小企業における知的財産の活用にも資する情報提供を行う取組を奨励する。（短期）（文部科学省、経済産業省）

（ハ）大学の「知」を活用したグローバルな成功事例を創出する。

a. 大学の产学連携力を向上させる。

【施策例】

- ・大学知財本部・TLOの在るべき姿とその評価指標の検討

2011年度中に、大学知財本部・TLOの在るべき姿を検討しつつ、产学連携活動の効果や効率性を適切に評価する指標を策定し、試行的に評価する。大学知財本部・TLOの在るべき姿に向けた検討を深め、評価の結果も踏まえて、その再編・強化について結論を得る。（短期）（文部科学省、経済産業省）

- ・大学の外国出願支援の強化

大学側のニーズを踏まえ拡充を図るとともに、事業化を見据えた戦略的な支援対象の選別や特許の質の向上を図ることで、大学の外国出願に対する支援を強化する。（短期）（文部科学省）

- ・大学における普及啓発【再掲2.②(イ)b.】

- ・日本版バイ・ドール制度の事前承認制の周知徹底

大学や委託研究の受託機関に対して、2009年に改正された日本版バイ・ドール制度の特許権移転に対する事前承認制について、現場での円滑な運用が進むよう一層の周知徹底を図る。（短期）（経済産業省、文部科学省、警察庁、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）

b. 产学連携における知財マネジメントを強化する。

【施策例】

- ・大学の研究における知財マネジメントの推進  
知的財産を含む高度な専門知識を持つリサーチ・アドミニストレーターを大学に定着させるシステムの整備を進め、大学の研究の初期段階から知財マネジメントを強化する。(短期) (文部科学省)
  - ・产学共同研究における知財マネジメントの推進  
知財プロデューサーの派遣拡大により、产学共同研究の初期段階から知財マネジメントを強化する。(短期) (経済産業省)
- c. 研究成果を事業につなげる仕組みを構築する。

#### 【施策例】

- ・有望シーズの苗床を涵養する多段階選抜方式のS B I Rの推進  
先端的なベンチャーを育成し、科学技術の成果を事業化につなげる仕組みとして、S B I R (Small Business Innovation Research)における多段階選抜方式の導入を推進する。各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。(短期) (内閣府、経済産業省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁、防衛省)
- ・大学及び公的研究機関の優れた研究成果を迅速に社会還元する仕組みの構築  
大学及び公的研究機関の研究について、社会のニーズに即して、研究段階から事業化段階に至るまで一貫して支援することにより、研究成果の価値を高め、事業化への投資を促進する仕組みを構築する。(短期) (文部科学省)
- ・知財ファンドを通じて知的財産の活用を図る仕組みの構築  
大学及び公的研究機関の特許をパッケージ化し、公的投資機関の知財ファンドを通じて知的財産を活用する仕組みを構築する。(短期) (文部科学省)
- ・産学官の研究開発活動における知的財産の有効活用に向けた仕組みの整備  
大学が産業界のニーズを把握しつつ、産学連携を基礎研究にまで拡大した上で研究開発活動を計画・推進する機能(「知」のプラットフォーム)について、その研究開発活動から得られる知的財産を産業界が有効活用できる仕組みを整備する。(短期) (文部科学省)

#### ④知的財産戦略を支える人財を育成・確保する。

#### 【情勢認識】

グローバル競争が激化する中で、競争力強化のために国際標準や知的財産を戦略的に活用できる人財(知財マネジメント人財)や、世界を舞台に知的

財産分野で活躍できる人財（グローバル知財人財）が求められている。

また、国民の知的財産に対する基本的な理解を深めるため、創意工夫や知的財産権を尊重する意識を高める必要がある。

（イ）グローバル・ネットワーク時代の知財人財育成プランを確立する。

#### 【施策例】

- ・知財人財育成プランの確立

グローバル・ネットワーク時代において、各種知財人財が、必要な知識、技術・技能を身に付けて実践するための知財人財育成プランを確立し、実施に着手する。（短期）（内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

（ロ）知財システムを支える人財の育成を強化する。

#### 【施策例】

- ・知財マネジメント人財育成の強化

産業界の協力を得て、技術経営専門職大学院をはじめとする高等教育機関における国際標準化を含む知財マネジメントに関する教育内容の充実を促進する。また、産業界を含め、知財マネジメント人財を充実させるために知財研修やマネジメント層への啓発を強化する。（短期）（文部科学省、経済産業省）

- ・知財教育を実施している大学の連携強化

知財マネジメント人財やグローバル知財人財を育成するため、産業界の協力を得て、知財専門職大学院をはじめとする知財教育を実施している大学間の連携を促進する。これにより、人財交流、知財マネジメントに関する教育内容の充実、第三者評価の在り方の検討を通じた教育水準の向上を促進する。（短期）（文部科学省、経済産業省）

- ・知財関連人財育成機関間の国際的な連携強化

独立行政法人工業所有権情報・研修館（I N P I T）と諸外国の知財関連人財育成機関（知的財産に関する国際機関を含む）との間の連携を強化し、これらの人財育成能力の相互向上を図る。（短期）（経済産業省）

- ・研究開発コンソーシアムにおける知財マネジメントに関する研修の強化

研究開発コンソーシアムにおいて知的財産戦略を踏まえた事業戦略の策定を支援する能力向上のための研修を実施する。（短期）（経済産業省）

- ・グローバル・ネットワーク時代に対応した弁理士の育成

弁理士のグローバルな活躍を推進するため、弁理士法の見直しを視野に入れて、弁理士業務の現状を検証・評価し、必要な措置を講ずる。（短期・中期）（経済産業省）

- ・弁理士の知財マネジメント能力の向上

弁理士法で規定されている継続研修制度の活用を含め、弁理士に対し、国際標準化を含む知財マネジメント能力を強化する取組を推進する。(短期) (経済産業省)

- ・中小企業診断士の研修の推進

知的財産戦略を活用した中小企業の経営支援のため、中小企業診断士を対象とした、知財マネジメントに関する研修を推進する。(短期) (経済産業省)

- ・国際的な特許審査協力の推進に向けた審査官の研修強化

英語による国際的な予備審査、外国語特許文献調査への対応、国際協議を進めるため、審査官の研修を強化する。(短期) (経済産業省)

- ・知財マネジメント人財を軸とした専門人財によるネットワークの構築

産業競争力の強化に向けて、知的財産戦略の策定を支援する知財マネジメント人財を軸に、紛争解決や海外制度などの専門人財間の連携を強化するネットワークを構築する。(短期) (経済産業省)

- ・知財教材の一層の充実

各分野における知財人財育成に活用するために、インターネット上で利用可能な知財教材をより一層充実させる。(短期) (経済産業省)

- ・小中高生の知的財産に対する理解と関心を高める取組

小中高生に対して、創造性をはぐくみ発明に対する理解と関心を高めるため、学校教育をはじめとする取組を行う。また、知財教育を行っている団体間の連携・協調を促進することで、教育効果を高める。(短期) (文部科学省、経済産業省)

---

### 3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略

---

#### 【成果イメージ】(2020年)

- デジタル・ネットコンテンツビジネス(新規ビジネス含む)の市場規模:  
約1.4兆円(2008年) → 約7兆円 \*

#### 【目標指標】(2020年)

- 書籍、放送番組の8割程度が電子媒体でも配信される。\*
- 著作権侵害コンテンツの流通量を8割程度減少させる。\*
- 日本のコンテンツのグローバル配信ビジネスが確立し、売上が1,000億円を超える。\*
- 児童生徒が授業の場において、1人1台の各種情報端末を活用してデジタルコンテンツを自在に利用できるようになる。\*

①コンテンツの電子配信を促進するとともに、我が国の知的資産をデジタル・アーカイブ化して活用する。

#### 【情勢認識】

米国において電子書籍ビジネスが急速に拡大し、様々な機器が登場している。我が国では、米国に先行し、主に携帯電話をプラットフォームとした電子書籍ビジネスが行われてきたが、様々な機器による利用を通じた世界的な電子書籍ビジネスの急拡大に十分対応できていない。このため、電子書籍の本格的な普及に向けた取組を加速していく必要がある。また、情報通信技術を活用することで、子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学びや協働的な学びの推進が一層容易となる。こうした「学びのイノベーション」を推進していく観点から、デジタル教材の導入・活用を積極的に進めていく必要がある。

過去の知的資産をデジタル化して集積・活用するビジネスチャンスが広がり、米国の事業者による各国書籍のデジタル化や、欧州電子図書館(欧州委員会のオンラインデジタル図書館)のデジタル・アーカイブ化をはじめとして、知的資産をデジタル化し、活用する取組が加速している。我が国として、知のインフラを更に強化していく観点から、コンテンツのデジタル・アーカイブ化とともに、その活用を促進することが重要である。

## 【施策例】

### ・電子書籍の市場整備の加速化

電子出版に関し、出版者の権利の在り方の検討も含め、著作者と出版者間の契約の促進を支援する。(短期)(文部科学省、経済産業省)

様々な端末・プラットフォームで電子書籍が利用可能となるよう、日本語の縦書きやルビに対応した、中間ファイル・フォーマットを策定し、その普及を図るとともに、中小企業の対応を支援する。(短期)(総務省、経済産業省)

海外のフォーラム標準である最終フォーマットについて、アジアを中心とする各国と連携して、縦書きやルビを含む日本語対応を可能とする。(短期)(総務省、経済産業省)

デジタル教材の円滑な導入を進めるため、教材開発や指導方法に関する研究・開発を進め、その成果を普及する。(短期・中期)(文部科学省、総務省)

### ・知的資産のアーカイブ化とその活用促進

我が国の知的インフラ整備の観点から、国立国会図書館が有する過去の紙媒体の出版物のデジタル・アーカイブの活用を推進する。具体的には、民間ビジネスへの圧迫を避けつつ、公立図書館による館内閲覧や、インターネットを通じた外部への提供を進めるため、関係者の合意によるルール設定といった取組を支援する。(短期)(文部科学省、経済産業省、総務省)

国立国会図書館への電子納本を可能にするため、例えば、電子書籍として市場で配信されたものは、館内閲覧に限るというルール設定の検討をはじめとした取組を支援する。(短期)(文部科学省、経済産業省、総務省)  
NHKオンデマンドをはじめとしたインターネットを通じた放送番組の配信に関する財源の在り方の検討を含め、NHKの番組資産の活用を促進する。また、民間の放送番組については、そのアーカイブの一層の拡充に向けた取組を支援する。(短期)(総務省)

マンガ、アニメ、映画、図書といった様々なコンテンツのアーカイブの活用を促進するため、各機関におけるアーカイブ充実のための支援を行う。また、諸外国のアーカイブとの連携も視野に入れつつ、各アーカイブをネットワーク化し、一元的なデータベースを整備する。(短期・中期)(文部科学省、総務省)

国立国会図書館の書籍や、放送番組をはじめとした様々なアーカイブの活用のため、一定期間を経過した著作物に関し、一層円滑な権利処理を促進する。(短期)(文部科学省)

## ②デジタル化・ネットワーク化の基盤を戦略的に整備する。

## 【情勢認識】

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、コンテンツを巡る新たな動きが急速に展開している。

様々な電子端末やスマートテレビの登場を背景に、購入したコンテンツをいつでもどこでも利用できるクラウド型サービスが登場しており、普及が見込まれている。こうしたクラウド型サービスと強靭なネット基盤は、大災害などのクライシス・マネジメントでも大きな力を発揮する。一方、我が国においては、クラウド型サービスは、場合によっては著作権侵害に該当する可能性があるとの指摘もあり、知的財産の観点からクラウド型サービスの環境整備に向けた早急な取組が必要である。

また、様々なコンテンツを対象とするグローバルなプラットフォームが進展している。我が国では携帯電話でのプラットフォームが独自の発展を遂げてきた。しかしながら、現在、スマートフォンの急速な普及によってグローバルなプラットフォームとの競争に晒されている。さらに、スマートテレビの普及によって従来のメディアもプラットフォームとの競争に巻き込まれることが予想される。

加えて、新たな表現形態である3D映像の機器が発売され、今後の我が国のコンテンツ産業にとって新たな魅力を提供できるチャンスが増大している。しかし、現状では、3Dコンテンツの供給が不足しており、急速な普及にはつながっていない。

### 【施策例】

- ・ クラウド型サービスの環境整備

我が国におけるコンテンツのクラウド型サービスの環境整備を図るため、法的リスクの解消も含め、著作権制度上の課題について整理し、必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省)

- ・ プラットフォームの競争環境整備

プラットフォームに関し、国際的な動向の情報収集を図りつつ、競争の実態を注視する。(短期・中期)(公正取引委員会)

- ・ 3D映像の促進

NHKや民間事業者による3D映像放送を拡大することをはじめとして3Dコンテンツの普及のための取組として、安全基準の策定、制作技術の普及及び人財育成を進める。(短期)(総務省、経済産業省)

### ③グローバルな著作権侵害への対応を強化する。

### 【情勢認識】

デジタル化・ネットワーク化の進展によって、著作権侵害コンテンツがインターネットを通じてグローバルに横行している。例えば、人気が高い我が国のアニメやマンガは、国内公表後直ちに各国語の翻訳付きで海外サーバーにアップロードされ、不正流通が拡大している。また、グローバルなプラッ

トフォームにおいても、我が国の著名書籍の海賊版が販売されている。こうした動きは、我が国のコンテンツのグローバル展開を図る上で、大きな障害となっている。国内の利用を念頭にした著作権侵害コンテンツについても、海外の投稿サイトなどが利用されることも少なくない。

海外の事業者がこうした不正流通に直接又は間接に関与する場合には、削除要請をしても実行までのハードルが高く、十分な対抗措置を探ることが困難である。これまでの国内対策に加え、グローバルなインターネット上の著作権侵害対策を強化する必要がある。

#### 【施策例】

##### ・インターネット上の著作権侵害の抑止

インターネット上でグローバルに流通する著作権侵害コンテンツを抑止する観点から、正当な権利者に関する情報を共有する仕組みを構築するため、国際的枠組での検討を進める。(短期)(文部科学省、経済産業省)  
著作権侵害が特に多発する海外のサイトに関し、民間企業の自主的な措置も含め、総合的な対策を検討し、結論を得る。(短期)(総務省、文部科学省、経済産業省)

二国間政府協議や知的財産保護官民合同代表団(政府と国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)により構成)の派遣を通じ、侵害発生国に対して著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかける。また、海外のプロバイダーに対し、著作権侵害コンテンツを削除させるため、民間企業による一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の活用を促進する。(短期)(経済産業省、文部科学省、総務省)

#### ④人財育成の根幹となる創作基盤を強化する。

#### 【情勢認識】

デジタル化・ネットワーク化の進展に対応し、新たなコンテンツを創造する基盤の強化が必要である。我が国の個人の創作レベルは高く、様々な可能性を有している。デジタル制作ツールが利用しやすい環境となり、ソーシャルネットワーキングサービス・動画共有サイトの普及に伴い、独創的な二次創作が行われ、それがビジネスにつながる動きも出てきている。

#### 【施策例】

##### ・創作基盤としての二次創作の円滑化

パロディに関する法的課題を検討するとともに、インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化のための取組を進める。  
(短期)(文部科学省、経済産業省)

##### ・デジタルコンテンツの活用促進

インターネット上で、個人が既存のコンテンツの一部を紹介することや二次創作を円滑化し、デジタルコンテンツの活用を促進するため、包括契約のベストプラクティスを紹介するとともに、権利侵害についての民間コンセンサスの形成に向けた取組を支援する。（短期）（文部科学省）

## 4. クールジャパン戦略

---

### 【成果イメージ】(2020年)

- 日本にとってのクールジャパン関連産業の市場規模：  
約4.5兆円（2009年）→ 17兆円（2020年）

### 【目標指標】(2020年)

- アジア市場において、日本のコンテンツを核として、新たに年間1兆円の収入を獲得する。\*
- 年間の訪日外国人旅行者数：約861万人（2010年）→2500万人
- 我が国の国際見本市への外国人来訪者数：約6.5万人（2010年）→30万人
- 諸外国におけるコンテンツ規制の解禁・緩和を実現する。\*
- 延べ1万人のクリエーターが小・中学校を訪問する。\*

### ①クールジャパンを発掘・創造する。

#### 【情勢認識】

「クールジャパン」は、ゲーム・マンガ・アニメといったコンテンツ、ファッショhn、产品、日本食、伝統文化、デザイン、更にはロボットや環境技術などハイテク製品にまで範囲が広がっている。

しかし、日本人が想定するクールジャパンと実際に外国人が感じるクールジャパンにはギャップが存在している。あらかじめクールジャパンの定義をするよりも、何が真にクールジャパンなのかを模索しつつ、多くの試行錯誤の中でクールジャパンを確立していくことが重要である。

グローバル・ネットワーク時代には、コピーできない固有のアイデンティティこそが外国人の目にクールに映る。我が国独自の文化、伝統、ライフスタイルに深く根ざしたものや、日本人独特のこだわりや丁寧さに基づくもの、「軽薄短小」を得意技とする省エネ・省資源型の先端技術、自由な心に育つクリエイティブなコンテンツのように日本人にとって「当たり前」のものの中にこそ、真のクールジャパンが潜んでいる。

すなわち、海外の視線を意識することのないまま日本各地に「埋もれていったもの」を発掘・創造し、グローバルにビジネス化していくことが重要である。また、各々の魅力は受け手により異なることから、各国の市場構造やクールジャパンの内容に応じて戦略的かつ柔軟に展開していくことが重要である。

特に、映画・テレビといった映像は、言葉の壁を超えて日本の魅力を総合的に伝える上で影響力が極めて大きい。グローバルに発信できる優れた映像コンテンツを創造していくことが重要である。

その際、我が国においては各地域によって様々な文化がはぐくまれており、こうした多様な魅力を発信していくことも重要である。

### 【施策例】

#### ・ 映像を通じた発掘・創造

多様な地域・人々の魅力を含むクールジャパンを伝える映像コンテンツや3Dをはじめとする高い技術力・企画力を活かした映像コンテンツを製作し、グローバルに発信する。(短期)(総務省、外務省、経済産業省) 海外展開資金を供給するファンドを通じて、世界に通用する作品づくりを支援する。(短期)(経済産業省)

国際共同製作への支援を行うとともに、アジア諸国をはじめとする諸外国との国際共同製作協定を締結する。(短期・中期)(経済産業省、外務省、総務省、文部科学省、国土交通省)

「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」、「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」、日中映像交流事業(「映画、テレビ週間」、「アニメ・フェスティバル」)といったアジア域内の交流の場を通じ、国際共同製作や外国の規制緩和の促進も含め、我が国コンテンツ流通の促進を図る。(短期)(経済産業省、総務省)

#### ・ 対象国のニーズに即した展開戦略の策定

コンテンツ、ファッション、食、すまい、観光、地域産品を効果的に組み合わせ、各国のニーズに基づくグローバルな展開戦略を策定し、推進する。(短期)(経済産業省、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

## ②クールジャパンをグローバルに発信する。

### 【情勢認識】

クールジャパンをグローバルに広めるためには、戦略的な情報発信が不可欠である。その際には、対象国のニーズに即した展開戦略を構築することが重要である。

また、単独のモノやサービスだけではなく、様々なアイテムの有機的な組合せによって、効果的に発信する必要がある。例えば、映画・ドラマ番組とファッション、食、ライフスタイルのように各地方の独特な魅力を伝え、一体的に発信して、我が国に外国人を呼び込む取組が重要である。

さらに、国内外でのイベントにおける発信を強化するとともに、インターネットを含め、様々なチャネルを使った発信を強化することが重要である。

加えて、東日本大震災を踏まえ、日本の復興について、適切に情報発信す

る必要があるが、海外では、我が国に関する状況が必ずしも正確に伝わっていない。海外への情報発信に当たっては、従来からの新聞・放送メディアに加え、ソーシャルネットワーキングサービスが大きな役割を果たしてきており、国際的なクールジャパン関連イベントを含む多様なチャネルを通じた多言語による正確かつ迅速な情報発信が重要となっている。コンテンツをはじめとするクールジャパンを海外に展開していくこと自体が、世界に対して日本の力強い復興の意思を発信していく点にも留意が必要である。過度の自肅による悪循環に陥ることなく、クールジャパンに関する活動を通じて、国内を明るく元気にし、復興を加速することが求められる。

### 【施策例】

#### ・ クールジャパン発信の仕組みの構築

クールジャパンに関するコミュニケーション戦略を担う「クリエイティブ・ディレクター」を設置するとともに、海外においてクールジャパンを発信する人財（「アンバサダー」）をネットワーク化し、戦略的な情報発信を行う。（短期）（経済産業省）

コ・フェスタ、メディア芸術祭、各種見本市をはじめとした国内でのイベントに関し、海外への情報発信強化や外国人を呼び込むための取組を進めるとともに、海外からの出展の増加を図る。（短期）（経済産業省、文部科学省、内閣官房、総務省、外務省、国土交通省）

ロンドンオリンピックや周年事業（例、「日米桜寄贈 100 周年事業」）に代表される国際的イベントを活用し、府省横断的にクールジャパンを発信する仕組みを確立する。また、地方自治体とも連携して地域に根ざしたクールジャパンを発信する仕組みを確立する。（短期）（外務省、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

#### ・ 東日本大震災を踏まえた情報発信

多言語ポータルサイトを通じた適切な情報発信、国内外のクールジャパンに関連するイベント、復興キャンペーン、海外との人的交流を通じ、海外に対し、震災からの復興に関する情報発信を行う。（短期）（内閣官房、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省）

国内において、クールジャパンによる創造的復興に向けた意識を醸成するための情報発信を行う。（短期）（内閣官房）

#### ・ イメージ戦略の推進

イメージ戦略の一環として、クールジャパンに関するポータルサイトによる多言語発信の強化や、ロゴマークの作成を含む統一的なイメージによる発信を行う。（短期）（内閣官房）

世界的な有識者により、文明に関する意見交換を行う国際会議を日本において開催し、世界に向けて新たな価値を発信する。（短期）（文部科学省）

#### ・ 映像や放送の展開

放送番組を含む映像コンテンツの海外展開を促進するため、官民が連携するコンソーシアムを設置するとともに、現地語対応を含め、民間によ

る海外発信のための取組を支援する。また、権利処理を円滑化するため、ガイドラインの策定を含む検討の場を設置し、必要な措置を講ずる。(短期)(総務省、文部科学省、外務省)

クールジャパンの対外情報発信の強化を図るため、各国・地域の衛星放送やケーブルテレビを通じた国際放送の普及に向けた取組を支援する。(短期)(総務省)

・国際線での情報提供

我が国発着の国際航空路線へのクールジャパンに関する映像の提供を進める。(短期)(内閣官房、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

・コンテンツを活用したクールジャパンの発信強化

影響力が大きい映画・ドラマ・ゲームを活用し、作品中にファッションや食といったクールジャパンを登場させるよう民間の取組を促す。(短期)(経済産業省)

### ③クールジャパンの人気を拡大させる。

#### 【情勢認識】

クールジャパンを発信した後、人気を更に拡大させていくことが必要である。このためには、熱心なリピーター層を形成し、訪日外国人の増加を国内経済の活性化に結び付けていくことが重要である。その際に、観光客のみならずビジネス客も含めることでその効果はより増大する。例えば、ラスベガスは、大規模見本市によって今やカジノよりも多くのビジネス客を集めている。我が国においても、国際見本市への外国人入場者数を大幅に拡大することが重要であり、現在の約6.5万人を2020年までに30万人に増やすことを目指して取り組む必要がある。

また、特に影響力が大きく、中核となり得るオピニオンリーダー的な外国人の「ファン」の一群を創り、クールジャパン人気が連鎖的に拡大していく仕組みを構築する必要がある。

さらに、クールジャパンの優れた取組を顕彰し、関係者の意欲を高めつつ、世界にクールジャパンの発信を強化することにより、人気を拡大する基盤を確立することが重要である。これらを通じ、日本にとってのクールジャパン関連産業の市場規模を約4.5兆円(2009年)から17兆円(2020年)に増やすことを目指す。

加えて、東日本大震災は、日本の食、観光、製品への信頼性に短期的なショックを与えており、日本のブランドイメージの回復を早急に図ることが喫緊の課題であることから、その取組に直ちに着手する必要がある。

## 【施策例】

- ・ 東日本大震災を踏まえた日本のブランドイメージの回復  
日本の食に関するイメージの回復を図るため、正確な情報発信を図るとともに、国内の検査体制の強化、輸出に必要な証明書発行体制の構築をはじめとした体制整備を行う。(短期)(農林水産省)  
日本への観光の回復を図るため、正確な情報発信や観光イベントへの支援強化を行う。(短期)(国土交通省)  
風評被害による物流の停滞を防ぎ、貿易の円滑化を図るため、日本の製品に関し、正確な情報発信を図るとともに、国が指定した検査機関が行う輸出品に対する放射線量検査の検査料を補助する。(短期)(経済産業省)  
適切な情報発信を行い、不適切な報道への対応を在外公館を通じて行うとともに、過剰規制とならないよう外交ルートを通じ海外当局に働きかけを行う。(短期)(外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)
- ・ 「クールジャパン大賞(仮称)」による顕彰  
クールジャパンの取組のうち、特に優れたものやクールジャパン推進に顕著な功績を残した人物・団体を顕彰することを通じて、クールジャパンの人気の拡大を図る。(短期)(経済産業省、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、外務省)
- ・ クールジャパンのリピーターの拡大  
日本のファンとなる観光客やビジネス客の増加を図るため、国際見本市とも連動させながら、クールジャパンをテーマとした訪日旅行ルートの開発を推進する。(短期)(国土交通省、文部科学省、経済産業省、農林水産省)
- ・ 地域の活性化や観光客の増加を図るため、史跡の復元・公開や地域の伝統芸能といった日本各地の特色ある文化遺産を活かした取組を支援する。(短期)(文部科学省、国土交通省)
- ・ 国際見本市の活性化と情報発信  
国際見本市は、グローバルに情報発信する優れた場であるとともに、経済活性化につながるビジネス客を引き寄せる有効なツールである。このため、各地の観光資源との相乗効果を高めながら、我が国で開催される国際見本市の活性化を支援する。(短期・中期)(経済産業省、国土交通省)
- ・ 情報リーダー招へい  
海外プレス、著名ブロガー、クリエーターを招き、クールジャパン人気を拡大する。(短期)(外務省、文部科学省、国土交通省、経済産業省)
- ・ 地理的表示保護制度の導入検討  
高品質な我が国の農林水産物や食品について、そのブランドイメージを保護し、その輸出促進を図るため、農林水産物・食品に係る地理的表示(Geographical Indications、GI)の保護制度の導入に向けた検討を行い、結論を得る。(短期)(農林水産省、経済産業省)

- ・ A C T A（模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称））の参加促進  
ブランドの価値を国際的に守るため、アジアをはじめとする諸外国に対し、A C T Aへの参加拡大を促す。（短期・中期）（外務省、経済産業省、文部科学省、総務省、法務省、財務省）

#### ④クールジャパンの基盤を整備する。

##### 【情勢認識】

東日本大震災により被害を受けたクールジャパン関連基盤の復旧・復興を速やかに進めていく。今後の復興に当たっては、被災地域の要望を踏まえながら、クールジャパンを活用した復興が重要となる。

加えて、クールジャパンのグローバル展開を進めるに当たり、分野によって諸外国の規制が障害となる場合がある。例えば、コンテンツ分野では、従来から一部の国で他国の映画や放送番組に関する数量規制やゲーム機の輸入規制などの障壁が引き続き存在しており、国として緩和・撤廃に向けた取組が不可欠である。

また、海外においては、在外公館を中心に、クールジャパンに関する取組をサポートする体制を強化する必要がある。

##### 【施策例】

- ・ クールジャパン関連基盤の復旧・復興  
文化資源、観光資源、情報通信基盤の速やかな復旧を図る。（短期）（総務省、文部科学省、国土交通省）  
クリエイティブ拠点の整備をはじめとしたクールジャパンに関連する様々な施策の実施に当たり、被災地域・関係者の要望を踏まえて当該地域内で実施することも含め、復興に資するよう配慮する。（短期・中期）（総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）  
東日本大震災に対応して抜本的に内容を強化した公的融資・保証により、中小企業の資金繰り対策を強化するとともに、被災した中小企業の施設復旧のための人材・資金面での支援を実施する。（短期）（経済産業省）  
権利者の協力を得て行う被災地域に対する効果的な情報提供、読み聞かせ、移動図書館サービスの提供といった公共図書館の取組を促進する。（短期）（文部科学省）
- ・ クールジャパンに関する諸外国の規制の緩和・撤廃  
アジア市場をはじめとする諸外国におけるコンテンツや食に関する規制の緩和・撤廃を強く働きかけ、実現する。（短期・中期）（外務省、経済産業省、総務省、文部科学省、農林水産省）
- ・ 在外公館によるクールジャパンの支援強化  
現地ニーズを踏まえた海外展開を促進するため、重点国・都市を選定し、

在外公館を中心に、現地関係機関や民間が連携する「クールジャパン支援タスクフォース（仮称）」を創設する。また、クールジャパンに関する民間の海外での活動の際に、在外公館を中心として、施設の提供や大使をはじめとする外交的なプレゼンスや現地ネットワークを活用した支援を行う。（短期）（外務省、経済産業省、農林水産省、国土交通省）

- ・クールジャパンに関する文化関係者のネットワーク形成  
東アジア諸国の文化人・芸術家が一堂に会する会議を日本において開催し、人的ネットワークを構築するとともに東アジア諸国の文化交流を促進することを通じ、クールジャパンの発信のための基盤を強化する。（短期）（文部科学省）
- ・クールジャパンに関する拠点の整備  
農林水産品・食品の輸出に当たって検疫条件を満たすための施設を整備する。（短期）（農林水産省）  
日本をアジアや世界におけるクリエイティブ分野の中核的な発信地とするため、首都東京のブランドの再確立や地域におけるクリエイティブ拠点の整備を推進する。（中期）（経済産業省）

## ⑤グローバルに通用する人財基盤を強化する。

### 【情勢認識】

クールジャパンの海外展開を推進するに当たっては、グローバル・ネットワークを活用してビジネス化できるプロデューサー人財が不可欠である。昨年4月に、コンテンツビジネス関連人財の一つの到達目標となる国家資格が創設され、今後、一定の能力を有する人財が増えることが期待される。しかし、現状では、こうした人財は十分とは言えない。グローバル展開のビジネスチャンスを創るとともに、優秀な人財が集まる環境を整備し、若手クリエーターも含めた人財育成の仕組みを構築していかねばならない。

また、低年齢層から、情報を多面的に理解する能力を醸成するとともに、様々なコンテンツに触れ、その真の価値を見極める能力を育成していくことが重要である。

### 【施策例】

- ・プロフェッショナル人財の育成  
プロデューサーの育成を支援するとともに、国際実務に精通する「エンタテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」とコンテンツ事業者との交流の場を設け、国際的なビジネスへの対応を強化する。（短期）（経済産業省、文部科学省）
- ・若手クリエーターの育成  
若手アニメーターに制作機会を提供することを通じ、人財育成を推進する。（短期）（文部科学省）

コンテンツ分野に関し、専門学校や大学と産業界が連携する产学コンソーシアムを設置し、社会人が学びやすい学習体系の導入も含め、実践的な職業能力を育成する学習システムを構築する。(短期)(文部科学省)

若手を含め、海外クリエーターの招へいを通じ、クリエーターの国際交流を促進する。また、日本各地に、海外クリエーターの創作活動の拠点（アーティスト・イン・レジデンス）を形成する。(短期)(文部科学省)

・クリエーターの裾野拡大

コンテンツ分野のクリエーターによる学校訪問の機会を拡充し、児童生徒の頃から様々な芸術文化表現を体験することにより、コミュニケーション能力や様々な作品の真の価値を見極める能力を涵養するとともに、学校教育における創造活動、知財教育及び情報モラル教育（情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を身に付けるための教育）を充実する。(短期)(文部科学省)

### III 4 戦略実施の工程表

上記の4戦略について、「誰が」「何を」「いつまでに」実施するかを明確化するため、附表1のとおり工程表を作成した。本工程表に列記した施策は、政府全体として確実に実行するとともに、大震災に関する追加措置を含め、今後、大きな状況変化があった場合には、適時適切に見直すこととする。

＜参考＞知的財産推進計画2010の実施状況

(附表2参照)

## 知的財産推進計画2011 工程表

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期			
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度			
<b>1. 國際標準化のステージアップ戦略</b>											
「知財計画2011」本文記載の施策											
1		策定された国際標準化戦略を実行するとともに、その結果を継続的に確認する。 (短期・中期)	内閣官房 内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	国際標準化戦略タスクフォースにおいて、各特定戦略分野における国際標準化戦略の実行状況のフォローアップを実施。  ・各特定戦略分野の状況の変化に応じて、国際標準化戦略の軌道修正を行いつつ、国際標準化戦略における取組を着実に実行。 ・各特定戦略分野の国際標準化戦略における継続的な検討事項について検討し、結論を得る。	各特定戦略分野における国際標準化活動の自律的展開に向けて、国際標準化戦略タスクフォースによるフォローアップを実施。  引き続き、各特定戦略分野の状況の変化に応じて、国際標準化戦略の軌道修正を行いつつ、2011年度に得た結論を含め、国際標準化戦略における取組を着実に実行。						
2	7分野における国際標準化戦略の実行	国際標準化に関する国際会議やフォーラムについて、官民で責任体制を明確化しつつ、適切にフォローアップするとともに、我が国の技術に関する情報発信や人的関係の構築を含め、可能な限り、議長や幹事といった中心的な役割を担えることを目指す。関係府省は、必要な支援策を講ずるとともに、高度の専門的な知識・経験を有する職員を育成・活用する。 (短期・中期)	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省 外務省	・国際標準化戦略の実行に当たり、国際標準化に関する国際会議やフォーラムについて、官民が連携して最新の状況・動向を調査し、把握。 ・国際標準化戦略の実行に当たり、ターゲットとなる国際会議やフォーラムにおける中心的な役割の獲得に向け、官民が連携した取組を実施。 ・国際標準化戦略の実行を行うための高度の専門的な知識・経験を有する職員について、育成・活用の方策を検討し、結論を得る。  在外公館を通じて、国際標準化に関する我が国技術の情報発信や人的関係の構築を支援。	・引き続き、官民が連携して最新の状況・動向を調査し、把握。 ・左記の実施状況を踏まえ、国際会議やフォーラムにおける中心的な役割の獲得に向け、官民が連携した取組を実施。 ・高度の専門的な知識・経験を有する職員の育成・活用の方策を実行。  諸外国の情勢変化も踏まえ、在外公館を通じ、情報発信や人的関係の構築を支援。						

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
3	新たな国際標準化特定戦略分野の選定	新たな国際標準化特定戦略分野の選定を検討した上で、新たな戦略を策定し、実行する。 (短期・中期)	内閣官房	・我が国情勢にかかるがみつつ、新たな特定戦略分野選定の適合及び追加すべき分野を検討し、結論を得る。 ・新たな特定戦略分野を選定する場合には、当該分野の国際標準化戦略を策定。	新たな特定戦略分野の国際標準化活動の自律的展開に向け、国際標準化戦略タスクフォースによるフォローアップを実施。			
4	国際標準化活動への支援	国際的な標準化機関での標準化活動への参画を促進するための財政的支援を強化する。 (短期・中期)	経済産業省	標準化活動への参画を促進するための財政的支援に係る検討を実施。	検討結果に基づき推進。			
			総務省	諸外国の標準化の動向に関する調査を通じて、国際的な標準化機関の会合へ専門家を派遣。	左記の実施状況を踏まえ、諸外国の標準化の動向に関する調査を通じて、国際的な標準化機関の会合へ専門家を派遣。			
5		国が実施し、あるいは支援する研究開発において、フォーラム標準を含む国際標準化活動への参画のための支援を行う。 (短期・中期)	経済産業省	国が実施し、あるいは支援する研究開発において、国際標準化活動への参画に向けた支援の在り方について検討し、可能なものから実施。	当該結論に基づき実施するとともに、必要に応じて施策の見直しを実施。			
			総務省	・「ICT国際標準化推進会議」において、フォーラムやデジュール機関で標準化が検討される技術規格を、国が支援する規格とするか検討。 ・フォーラム標準を含む国際標準化活動に対する国の支援の在り方について検討し、結論を得、可能なものから実施。	結論に基づきフォーラム標準を含む国際標準化活動の支援を実施。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
6	国際的な標準化機関の会合の誘致	国際的な標準化機関について、総会を含む重要会合を日本へ積極的に誘致する。 (短期・中期)	経済産業省 総務省	関係企業、標準化団体と連携し、IEC総会をはじめとする標準化機関の重要会合を日本へ誘致。	左記の実施状況を踏まえ、標準化機関の重要会合を日本へ誘致。			
				我が国の関係企業、標準化団体と連携し、ITUやW3C、IEEEをはじめとする情報通信分野の標準化機関の重要会合を日本へ誘致。	左記の実施状況を踏まえ、情報通信分野の標準化機関の重要会合を日本へ誘致。			
7	国際標準化に関する情報収集	諸外国の標準化団体との情報交換を通じ、産業界の要望を踏まえつつ、諸外国の国際標準化活動に関する情報を収集するとともに、その情報を関係者に適切に提供する。 (短期・中期)	経済産業省 総務省	産業界の要望を踏まえつつ、既存の二国間及び多国間のフレームワークの活用により、欧米及びアジアの国際標準化活動に関する情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供。	産業界の要望の変化も踏まえ、情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供。			
				国際会議への参加や諸外国の標準化の動向に関する調査を通じて得られた情報を、審議会や民間の標準化活動の場を通じて関係者に適切に提供。	左記の実施状況を踏まえ、情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供。			
			国土交通省	中国、韓国との「北東アジア標準協力フォーラム」や、欧州との情報交換会に参加し、我が国からの提案を行うとともに、諸外国の国際標準化活動に関する情報を収集。また、「水分野国際標準化戦略委員会」の場を継続的に活用し、これらの情報を官民の関係機関に提供。	諸外国の情勢変化も踏まえ、我が国からの提案や情報収集を行うとともに、これらの情報を官民の関係機関に提供。			
				在外公館を通じて、諸外国の国際標準化活動に関する情報収集を支援。	諸外国の情勢変化も踏まえ、在外公館を通じ、情報収集を支援。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
8	国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進	国が実施し、あるいは支援する研究開発において、国際標準化を視野に入れるとともに、必要な場合には、個別の研究計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む。 (短期・中期)	総務省	研究開発を実施し、あるいは支援する上で、研究開発の内容に応じて、研究計画及び評価において、国際標準化や認証に向けた基準策定に係る事項を盛り込む。		引き続き、研究計画及び評価に国際標準化や認証に向けた基準策定に係る事項を盛り込む。		
			文部科学省					
			厚生労働省					
			経済産業省					
			国土交通省					
			環境省					
9	情報提供・啓発の実施	研究開発の計画段階で標準化や認証を見通すための支援として、標準化や認証制度に関する情報の提供、啓発を行う。 (短期・中期)	総務省	公的研究機関や大学をはじめとする研究開発の現場でこれに携わる者に対して、研究開発の計画段階で標準化や認証を見通すために、必要な情報提供、啓発を行うための方策について検討し、結論を得る。		・当該結論に基づき、情報提供及び啓発の実施。 ・情報提供、啓発を行う分野の特性・状況に応じ、より効果的な方策を検討し、結論を得る。		
			文部科学省					
			厚生労働省					
			経済産業省					
			国土交通省					
			環境省					
10	認証機関の能力向上	国が実施し、あるいは支援する研究開発及び関連する国際標準化活動について、必要に応じ、認証機関の参画を促すことにより、認証機関の新技術への対応能力を向上させる。 (短期・中期)	総務省	・国が実施し、あるいは支援する研究開発について、認証の必要性を検討した上で、認証機関の研究開発体制への参画を促進。 ・国際標準化活動に際し、認証における当該国際標準の活用が見込まれる場合には、認証機関の参画に資する支援を実施。		左記の実施状況を踏まえ、認証機関の研究開発体制への参画の促進し、認証機関の参画に資する支援を実施。		
			文部科学省					
			厚生労働省					
			経済産業省					
			国土交通省					
			環境省					

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期			
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度			
11	認証業務の立上げに向けた公的研究機関による認証業務の支援	新規に開発された技術など、戦略的に重要でも、高度な専門性が必要なため、民間認証機関の単独業務として実施困難な場合には、民間による認証業務の立上げに向け、当該技術に知見を有する公的研究機関による認証業務の支援を含む適切な施策を講ずる。 (短期・中期)	総務省	新規に開発された技術など、戦略的に重要でも、高度な専門性が必要なため、民間認証機関の単独業務として実施が困難な場合に該当する案件について、民間による認証業務の立上げに向けた施策について検討し、実施。	引き続き、民間による認証業務の立上げに向けた施策について検討し、実施。						
			文部科学省								
			厚生労働省								
			経済産業省								
			国土交通省								
			環境省								
12	標準化及び認証の戦略的な活用事例の提供	標準化及び認証の戦略的な活用についての事例収集・提供を通じて、普及啓発を進める。 (短期・中期)	経済産業省	企業における標準化及び認証の活用事例の収集を進めるとともに、普及啓発活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き事例収集を進めるとともに、普及啓発活動を実施。						
			総務省	情報通信分野における国内外の事例の調査・分析を行うとともに、普及啓発活動を実施。	状況の変化を踏まえ、引き続き調査・分析を行うとともに、普及啓発活動を実施。						
13	「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」の着実な実施	アジア太平洋地域との協力関係の強化に向けた「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を着実に実行する。 (短期・中期)	経済産業省	「アジア太平洋産業技術・国際標準化プログラム」を実施し、同プログラムに基づき共同研究開発を推進。							
14	アジア地域における認証能力向上	アジア地域における共同研究開発・共同実証事業において、現地認証機関の認証能力の向上に資する協力をを行う。 (短期・中期)	総務省	昨年度の検討を踏まえ、アジア諸国からの参加を得て、コンテンツメディア関連の通信インターフェース仕様の検証を行うプロジェクトを実施。	実施主体からの要請に応じ国際標準化活動における認証の取組の必要性を検討した上で、アジア諸国の現地認証機関の認証能力向上に資する協力が必要な分野について検討。	結論に基づきアジア地域における共同研究開発・共同実証事業を通じた協力活動を実施。					
			国土交通省	アジア地域における水関連技術の実証実験に係る技術的評価の仕組みを確立するとともに、試行的に実施。	アジア地域における水関連技術の実証実験について、実施主体の要請に応じた評価を実施。						
15	大震災の経験・教訓を踏まえた国際標準の見直し	災害に関する安全性や組織対応をはじめとする大震災の経験・教訓を踏まえた国際標準の見直しの必要性について調査を行い、調査結果に従って必要な対応を行う。 (短期・中期)	経済産業省	災害に関する安全性や組織対応をはじめとする大震災の経験・教訓を踏まえた国際標準の見直しの必要性について調査を実施。	調査結果に基づき、適切に対応。						
			国土交通省								

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度		
「知財計画2010」からの継続施策										
16	国際標準化活動の専門家の育成(中期)	技術知識だけでなく、知財知識、事業知識や現場での交渉スキルを身につけた国際標準化活動の専門家を育成する。	経済産業省	専門家人財の育成方策を検討し、可能なものから実施。 ・研修・セミナーによる既存の人財育成を推進。 ・新たな育成方法について検討。	検討結果に基づき専門家育成支援を実施。					
			総務省							
			国土交通省							
17	標準化に関する検定制度の創設(中期)	標準化に関する知識の普及や、国際標準化活動の専門家のスキルの「見える化」を目指し、標準マネジメントに関する検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。	経済産業省	検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。						
18	産業界の意識改革の促進(短期)	経営に資する標準化活動に係る産業界の理解や意識改革を促す。	経済産業省	産業界の国際標準に対する理解の増進を図る。 ・経営者層を対象とした研修やセミナーを開催。 ・企業の経営者層、標準化活動の専門家との意見交換を実施。						
			総務省							
			国土交通省							
19	知的財産マネジメントの実践(中期)	特定戦略分野を中心に、国際競争力を持ち得る事業の経営層を対象に、国際標準化戦略を含む知的財産マネジメントへの意識改革と取組みを全社的に強化するための啓発を行う。また、有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を積極的に展開する。	経済産業省	・産業界からの参加も得た「知財ワーキンググループ(仮称)」を設置し、諸外国の取組事例を分析しつつ、知財による保護と標準化とを一体的かつ効果的に活用して行く上での効果的かつ必要な取組の在り方にについて、検討。 ・経営者層を対象とした研修やセミナーを実施。 ・有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を展開。	左記ワーキンググループの検討結果に応じて、必要な取組を実施。					
20	規制・規格の海外発信への支援(短期)	日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援する。	経済産業省	日本の技術のガイドライン・日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援。						
			総務省							
			国土交通省							
			環境省							

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
<b>2. 知財イノベーション競争戦略</b>								
	「知財計画2011」本文記載の施策							
21	大震災関連情報の一元的発信	インターネット上でも利用可能な形態で、大震災に影響を受けた産業財産権取得上の手続に関する救済措置をはじめとする大震災関連情報を一元的に発信する。 (短期)	経済産業省	インターネット上でも利用可能な形態で、大震災に影響を受けた産業財産権取得上の手続に関する救済措置をはじめとする大震災関連情報を一元的に発信。				
22	専用相談窓口の開設及び被災地域のワンストップ相談窓口との連携	大震災により影響を受けた全国の出願人又は代理人からの産業財産権取得上の手続に関する相談に対応する専用相談窓口を開設する。また、被災地域各県のワンストップ相談窓口においても専用相談窓口と連携しつつ適切な支援を行う。 (短期)	経済産業省	・大震災により影響を受けた全国の出願人又は代理人からの産業財産権取得上の手続に関する相談に対応する専用相談窓口を開設。 ・被災地域各県の「知財総合支援窓口」においても専用相談窓口と連携しつつ適切な支援を実施。				
23	電子出願の代替手続による救済	大震災の影響により、出願人又は代理人が電子出願を利用できない場合には、緊急救済措置として、記録媒体による出願手続を、特許庁長官の事前承諾を求めることなく認める。 (短期)	経済産業省	大震災の影響により、出願人又は代理人が電子出願を利用できない場合には、緊急救済措置として、記録媒体による出願手続を、特許庁長官の事前承諾を求めることなく認容。				
24	手続期間延長による緊急救済措置	大震災の影響により、出願人又は代理人が法定期間内に手続ができない場合には、その事情を勘案して、手続期間の延長を認める。また、指定期間内に手続ができない場合には、その事情を勘案して、手続を行うことを認める。 (短期)	経済産業省	大震災の影響により、出願人又は代理人が法定期間内に手続ができない場合には、その事情を勘案して、手続期間の延長を認容。また、指定期間内に手続ができない場合には、その事情を勘案して、手続を行うことを認容。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
25	海外への緊急救済措置の要請及び関連情報の周知	海外の主要知財庁に対し、大震災の影響で所定の手続や連絡ができない我が国出願人及び代理人への緊急救済措置を要請する。我が国の要請を受けて各知財庁が公表した緊急救済措置について、インターネットも活用し、周知する。(短期)	経済産業省	・海外の主要知財庁に対し、大震災の影響で所定の手続や連絡ができない我が国出願人及び代理人への緊急救済措置を要請。 ・我が国の要請を受けて各知財庁が公表した緊急救済措置について、インターネットも活用し、周知。				
26	英語での国際的な予備審査の推進	アジア諸国をはじめとする外国発の国際特許出願について、我が国が国際調査を管轄する国を拡大する。これらの国や国内からの英語による国際特許出願に対し、英語での国際的な予備審査を推進する。(短期・中期)	経済産業省	アジア諸国をはじめとする他国の特許庁が受理した国際特許出願のうち、出願人が希望するものについて、我が国で英語による国際調査・予備審査報告を作成できるよう、各国と交渉し、開始に向けた準備を行い、準備が整った国から運用を開始。	引き続き各国と交渉をしつつ、準備が整った国から運用を開始し、英語での国際的な予備審査を推進。			
27	国際審査官協議の推進	国際的な特許制度の調和の実現に向け、我が国を含む複数の特許庁への共通の出願について、各特許庁の審査官による国際協議を推進する。(短期・中期)	経済産業省	・日本と特許審査ハイウェイを実施している庁をはじめとする各国特許庁と、共通案件を用いた審査官による国際協議を実施。 ・五大特許庁の審査官が一堂に会して共通案件について協議する五大特許庁の審査官ワークショップに参画し、互いのサーチ・審査手法の共有を推進。	審査官による国際協議を継続的に実施し、各国特許庁と特許制度の運用調和を推進。			
28	特許審査ハイウェイの主要国への拡大	特許審査ハイウェイ(PPH)を、アジアをはじめとする主要国に更に拡大する。(短期)	経済産業省	中国をはじめとする主要国と特許審査ハイウェイのプログラムを新たに開始すべく交渉を行い、当該プログラムを開始するとともに、ユーザーニーズを踏まえて特許審査ハイウェイの対象の更なる拡大を検討。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	
29	途上国及び新興国の知的財産環境整備  グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、途上国、新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、人財育成支援を実施する。 (短期・中期)		経済産業省	・途上国、新興国知財府の幹部候補生を対象に知財分野における指導者となる人財育成研修(6か月)を実施。 ・途上国、新興国知財府の審査官を対象に実践的な審査能力向上を目的とした研修(3か月)を実施。					
				・研修生の受け入れ、我が国専門家の派遣や、IT化及び制度構築・運用の支援を通じて途上国、新興国人材育成を実施。 ・我が国による研修の経験者をフォローアップし、研修経験者同士や研修経験者と我が国とのネットワークを構築・維持するため、研修経験者を対象としたセミナーを各国で開催。					
		警察庁		各種研修を通じて、途上国や新興国のニーズに応じ、警察における知的財産権侵害事犯や取締りの現状を踏まえた知的財産環境整備のための人財育成・支援を実施。		左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。			
				JICAインドネシア知的財産権保護強化プロジェクトを通じて、裁判官の能力強化のための支援を実施。					
		外務省		JICAにおいて、途上国における知的財産の創造・保護・活用のための包括的な知的財産行政・制度・政策の環境を整備するため、人財育成を中心に行技術協力を実施。		左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。			
				途上国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締り能力の構築を支援するため、世界税関機構と協力し、我が国専門家の派遣をはじめとする技術協力を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。				
		農林水産省		世界知的所有権機関(WIPO)と協働し、シンポジウムや研修プログラムを実施。					
				東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度における以下の取組を実施。 ・研修生の受け入れ ・各国での審査技術に関するワークショップ、セミナーの開催 ・各国で開催される技術研修への専門家の派遣		左記の実施状況を踏まえ、取組を継続実施。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期			
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度			
30	知財制度の整備・運用改善の働きかけ	二国間・複数国間の交渉の機会を活用し、相手国の知財制度の整備・運用の改善を促し、産業界の要望を踏まえた知的財産の保護が達成されるよう積極的に働きかける。 (短期・中期)	外務省	各産業界からの要望を踏まえ、以下のような二国間・複数国間の交渉・協議の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、諸外国における知財制度の整備・運用の改善に向けた要請や協力を実施。		相手国の対応状況をフォローし、継続的な働きかけを実施。					
			文部科学省	一日中ハイレベル経済対話 一日中経済パートナーシップ協議 一日韓ハイレベル経済協議 一日韓経済局長協議 一日中知的財産権ワーキング・グループ 一知的財産権保護官民合同代表団の派遣 一日著作権協議 一日韓著作権協議 一日EU知財対話 一日米経済調和対話 一經濟連携協定交渉							
			農林水産省								
			経済産業省								
31	特許審査の品質監理の強化	国際的に信頼される安定した特許権の設定を行うため、品質監理体制を強化し、特許審査に関する品質ポリシー策定やユーザーによる品質評価をはじめとした世界水準の品質監理を実施する。 (短期・中期)	経済産業省	品質監理体制を強化し、審査結果の内容分析、ユーザー評価の収集・分析を行い、審査の質に関する基礎情報を集積。		・ユーザーによる審査の品質評価の在り方について検討を行い、ユーザーによる品質評価を確立。 ・特許審査に関する品質ポリシーを検討・策定し、公表。					
32	多言語対応の外国語特許文献の検索システムの整備	中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が高まる中で、世界の特許文献への容易なアクセスの確保が必要である。世界中の技術を調査可能とし、成果を出願人に提供できるよう、中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献を日本語で検索可能な環境の整備を進める。 (短期・中期)	経済産業省	多言語翻訳機能を含む中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献の検索システムの開発を推進。		引き続き検索システムの開発を推進しつつ、成果を出願人に提供可能とする仕組みについて検討。					
33	世界標準の特許分類の構築	我が国の分野別の技術優位性を勘案し、諸外国の情勢を踏まえつつ、世界の五大特許庁と協調して、世界標準の特許分類の構築を進める。 (短期・中期)	経済産業省	我が国の特許分類と欧洲特許分類とを分野別に比較検討し、その結果を基に、五大特許庁の国際会合において、特許分類構築の議論を実施。	国際会合において、技術分野毎に特許分類構築の議論を実施。	左記の結果を踏まえ、世界標準の国際特許分類の構築を推進。					
34	特許審査体制の強化	世界標準の特許分類の構築に向けた国際的な動向に対応するとともに、増加する外国語特許文献を含む先行技術を漏れなく調査し、国際的に信頼される安定した特許権の設定を行いうため、審査体制の強化を行う。 (短期・中期)	経済産業省	国際的に合意された国際特許分類に基づき、過去の特許文献の再分類を進めるとともに、増加する外国語特許文献を含む先行技術を漏れなく調査し、国際的に信頼される安定した特許権の設定を迅速に行いうため、必要な審査官の確保を含む審査体制の強化を推進。		必要な審査官の確保を含む審査体制の強化を継続。					

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期									
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度									
35	特許権の安定性の向上	国内外の情勢を踏まえ、特許権の安定性を向上させる方策を検討する。 (短期・中期)	経済産業省	第177回国会において成立した改正特許法の施行に向けた準備を実施。													
				国内外の情勢を踏まえ、特許権の安定性を向上させる方策を検討。													
36	ヘーベル協定への加入	意匠の国際登録に関するヘーベル協定への我が国の加入について、検討を行い、結論を得る。 (短期)	経済産業省	ヘーベル協定加入が国内ユーザー及び特許庁業務運用に及ぼす影響に関する調査並びに必要な法令改正に関する分析・検討を行い、協定加入に向けた課題・対応策を整理。	関係府省と調整を行いつつ、産業構造審議会意匠制度小委員会において、我が国のヘーベル協定加入の是非について検討を行い、結論を得る。												
37	意匠の保護対象の拡大	3Dデジタルデザインを含む意匠の保護対象拡大について検討し、結論を得る。 (短期)	経済産業省	産業構造審議会意匠審査基準WGにおいて、現行法下における画面デザインの保護範囲見直しに関する意匠審査基準の改訂を実施。	産業構造審議会意匠制度小委員会において、意匠の保護対象拡大について検討し、結論を得る。												
38	商標の保護対象の拡大	音や動きを含む新たな商標への保護対象拡大について検討し、速やかに結論を得る。 (短期)	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、音や動きを含めた新しいタイプの商標の保護のための制度の在り方について、関係者の意見を踏まえつつ、その導入の是非について検討し、結論を得る。													
39	営業秘密に対する技術者意識向上	技術者に対して、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して周知することにより、営業秘密に対する技術者の意識向上を図る。 (短期)	経済産業省	関係団体と連携して、技術者に対して営業秘密に関する説明会を実施し、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して周知。													

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	
40	大学における普及啓発	産学共同研究における、学生をはじめとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について、契約で明確化する必要性に関して普及啓発を行う。 (短期)	文部科学省 経済産業省	両省が連携しつつ、改訂した「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」について大学に対し広く周知するとともに、学生をはじめとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について契約で明確化する必要性に関して説明会を開催して広く周知。					
41	営業秘密管理の課題を具体的に改善するための支援	中小企業を含め、営業秘密管理指針に沿って適正に営業秘密が管理されるよう、弁護士知財ネットの協力を得て、専門家による無料相談を含む個別支援を行う。 (短期)		経済産業省	中小企業を含む事業者を対象とした営業秘密管理に関する説明会に合わせ、弁護士知財ネットを含む専門家の協力を得て、無料相談会を実施。				
42	企業のコア人財の国内雇用環境の整備	高度な技術を有する企業のコア人財が、ものづくりの指導者として後進の若手人財を育成することができるよう、定年退職後に国内で一層活躍できる環境の整備を行う。 (短期)	経済産業省	OB人財を活用し、ものづくり現場の指導者を養成する取組に対して、補助事業を実施。	左記の実施状況を踏まえ、同様の事業を実施することを検討。				
43	中小企業のグローバル展開支援の強化	中小企業の知的財産を活用したグローバル展開を支援する上で、事業内容に応じて進出国での最適な知財保護ができるような権利の取得・管理・活用が必要となる。このため、グローバル展開に必要な知財関連情報を集積したデータバンクを構築する。また、このような高度な知財マネジメントに精通する「海外知財プロデューサー」による支援を行うとともに、外国出願、翻訳、海外調査、侵害に係る支援を強化する。 (短期)	経済産業省	・Web上にグローバル展開に必要な知財関連情報を集積したデータバンクを開設。 ・海外知財プロデューサーの派遣を通じた支援を開始。 ・外国出願支援(補助事業)の拡充を図り、更なる措置について検討。					
				地方公共団体に対し、外国出願費用助成制度への参画や、外国出願支援への独自の取組が促進されるよう、働きかけを強化。					

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
44	総合的な支援体制の整備	ワンストップ相談窓口を中核として、関係府省の中小企業支援策との密接な連携により、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までの総合的な支援体制を整備する。(短期)	経済産業省	知的財産に関する相談をワンストップサービスで提供する「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに開設。				
				'知財総合支援窓口'を中核として、中小企業支援策と密接に連携しつつ、総合的な支援体制を整備。				
			農林水産省	ワンストップ機能を実行できるよう地方農政局の「知的財産総合相談窓口」の職員向けの研修を実施し、支援体制を整備。				
45	ワンストップ相談窓口への人財の配置	事業化を見据えた知的財産戦略の構築を支援する知財マネジメント人財をワンストップ相談窓口に配置するとともに、弁護士知財ネット及び日本弁理士会を含む関係支援組織から窓口に派遣される専門家からなるチームを活用して、中小企業の事業化を支援する。(短期)	経済産業省	企業や支援機関での知財の実務経験者を「知財総合支援窓口」に配置。また、弁護士や弁理士を含む専門家を活用して多岐に渡る相談内容に対応すべく複数人のチーム派遣による支援を実施。				
46	新たな出願支援策の創設	特許出願に不慣れな中小企業のために、弁理士費用の予見可能性を高める新たな出願支援策（「知財コンダクター（仮称）」）を創設し、実施するとともに、引き続き、中小企業の支援の充実に向けて検討を行う。(短期)	経済産業省	特許出願に不慣れな中小企業に対して、「知財総合支援窓口」において中小企業が弁理士へ出願手続を依頼する際の標準的な価格の提示に向けた取組を創設し、試行を実施。	「知財総合支援窓口」における支援実績を踏まえ、中小企業が弁理士へ出願手続を依頼する際の標準的な価格の提示に向けた取組を実施。			
				・中小企業の支援の充実に向けて検討を行い、結論を得る。				
47	特許関係料金の減免制度の拡充	特許関係料金の減免制度について、ユーザーのニーズに最大限応えるよう、対象となる中小企業の範囲の大幅な見直しや申請手続の見直しに向けて、必要な法改正を行い、制度の運用を開始する。(短期)	経済産業省	第177回国会において成立した改正特許法の施行に向けた準備を実施。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度
48	公共図書館における知的財産関連情報の提供	ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館が、必要に応じワンストップ相談窓口の協力も得つつ、地域の中小企業における知的財産の活用にも資する情報提供を行う取組を奨励する。(短期)	文部科学省	経済産業省と連携しつつ、ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館が、必要に応じワンストップ相談窓口の協力も得つつ、地域の中小企業における知的財産の活用にも資する情報提供を行う取組を奨励する。				
			経済産業省	文部科学省と連携しつつ、ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館が、地域の中小企業における知的財産の活用にも資する情報提供を行う取組に必要な協力を実施。				
49	大学知財本部・TLOの在るべき姿とその評価指標の検討	2011年度中に、大学知財本部・TLOの在るべき姿を検討しつつ、産学連携活動の効果や効率性を適切に評価する指標を策定し、試行的に評価する。大学知財本部・TLOの在るべき姿に向けた検討を深め、評価の結果も踏まえて、その再編・強化について結論を得る。(短期)	文部科学省	両省が連携しつつ、大学知財本部・TLOの在るべき姿を検討しつつ、産学連携活動の効果や効率性を適切に評価する指標を策定し、試行的に評価する。	両省が連携しつつ、大学知財本部・TLOの在るべき姿に向けた検討を深め、評価の結果も踏まえて、その再編・強化について結論を得る。			
			経済産業省					
50	大学の外国出願支援の強化	大学側のニーズを踏まえ拡充を図るとともに、事業化を見据えた戦略的な支援対象の選別や特許の質の向上を図ることで、大学の外国出願に対する支援を強化する。(短期)	文部科学省	大学の外国特許出願に対し、事業化を見据えた戦略的な支援対象の選別や特許の質の向上を図るとともに、特許群形成を促進し、事業化を見据えた戦略的な支援を実施。				
再掲	大学における普及啓発	産学共同研究における、学生をはじめとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について、契約で明確化する必要性に関して普及啓発を行う。(短期)	文部科学省			40に記載		
			経済産業省					
51	日本版バイ・ドール制度の事前承認制の周知徹底	大学や委託研究の受託機関に対して、2009年に改正された日本版バイ・ドール制度の特許権移転に対する事前承認制について、現場での円滑な運用が進むよう一層の周知徹底を図る。(短期)	経済産業省	委託先のニーズを踏まえて既存資料を基により分かりやすい資料を整え、大学や委託先に周知徹底。				
			文部科学省					
			警察庁					
			総務省					
			農林水産省					
			国土交通省					
			環境省					
			防衛省					

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
52	大学の研究における知財マネジメントの推進	知的財産を含む高度な専門知識を持つリサーチ・アドミニストレーターを大学に定着させるシステムの整備を進め、大学の研究の初期段階から知財マネジメントを強化する。(短期)	文部科学省	研修教育プログラムの策定を含め、リサーチ・アドミニストレーターを大学に定着させるためのシステムの整備を進め、大学の研究の初期段階から知財マネジメントを含めた大学の研究マネジメント力を強化。				
53	産学共同研究における知財マネジメントの推進	知財プロデューサーの派遣拡大により、産学共同研究の初期段階から知財マネジメントを強化する。(短期)	経済産業省	知財プロデューサーの派遣数を増加させ、知的財産の活用を見据えた戦略の策定を支援し、産学共同研究の初期段階から知財マネジメントを強化。				
54	有望シーズの苗床を涵養する多段階選抜方式のSBIRの推進	先端的なベンチャーを育成し、科学技術の成果を事業化につなげる仕組みとして、SBIR(Small Business Innovation Research)における多段階選抜方式の導入を推進する。各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。(短期)	内閣府	既に先導的に実施されている参考事例を踏まえつつ、SBIRにおける多段階選抜方式の更なる導入について検討。 ・SBIRにおける多段階選抜方式の導入を推進。 ・各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標の設定について検討。				
			経済産業省					
			総務省					
			文部科学省					
			厚生労働省					
			農林水産省					
			国土交通省					
			環境省					
			警察庁					
			防衛省					
55	大学及び公的研究機関の優れた研究成果を迅速に社会還元する仕組みの構築	大学及び公的研究機関の研究について、社会のニーズに即して、研究段階から事業化段階に至るまで一貫して支援することにより、研究成果の価値を高め、事業化への投資を促進する仕組みを構築する。(短期)	文部科学省	事業化を促進するため、金融機関に対して、大学及び公的研究機関の研究開発成果や事業化計画を提示して投資につなげる産学官金連携の仕組みについて検討。	検討を踏まえ、産学官金連携の仕組みを本格的に実施・活用し、多様な民間投資を誘引し、大学及び公的研究機関の研究成果の迅速かつ効果的な実用化を促進。			
56	知財ファンドを通じて知的財産の活用を図る仕組みの構築	大学及び公的研究機関の特許をパッケージ化し、公的投資機関の知財ファンドを通じて知的財産を活用する仕組みを構築する。(短期)	文部科学省	大学及び公的研究機関の特許のパッケージ化による価値向上を図るとともに、公的投資機関との連携により知財ファンドの機能を活用する仕組みを構築し、大学及び公的研究機関が保有する未利用特許の事業活用を加速。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期			
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度			
57	産学官の研究開発活動における知的財産の有効活用に向けた仕組みの整備	大学が産業界のニーズを把握しつつ、産学連携を基礎研究にまで拡大した上で研究開発活動を計画・推進する機能（「知」のプラットフォーム）について、その研究開発活動から得られる知的財産を産業界が有効活用できる仕組みを整備する。 (短期)	文部科学省	産学の対話を通じて「知」の循環を促す「産学共創の場」を構築する研究成果展開事業（産学共創基礎基盤研究プログラム）において、産学コンソーシアム型の基礎研究における知的財産の取扱いに関する調査を実施し基本的な考え方を示した上で、当該知的財産が有効活用できる仕組みを整備。							
58	知財人財育成プランの確立	グローバル・ネットワーク時代において、各種知財人財が、必要な知識、技術・技能を身に付けて実践するための知財人財育成プランを確立し、実施に着手する。 (短期)	内閣官房	各種知財人財の現状を把握しつつ、グローバル・ネットワーク時代に対応した総合的な知財人財育成プランを確立し、可能な施策について実施に着手。	確立した知財人財育成プランの本格的な実施。						
			内閣府								
			総務省								
			法務省								
			文部科学省								
			厚生労働省								
			農林水産省								
			経済産業省								
			国土交通省								
			環境省								
59	知財マネジメント人財育成の強化	産業界の協力を得て、技術経営専門職大学院をはじめとする高等教育機関における国際標準化を含む知財マネジメントに関する教育内容の充実を促進する。また、産業界を含め、知財マネジメント人財を充実させるために知財研修やマネジメント層への啓発を強化する。 (短期)	文部科学省	高等教育機関における国際標準化を含む知財マネジメントに関する教育への理解の増進を図るために、大学及び大学又は関係団体が実施する協議会への指導助言・情報提供を実施。							
			経済産業省	知財マネジメントに関する産業界のニーズをMOT協議会を通じて、技術経営専門職大学院の教育内容に生かせるように啓発を実施。							
				・知的財産人材育成推進協議会や当該協議会への参画機関をはじめとする知財人財育成関係機関に対し、知財マネジメント研修をはじめとする知財マネジメント人財育成の強化に向けた取組を促進。 ・知財マネジメント人財を充実させるために、特許庁幹部と企業マネジメント層との意見交換による啓発を強化。							

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
60	知財教育を実施している大学の連携強化	知財マネジメント人財やグローバル知財人財を育成するため、産業界の協力を得て、知財専門職大学院をはじめとする知財教育を実施している大学間の連携を促進する。これにより、人財交流、知財マネジメントに関する教育内容の充実、第三者評価の在り方の検討を通じた教育水準の向上を促進する。 (短期)	文部科学省	知財マネジメント人財やグローバル知財人財育成のための大学間連携を強化して、人財交流、教育内容の充実、教育水準の向上への理解の増進を図るため、大学及び大学又は関係団体が実施する協議会への指導助言・情報提供を実施。				
			経済産業省	知財専門職大学院をはじめとする知財教育を実施している大学の自主的な連携を促すとともに、連携に必要な支援を実施。				
61	知財関連人財育成機関間の国際的な連携強化	独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)と諸外国の知財関連人財育成機関(知的財産に関する国際機関を含む)との間の連携を強化し、これらの人財育成能力の相互向上を図る。 (短期)	経済産業省	世界知的所有権機関(WIPO)、アジア太平洋経済協力(APEC)とも連携して、諸外国人の人財育成機関との間で、情報交換及び相互協力を推進し、人財育成能力を向上。				
62	研究開発コンソーシアムにおける知財マネジメントに関する研修の強化	研究開発コンソーシアムにおいて知的財産戦略を踏まえた事業戦略の策定を支援する能力向上のための研修を実施する。 (短期)	経済産業省	知財人財育成関係機関と協力し、知財プロデューサーの能力向上のための研修を実施。				
63	グローバル・ネットワーク時代に対応した弁理士の育成	弁理士のグローバルな活躍を推進するため、弁理士法の見直しを視野に入れて、弁理士業務の現状を検証・評価し、必要な措置を講ずる。 (短期・中期)	経済産業省	国内企業の海外展開を支える人財としての弁理士の在り方について、日本弁理士会とともに検討を実施。	弁理士制度を検証・評価するための調査・研究を行い、この結果を踏まえ、審議会での検討及び弁理士法の改正を含めた必要な措置を実施。			
64	弁理士の知財マネジメント能力の向上	弁理士法で規定されている継続研修制度の活用を含め、弁理士に対し、国際標準化を含む知財マネジメント能力を強化する取組を推進する。 (短期)	経済産業省	継続研修において国際標準化を含む知財マネジメントに関する科目を設定するための検討を日本弁理士会と協力して実施。	継続研修において国際標準化を含む知財マネジメントに関する科目を設定するとともに、弁理士に対する受講を促進。			
65	中小企業診断士の研修の推進	知的財産戦略を活用した中小企業の経営支援のため、中小企業診断士を対象とした、知財マネジメントに関する研修を推進する。 (短期)	経済産業省	中小企業診断士を対象とした理論政策更新研修の場において、知財マネジメントに関する研修を実施。				
66	国際的な特許審査協力の推進に向けた審査官の研修強化	英語による国際的な予備審査、外国語特許文献調査への対応、国際協議を進めるため、審査官の研修を強化する。 (短期)	経済産業省	五大特許庁の研修相互参加プロジェクトを通じた外国の特許制度の修得、外国文献調査のために必要なサーチツール及びサーチ手法に関する研修をはじめとした国際的な特許審査協力の推進に向けた研修を実施。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度
67	知財マネジメント人財を軸とした専門人財によるネットワークの構築	産業競争力の強化に向けて、知的財産戦略の策定を支援する知財マネジメント人財を軸に、紛争解決や海外制度などの専門人財間の連携を強化するネットワークを構築する。(短期)	経済産業省	日本弁理士会と協力して、知財プロデューサーを軸とした専門人財間連携の強化策を検討し、ネットワークを構築。				
68	知財教材の一層の充実	各分野における知財人財育成に活用するために、インターネット上で利用可能な知財教材をより一層充実させる。(短期)	経済産業省	・産業財産権テキストをインターネットを通じて公開することをはじめ、教材媒体の多様化を図り、効率的な提供を実施。 ・インターネットにおける学習教材「IP・eラーニング」の一層の充実を図るとともに、システムの利用性を向上。				
69	小中高生の知的財産に対する理解と関心を高める取組	小中高生に対して、創造性をはぐくみ発明に対する理解と関心を高めるため、学校教育をはじめとする取組を行う。また、知財教育を行っている団体間の連携・協調を促進することで、教育効果を高める。(短期)	文部科学省 経済産業省	創造性や知的財産権に関する内容が記載された新しい学習指導要領の実施スケジュールに基づいた着実な実施のため、小・中・高等学校の指導主事連絡協議会において新しい学習指導要領の趣旨について周知。  ・小中高生に対する創造性を高める公募型支援事業の中で、科学技術の産業応用につながる創意の高揚についての取組も支援対象とする旨を公募要領に明記するとともに、必要に応じて応募者に知財関係の団体の紹介を実施。 ・経済産業省と連携しつつ、知的財産に関する資料・情報提供の協力を実施。  ・文部科学省と連携しつつ、知的財産に関する教育・啓発について資料・情報提供の協力、事業の周知を実施。 ・発明に対する理解と関心を高めるために、知的財産に関する創造力・実践力の開発を推進する事業を実施。 ・知財人財育成関係機関に対し、国民の知的財産に関する意識を高めるための効果的な教育に向けた取組を促進。	小中高生に対する創造性を高める公募型支援事業において、科学技術の産業応用につながる創意の高揚についての取組を支援。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
「知財計画2010」からの継続施策								
70	手続書類作成支援ツールの提供(短期)	特許、実用新案、意匠及び商標の出願時の手続を容易に行うことを可能とし、特許の願書や審査請求書、早期審査請求のための書面を一度で作成できる機能も有した手続書面作成支援ツールを開発し、提供する。	経済産業省	2010年度に開発し提供を開始した、電子出願用出願関連書類作成支援ツール「かんたん願書作成」を引き続き提供しつつ、法令改正に応じ必要な修正を実施。				
71	地域中小企業のブランド構築支援(短期)	地域における技術・伝統文化を含めた優れた資源を用いたブランド構築に向け、海外の重点市場における情報収集・発信を行う拠点の整備も含め、地域中小企業に対する支援策の強化について検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省	海外の重点市場における情報収集・発信を行う拠点の整備も含め、複数の中小企業が連携し、それらの企業が製造する商品についてブランド構築をしつつ海外展開を図る取組に対し、効率的な支援策の検討を行い、必要な措置を実施。				
72	地域の食材を核とした食文化のブランド構築(中期)	地域における食材を核とした食文化のブランドの構築に向けた地域の取組を促進するため、商品開発と併せ、海外への情報発信や知的財産権の効果的活用を含めたブランド戦略の策定を支援する。	農林水産省	地域の生産者・飲食業を含めた関係者が連携した食文化のブランド構築の取組を促進するため、新たな商品開発の支援、海外への情報発信や意匠権・商標権の効果的活用を含めたブランド戦略策定支援を実施。				
73	知的財産戦略の普及啓発(短期)	ノウハウ秘匿を含めた知的財産戦略の重要性をベンチャー・中小企業経営に浸透させる大々的な普及啓発活動を展開する。	経済産業省	中小・ベンチャー企業向けに特許庁が実施する各種知財関連支援施策を紹介するパンフレットを新たに作成し、金融機関をはじめとする関係機関に広く配布して周知。				
74	営業秘密管理の浸透(短期)	営業秘密管理指針を普及させる。	経済産業省	中小企業を含む事業者を対象に、営業秘密管理指針を用いて、営業秘密管理に関する説明会を全国で実施。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
75	技術の意図せざる国外流出の防止(短期)	技術の意図せざる国外流出を未然に防止するため、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、技術提供や輸出を行うベンチャー・中小企業や大学・研究機関に周知するべく普及啓発活動を展開とともに、それらにおける自主的な輸出管理体制の構築を支援する。	経済産業省	外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、関係機関と協力し、資料を配布するとともに、説明会を全国各地で実施。				
76	ブランド構築と知的財産権の活用促進(短期)	技術やデザインを活かした新たなブランド構築方法を含めた先進的なブランド戦略、そのブランドを保護するための知的財産権の効果的な活用手法に関する事例集を作成し、ブランド戦略が企業の経営戦略に反映されるよう企業経営層を含めブランド構築・維持に関連する者に対する普及啓発のために活用する。	経済産業省	事例集を活用し、企業経営層を含めたブランド構築・維持に関係する者への普及啓発活動を実施。				
77	ユーザー参加型の実証実験(短期)	一般のユーザーの参加を得ながら新たなビジネスを創出するため、地域(空間)を特定したユーザー参加型の実証実験をはじめとした取組を進める。	総務省	2010年度に実施した「新ICT利活用サービス創出支援事業」の一部におけるユーザー参加型の実証実験の結果から政策課題を抽出し、今後の施策展開に活用。				
			経済産業省	新市場創出・普及を促進するため、クラウドコンピューティングや、先進性・独創性のあるサービスモデルを活用した実証事業を一般消費者を対象に提供し、ユーザーニーズの収集、課題の抽出、必要な検討を実施。				
78	AI(アグリインフォマティクス)システムの開発(短期・中期)	世界に例のない新しい農業の姿を目指し、情報技術を用いて篤農家の技術・ノウハウ(暗黙知)を農業者一般に利用可能な形(形式知)に置き換えるAI(アグリインフォマティクス)システムを、そのシステムが生み出す知的財産の管理手法について検討しつつ、開発する。	農林水産省	各種データの連続計測、蓄積した各種データの解析及びデータマイニング技術の開発並びにプロトタイプシステムの開発及びモデル農家での実証を実施。	農業現場でのシステムの試用・評価を実施。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
79	産学官が出口イメージを共有して共創する場の構築(中期)	大学や公的研究機関が研究成果と研究者をもって参画し、複数の企業が資金と研究者をもって参画する、イノベーションの出口イメージを共有した共同研究(共創)の場を構築する。	経済産業省	<p>文部科学省と連携しつつ、地域において産学官が先端技術の事業化に向けて共同研究を行うための施設(先端イノベーション拠点)を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に整備された拠点におけるポストドクターの活用により、拠点の機能向上及び先端技術に係る人財育成を推進。</li> <li>・既に整備された各地の拠点において、オープンイノベーションの最先端事例を創出。</li> </ul>				
				<p>文部科学省と連携しつつ、各地の拠点で行われる産学官の共同研究や技術実証、国際標準化に向けたプロジェクトを支援。</p>				
			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省と連携しつつ、「つくばイノベーションアリーナ(TIA)」において、引き続き出口を見据えた研究開発プロジェクトを重点的に実施。</li> <li>・産学官拠点として必要なインフラ整備を進めるとともに、産学官の連携により人財育成機能を強化し、人財育成との好循環を形成。</li> </ul>				
				<p>経済産業省と連携しつつ、産学の対話を通じて「知」の循環を促す「産学共創の場」を構築する事業において、技術課題数や研究支援規模を大幅に拡充して本格実施することにより、産学連携を基礎研究レベルまで拡大し、我が国全体の課題解決型イノベーションの創出を加速。</p>				
80	既存の研究拠点の運用面の改革(中期)	既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、産学官が共創する場を主体的に運営する体制、国費により整備された先端研究設備を企業が共同研究や受託研究で円滑に利用できる仕組みや、複数の企業が参加する共同研究における知的財産管理の仕組み(人財を含む)を整備する。	文部科学省	既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、運営体制・有効性の高い設備利用、知財管理のルールに関する要望を確認し、必要な検討・見直しを実施。	<p>研究拠点での一層のオープンイノベーションが進むために必要な運用体制、設備利用、知財管理のルールについて継続的に検討・改善。</p>			
			経済産業省					
81	既存の大学知財本部・TLOの再編・強化(短期・中期)	産学双方にとって有効な産学連携を促進する観点から、知的財産活動に関する指標を含め産学連携機能の評価の在り方を見直しつつ、既存の大学知財本部・TLOの再編(ネットワーク化・広域化・専門化)、知的財産マネジメント人財の質的強化により産学連携機能を強化する。  ※産学連携機能の評価の在り方の見直しについては、項目49に記載。	文部科学省	<p>経済産業省と連携しつつ、大学産学連携組織の持続的発展を可能とする体制確立を目指し、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会において、大学知財本部やTLOの産学連携機能の強化のための方策を検討し、結論を得る。</p>		新たな産学官協働システムにより産学連携機能を強化。	<p>左記取組のフォローアップを実施。</p>	
			絏済産業省	<p>文部科学省と連携しつつ、TLOの持続的発展を可能とする体制確立を目指し、「創造的産学連携体制整備事業」の実施により、引き続きTLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人財の質的強化を実施。</p>				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
82	大学における普及啓発(短期)	<p>大学において、論文発表の重要性にも留意しつつ、共同研究における論文発表前の特許出願の検討、営業秘密管理や安全保障貿易管理の重要性に関する普及啓発活動を強化する。</p> <p>※営業秘密管理の重要性に関する普及啓発活動の強化については、項目40に記載。</p>	文部科学省	経済産業省と連携しつつ、大学関係者が集まるセミナーの機会を利用し、共同研究における論文発表前の特許出願の検討の重要性を周知。				
				大学向けの講演や特許庁ホームページを通じた情報発信による普及啓発を強化。				
			経済産業省	文部科学省と協力し、大学向け説明会の開催に加え、外国為替及び外國貿易法に基づく技術提供管理について、大学が法令遵守上実施すべきことを取りまとめた「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン(大学・研究機関用)改訂版」や「安全保障貿易管理ハンドブック」をはじめとする普及啓発用のパンフレット及びポスターを通じた情報発信により普及啓発を実施。				
83	外国企業から大学が受け入れる研究資金の拡大(短期)	外国企業・機関からの研究資金の拡大に向けて、国費により大学や公的研究機関が獲得した知的財産を基にした共同研究や受託研究における外国企業・機関との連携のルールを明確化する。	内閣府 文部科学省 経済産業省	外国企業・機関と国内大学・公的研究機関との連携について、国内大学・公的研究機関における現状規定や問題点について、関係府省が引き続き調査を実施。この調査を踏まえ、連携ルールを関係府省の合同で検討し、結果を大学・公的研究機関に対し周知。合同で検討する場は内閣府が設置。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期			
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度			
84	公的資金による研究成果のオープンアクセス確保(短期)	公的資金による研究成果(論文及び科学データ)について、原則としてオープンアクセスを確保する。	文部科学省	国費による研究プロジェクトのうち、それぞれの目的や創出される研究成果の性質上、研究成果のオープン・アクセスを確保することが適当なものについて、その交付要綱、委託契約をはじめとした取決めにおいて、可能な限り研究成果のオープン・アクセスの確保を要請。							
				・学術論文の電子化の推進。 ・大学及び公的研究機関における機関リポジトリの着実な整備。 ・産学の研究開発活動や知的財産活動を支援するとともに、研究成果へのアクセスの向上に資するため、関連する特許や文献の科学技術情報をリンクし提供する基盤システム(J-GLOBAL)を整備・充実。							
			厚生労働省	2010年度研究成果情報のデジタル化の推進及び厚生労働科学研究成果データベースと高機能仮設データベースの機能との統合について検討を実施。	厚生労働科学研究成果データベースと高機能仮設データベースの機能との統合運用を促進。						
			農林水産省	システムの運用ポリシーを整備し、データベースの運用を開始。	これまでの検討を踏まえ、オープンアクセスを推進。						
			経済産業省	研究情報公開データベース(RIO-DB)や知的財産権公開システム(IDEA)を集積した産業技術総合研究所の機関リポジトリ(産総研リポジトリ)の整備拡充を実施。							

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
85	大学の特殊性を踏まえた特許制度の見直し(短期)	大学や公的研究機関の特殊性(研究成果の社会還元を目的とする)を踏まえ、大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。(例:出願フォーマットの自由化、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスカウントの改善)	経済産業省	第177回国会において成立した改正特許法の施行に向けた準備を実施。				
86	実効ある産学連携への見直し・税制の検討(短期)	産学双方にとって有効な産学連携(共同研究、人財育成)を実現するため、企業から大学や公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、予算や関連する措置について抜本的に見直すほか、税制上の支援の在り方を検討する。(例:産学連携促進のためのマッチングファンド、税制上の優遇措置)	内閣府	産学官連携のための予算や税制上の支援の現況に関する調査を進めるとともに、企業から大学及び公的研究機間に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、実効ある産学連携への見直し・税制の在り方について、関係府省が合同で検討を実施。この結論を得て、必要な措置を実施。合同で検討する場合は内閣府が設置。				
			文部科学省					
			経済産業省					
87	知財活用を促進する制度整備(短期)	特許の活用促進に資する制度整備を進めるため、通常実施権の登録対抗制度の見直しの検討を行い、結論を得る。	経済産業省	第177回国会において成立した改正特許法の施行に向けた準備を実施。				
88	営業秘密の保護強化(短期)	裁判公開の原則、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に配慮しつつ、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための適切な法的措置の在り方について成案を得る。	経済産業省	第177回国会において成立した改正不正競争防止法の施行に向けた準備を実施。				
			法務省					
89	職務発明制度の運用(中期)	制度改正後の職務発明制度の運用状況について、継続的に情報収集及び評価を行う。	経済産業省	知的財産活動調査や職務発明制度に関する説明会を通じて、継続的に情報収集及び評価を実施。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
90	ブランドの構築の取組を促進する制度整備(短期)	ブランドの構築・維持に向けた取組を促進する知的財産制度の整備を進めるための検討を行い、一定の結論を得る。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、著名商標の保護の在り方を含め、商標制度の見直しについて検討し、一定の結論を得る。				
91	特許明細書の記載要件の検討(短期)	技術動向や国際的動向に適切に対応した審査を実現する観点から、特許出願明細書の記載要件について、諸外国との比較分析を踏まえながら検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会審査基準専門委員会における特許出願明細書の記載要件に関する審査基準の改訂の必要性についての検討結果を踏まえ、審査基準を改訂。				
92	特許審査の迅速化(中期)	特許審査の迅速化を進める。	経済産業省	必要な審査官・専門補助職員の確保、登録調査機関への検索外注の活用を含めた総合的な取組を推進し、審査順番待ち期間(FA期間)を22ヶ月台を達成。	・2013年に審査順番待ち期間(FA期間)を11月とする目標達成に向け、毎年度の実施計画を策定・公表。 ・前年度の目標及び実施計画の達成状況に応じ、必要な措置を検討、実施。			
93	特許審査ワークシェアリングの拡大(中期)	特許審査結果の実質的な相互承認に向け、審査実務レベルの国際調和を進めるため、日米欧韓中の五大特許庁(IP5)の枠組みにおいて、各庁の審査結果を共有化するシステムの構築を含めた環境整備を進めるとともに、特許審査ハイウェイの対象拡大・手続簡素化や新たな審査協力の試行・実施を進め、特許審査ワークシェアリングの質を向上し、量を拡大する。  ※特許審査ハイウェイの対象拡大については、項目28に記載。	経済産業省	五大特許庁の枠組みにおいて、国際的な特許審査のワークシェアリングを促進すべく、各庁の審査結果を共有化するシステムについて具体的な構成の検討、設計及び構築を実施。また、各庁が保有する先行技術データベースへのシームレスなアクセス環境、共通の出願様式の枠組みの拡大、データ形式の標準化について検討を実施。	五大特許庁目標に基づき、審査結果を共有化するシステムのリリースをはじめとした、各システムの具体的な構成の検討、設計及び構築を推進。			
				2011年3月に開催された多国間PPH会合の結果を踏まえ、手続簡素化を着実に実行に移すべく、関係国との調整を実施。	PPHの手續簡素化について合意を形成。			
				新たな審査協力に関する取組に関して議論を積極的にリードすべく、三極特許庁や五大特許庁、多国間PPH会合の場を利用して、提案を行うとともに他国との必要な調整を実施。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度	
94	特許法条約加盟に向けた制度整備(短期)	各国で異なる出願手続の統一及び出願手続の簡素化を目的とした特許法条約への加盟を視野に入れ、期間超過により失われた権利の救済を含め手続の見直しを行い、出願人の利便性向上に資する制度整備を進める。	経済産業省	第177回国会において成立した改正特許法の施行に向けた準備を実施。					
95	実体特許法条約の議論の推進(中期)	特許制度の実体面(例:新規性、進歩性)の調和を目指した実体特許法条約の議論を加速する。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先願主義、グレースピリオドを含む主要項目について、パッケージとしての合意を目指し、先進国間会合で議論。</li> <li>・制度調和に向けた各國の協調を働きかけるべく、米国、欧州各国、韓国を含む主要国との二国間・多国間対話を実施。</li> </ul>					
			外務省						
96	使用言語の違いに起因する負担の軽減(中期)	特許文献の機械翻訳に関する調査研究や他国と協力した機械翻訳の精度向上の取組を実施し、それらの成果を出願人に提供するとともに、外国語特許文献の検索環境の整備を進める。  ※外国語特許文献の検索環境の整備については、項目32に記載。	経済産業省	・2010年度に実施した特許文献の機械翻訳に関する調査結果を踏まえ、必要な取組を検討・実施。  五大特許庁の枠組において、各庁が提供する機械翻訳の精度を評価・向上させるプロジェクトを実施。					
				日英機械翻訳用辞書データを毎年蓄積し、低成本で一般に提供。					
97	植物新品種保護制度の共通基盤整備(中期)	東アジア地域における植物新品種保護制度の共通基盤を整備するため、植物新品種保護同盟(UPOV)91年条約の未加盟国に対する加盟の働き掛けや「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動を通じて、将来の東アジア品種保護庁の設立を視野に入れた制度共通化に取り組む。	農林水産省	東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、品種保護制度の必要性について各國に対して普及啓発。					
				東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度における以下の取組を実施。 ・研修生の受入れ ・各國での審査技術に関するワークショップ、セミナーの開催 ・各國で開催される技術研修への専門家の派遣		左記の実施状況を踏まえ、取組を継続実施。			
				各國の実情に合わせた、より高度な指導の取組に向けた専門家の派遣、研修生の受入。		東アジア品種保護庁設立に向けた制度共通化を図るべく、多国間の申請様式や審査基準の共通化を検討し、可能なものから試行を実施。			
				UPOV条約締結国との審査協力(審査データの共有化)を拡大・充実。					
				各國のUPOV91年条約締結に向け、各國の国内法改正を支援。					
				東アジア品種保護庁設立を視野に、そのモデルとなる欧州植物品種庁の取組を調査。					

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
98  二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化 (短期)	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域と様々な協議(以下など)の場を通じ、関係府省で連携しつつ、模倣品・海賊版といった知財侵害への対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後の働きかけに活用。 一日中ハイレベル経済対話 一日中経済パートナーシップ協議 一日韓ハイレベル経済協議 一日韓経済局長協議					
		文部科学省	権利者・関係団体からの要望を踏まえ、日中著作権協議・日韓著作権協議をはじめとした交渉・協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後の働きかけに活用。					
		経済産業省	各産業界からの要望を踏まえ、日中知的財産権ワーキング・グループ、模倣品事務ワーキング・グループの場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版といった知財侵害への対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後の働きかけに活用。					
		警察庁	・経済産業省と連携しつつ、中国関係機関との情報提供スキーム構築に向けた取組を実施。 ・中国捜査当局との定期協議において、情報提供を行った違法サイトの閉鎖状況及び取締状況の確認を実施。					

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化 (短期)	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	国土交通省	国土交通省	日中両国間の協力体制の構築・定期的協議の開催を視野に、中国政 府との政策対話及び同 国関連業界団体との意 見交換を通じて、船舶関 連機器の模倣品による 被害の実態把握及び被 害を軽減させるための 対策に関する議論を実 施。				
				・途上国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支 援するため、世界税関 機構と協力し、我が国専 門家を派遣する技術協 力を実施。実施状況を 踏まえ、必要な協力を検 討、実施。 ・日中韓知的財産作業 部会の場を活用し、引き 続き日中韓3か国税関 において知的財産権侵 害物品に係る情報交換 を実施。実施状況を踏ま え、必要な協力を検討、 実施。 ・侵害発生国・地域の税 関当局との間で、知的財 産権侵害物品の水際取 締りの強化を目的とした 情報交換を含む協力を促 進する税関相互支援 協定の締結に向けた取 組を実施。				
		農水省	農水省	関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施。				
				関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期			
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度			
<b>3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略</b>											
「知財計画2011」本文記載の施策											
99		電子出版に関し、出版者の権利の在り方の検討も含め、著作者と出版者間の契約の促進を支援する。 (短期)	文部科学省	出版者の権利の在り方について「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において検討を行い、一定の結論。	左記結論に基づき、必要な措置を実施。						
			経済産業省	実証実験により、電子出版物の契約円滑化モデルを開発し、その利用を促進。							
100	電子書籍の市場整備の加速化	様々な端末・プラットフォームで電子書籍が利用可能となるよう、日本語の縦書きやルビに対応した、中間ファイル・フォーマットを策定し、その普及を図るとともに、中小企業の対応を支援する。 (短期)	総務省	新ICT利活用サービス創出支援事業(電子出版の環境整備)により策定した様々な端末・プラットフォームで電子書籍が利用可能となる中間ファイル・フォーマットについて普及展開を推進。							
			経済産業省	電子出版ファイルフォーマット(中間(交換)フォーマット)の普及促進のため、中小企業に対する支援として、フォーマット運用ガイドライン案の策定及び検証を実施。							
101		海外のフォーラム標準である最終フォーマットについて、アジアを中心とする各国と連携して、縦書きやルビを含む日本語対応を可能とする。 (短期)	総務省	海外のフォーラム標準(IDPFのEPUBやW3C)の改訂に際し、各国にも働きかけながら、縦書き・ルビといった日本語組版仕様を反映。							
			経済産業省	日本語に対応した最終フォーマットについて関係業界に周知。							
102		デジタル教材の円滑な導入を進めるため、教材開発や指導方法に関する研究・開発を進め、その成果を普及する。 (短期・中期)	文部科学省	児童生徒一人一台の情報端末やデジタル機器の活用に向け、「学びのイノベーション事業」において、学校種、発達段階、教科に応じ、モデルコンテンツの開発や、デジタル教科書・教材、情報端末を利用した指導方法の開発に関する総合的な実証研究を実施。2011年度は、小学校10校、中学校8校、特別支援学校2校で実施。	「学びのイノベーション事業」の成果を普及。						
			総務省	「フューチャースクール推進事業」の実証研究を行い、タブレットPC(全児童1人1台)やインタラクティブ・ホワイト・ボード(全普通教室1台)の情報通信機器を使ったネットワーク環境を構築した実証校において、デジタル教科書・教材を利用した指導方法の開発を行った文部科学省の「学びのイノベーション事業」が実施できるよう協力。2011年度においては、これまでの小学校10校に新たに中学校8校、特別支援学校2校を追加して実施。	デジタル教科書・教材を利用した指導方法の開発といった成果を普及するための文部科学省の取組に協力。						

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期			
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度			
103	我が国の知的インフラ整備の観点から、国立国会図書館が有する過去の紙媒体の出版物のデジタル・アーカイブの活用を推進する。具体的には、民間ビジネスへの圧迫を避けつつ、公立図書館による館内閲覧や、インターネットを通じた外部への提供を進めるため、関係者の合意によるルール設定といった取組を支援する。 (短期)		文部科学省	「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において検討を行い、一定の結論。	左記結論に基づき、必要な措置を実施。						
			経済産業省	関係府省と連携しつつ、関係者の合意によるルール設定の取組を支援。							
			総務省	関係府省と連携しつつ、関係者の合意によるルール設定の取組を支援。 また、策定した公立図書館における電子書籍の利活用を促すガイドラインの普及・展開を推進。							
104	知的資産のアーカイブ化とその活用促進	国立国会図書館への電子納本を可能にするため、例えば、電子書籍として市場で配信されたものは、館内閲覧に限るというルール設定の検討をはじめとした取組を支援する。 (短期)	文部科学省	図書館関係者と著作者、出版者との協議により、電子納本された出版物の利用に係る適切なルール設定が行われるよう支援。							
			経済産業省	関係府省と連携しつつ、関係者の合意によるルール設定の取組を支援。							
			総務省								
105		NHKオンデマンドをはじめとしたインターネットを通じた放送番組の配信に関する財源の在り方の検討を含め、NHKの番組資産の活用を促進する。また、民間の放送番組については、そのアーカイブの一層の拡充に向けた取組を支援する。 (短期)	総務省	NHK放送番組のインターネット配信に伴う課題を整理し、2011年11月を目標にNHKが行う番組資産の活用促進に向けた見直しを促進。	NHKによる見直しを踏まえ、必要な措置を実施。						
				民間の放送番組のアーカイブの拡充について、取り組むべき課題に関する関係者によるコンセンサスの形成を促すとともに、必要な支援策をとりまとめ、順次措置を実施。							

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度
106	知的資産のアーカイブ化とその活用促進	<p>マンガ、アニメ、映画、図書といった様々なコンテンツのアーカイブの活用を促進するため、各機関におけるアーカイブ充実のための支援を行う。また、諸外国のアーカイブとの連携も視野に入れつつ、各アーカイブをネットワーク化し、一元的なデータベースを整備する。</p> <p>(短期・中期)</p>	文部科学省	メディア芸術に関し、作品に関する情報のデータベースを整備し、アーカイブ間の連携を推進。	一元的にアクセス可能なデータベースの充実を推進。			
			総務省	公文書、図書、美術品といった知的デジタルアーカイブの電子共有・利用を進めるための技術的課題に関する指針を策定。				
107		国立国会図書館の書籍や、放送番組をはじめとした様々なアーカイブの活用のため、一定期間を経過した著作物に關し、一層円滑な権利処理を促進する。	文部科学省	権利者不明な場合の文化庁長官の裁定による利用促進を行う。また、円滑な権利処理が図られるよう、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援。また、国立国会図書館の書籍について、一定期間を経た著作物利用促進の観点から必要な措置を検討し、実施。				
108	クラウド型サービスの環境整備	我が国におけるコンテンツのクラウド型サービスの環境整備を図るため、法的リスクの解消も含め、著作権制度上の課題について整理し、必要な措置を講ずる。	文部科学省	クラウド型サービスの著作権法上の位置付けや課題に關し、調査・分析を実施し、その結果を踏まえ、必要な措置を実施。				
109	プラットフォームの競争環境整備	プラットフォームに關し、国際的な動向の情報収集を図りつつ、競争の実態を注視する。	公正取引委員会	関係事業者からのヒアリング、諸外国の当局との情報交換を通じて国際的な動向の情報収集を図るとともに、競争の実態を把握し、注視。				
110	3D映像の促進	<p>NHKや民間事業者による3D映像放送を拡大することをはじめとして3Dコンテンツの普及のための取組として、安全基準の策定、制作技術の普及及び人材育成を進める。</p> <p>(短期)</p>	総務省	我が国放送における3D映像放送の拡大を図るために、以下の措置を実施。 3Dコンテンツ及び制作技術の普及に向け、目が疲れにくい立体映像表示技術、リアルタイムの立体映像通信の実現を念頭とした符号化技術といった研究開発の実施とともに、3D映像の識別子の国際標準化を推進。また、安全基準の策定に役立てるため、立体映像が人に及ぼす疲労感・違和感・没入感の定量評価や3D標準映像・評価手法の標準化、安全ガイドラインを検討、併せてそれらの成果に關するセミナーの開催による人材育成を支援。また、開発した「3次元映像標準テストコンテンツ」について、3Dコンテンツ制作支援のために無償配布を継続して実施。				
			経済産業省	デジタルコンテンツEXPOをはじめとした場を活用しつつ、3Dコンテンツの制作技術の普及・人材育成を実施。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度
111	インターネット上でグローバルに流通する著作権侵害コンテンツを抑止する観点から、正当な権利者に関する情報を共有する仕組みを構築するため、国際的枠組での検討を進める。 (短期)		文部科学省	海賊版による著作権侵害発生国における法整備、取締り強化を要請するため、著作権担当部局と定期的に協議を実施。また、WIPOとの協力事業をはじめとした国際的枠組において情報交換を実施。				
			経済産業省	「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」といった場を活用し、著作権侵害関連の情報交換を日中韓のコンテンツ担当局で密接に実施。				
112	著作権侵害が特に多発する海外のサイトに関し、民間企業の自主的な措置も含め、総合的な対策を検討し、結論を得る。 (短期)		総務省	ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験を実施。 海外のサイトに関し、民間企業の自主的な措置も含め、総合的な対策を推進。				
			文部科学省	WIPOとの協力事業や文化審議会著作権分科会国際小委員会といった場を通じた国内外の情報収集や必要な対策の取りまとめを実施。				
113	インターネット上の著作権侵害の抑止		経済産業省	関係府省と連携し、中国といった国々の当局に対し、著作権侵害が特に多発する海外のサイトの取組強化を求めるとともに、自動検知システムの精度向上、検知範囲の拡大といった実効性向上に向けた実証事業を活用し、自動検知システムの普及による民間企業による自主的対策を促進。				
			経済産業省	各産業界からの要望を踏まえ、日中知的財産権ワーキング・グループ、模倣品事務ワーキング・グループの場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版知財侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後働きかけ。 二国間協議を通じた侵害発生国・地域に対する侵害対策の働きかけにより、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)を窓口とした海外のプロバイダーに対する著作権侵害コンテンツ削除の強化を実施。				
			文部科学省	中国、韓国との二国間協議を実施。 知的財産保護官民合同訪中代表団への参加。 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)による共同権利執行や侵害発生国の法制研究に関する活動を支援。				
	二国間政府協議や知的財産保護官民合同代表団(政府と国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)により構成)の派遣を通じ、侵害発生国に対して著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかける。また、海外のプロバイダーに対し、著作権侵害コンテンツを削除させるため、民間企業による一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の活用を促進する。 (短期)		外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域と様々な下記の協議の場を通じ、関係府省で連携しつつ、著作権侵害コンテンツ対策の強化に向けた要請や協力を実施し、世界における我が国の著作権侵害状況を改善。 一日中ハイレベル経済対話 一日中経済パートナーシップ協議 一日韓ハイレベル経済協議 一日韓経済局長協議				
			総務省	二国間協議を通じて侵害発生国・地域に対して著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかけ。 知的財産保護官民合同訪中代表団、日中知的財産権ワーキング・グループへの参加を通じて著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかけ。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	
114	創作基盤としての二次創作の円滑化	パロディに関する法的課題を検討するとともに、インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化のための取組を進める。 (短期)	文部科学省	パロディについては、調査研究を実施し、法的課題を整理。 インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化については、立法措置による対応の可能性と契約による対応の可能性を検討し、文化審議会著作権分科会において、2011年度中に報告書をとりまとめ。	パロディについては、調査研究の結果を踏まえ、必要に応じた措置を実施。 インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化については、左記の報告書の内容に基づき、必要な措置を実施。				
				経済産業省	二次創作に関する実証実験で得られた利用ルールについて、民間における活用を促進。				
115	デジタルコンテンツの活用促進	インターネット上で、個人が既存のコンテンツの一部を紹介することや二次創作を円滑化し、デジタルコンテンツの活用を促進するため、包括契約のベストプラクティスを紹介するとともに、権利侵害についての民間コンセンサスの形成に向けた取組を支援する。 (短期)	文部科学省	インターネット上で、個人が既存のコンテンツの一部を紹介することや二次創作を円滑化し、デジタルコンテンツの活用を促進するため、包括契約のベストプラクティスを紹介するとともに、権利侵害についての民間コンセンサスの形成に向けた取組の支援のために必要な施策を検討。その検討に基づき、支援のための施策を実施。					

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
「知財計画2010」からの施策								
116	デジタルコンテンツに関するワークショップの開催(短期・中期)	ワークショップへの支援を通じ、小中学生の段階からデジタルコンテンツ制作教育を推進する。	文部科学省	初等中等教育段階の子どもたちを対象に、学校のクラブ活動や地域における高度情報通信人材の養成に資する措置を実施。	初等中等教育段階の子どもたちを対象に、高度情報通信人材を養成するために、学校のクラブ活動や地域において、デジタルコンテンツの制作、プログラミングといった講習の実施。			
117	「コンテンツ特区」の創設(短期)	「コンテンツ特区」を設け、特定区域において新しい技術やサービスを試行できる環境を整備し、先駆的なコンテンツの創造、国際的なコンテンツ製作の誘致を促進する国際的な場を創出する。	経済産業省 総務省 文部科学省	特区制度の動向を注視しつつ、コンテンツ関連の特区の案件形成を目指し、具体的な案件が地域から提案されるよう、地方自治体といった関係者に情報提供をはじめとした必要な支援を実施。  個々のプロジェクトに関し、著作権の許諾契約に係る課題を含めた対応が必要とされる課題について、関係府省による取組と連携。				
118	新たなメディア創出のためのインフラ整備(短期・中期)	モバイル放送、デジタルサイネージに関する実証実験や規格策定への支援、完全ブロードバンド化、ホワイトスペースの活用促進、IPTVの普及支援・クラウドコンピューティングの環境整備を通じ、新たなメディアのためのインフラを整備する。	総務省	ソフト事業(委託放送業務)の認定に係る制度整備、申請受付の検討を推進。  90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送の制度整備を実施。  国際標準化機関・団体におけるデジタルサイネージの標準化を推進。	90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送の制度整備を実施。  国際標準化機関・団体におけるデジタルサイネージの標準化を推進。			
				ホワイトスペース活用の実現に向けて、地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証実験を行い、この結果を踏まえ、2011年度に環境を整備。	研究開発や実証実験を実施し、ホワイトスペースを活用した新たな電波利用を展開。			
				これまで実施してきたIPTV配信用のメタデータを基にした実証実験の成果を基に一般社団法人IPTVフォーラムにおける標準化を推進。				
				「最先端のグリーンクラウド基盤構築に向けた研究開発」を行い技術を確立するとともに、民間フォーラムと連携しながら必要に応じて標準化を実施。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度
119	コンテンツ配信・放送に関する規制緩和(短期)	デジタル化に対応した通信・放送の総合的な法体系を速やかに整備するとともに、ホワイトスペースの活用を始めとした電波の有効利用の方策を2010年度中に策定する。	総務省	通信・放送の総合的な法体系に關し、速やかに関係する政省令を整備。				
				ホワイトスペース活用の実現に向けて、地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証実験を実施し、この結果を踏まえ、環境整備を実施。				
120	放送番組の電子配信の促進(短期)	放送番組の電子配信を促進するため、映像分野の権利処理の一元化、携帯機器への転送の場合のルール形成を支援する。また、IPTVの促進のため、NHK及び民間放送事業者のオンデマンドサービスにおける先端的なサービスを促すよう、取り組む。	総務省	映像分野の権利処理一元化の促進のため、不明権利者探索の一元化の実証実験を実施。	左記結果を踏まえ、映像分野の権利処理一元化推進のため、更に権利処理業務の電子許諾システムのための実証実験を実施。			
				これまで実施してきたコンテンツ製作者の負担を軽減するため、コンテンツプラットフォームごとに異なるメタデータの共通化に資する実証実験の成果を基に、一般社団法人IPTVフォーラムにおける標準化を推進。				
121	映画館のデジタル化・3D化の促進(短期)	映画館のデジタル化・3D化を支援する。	経済産業省	2010年度補正予算に基づき映画館のデジタル化を支援。				
122	新たな形態のコンテンツ配信の実証実験の支援(短期)	電子配信の特性を活かした新たな形態のコンテンツ配信に関する実証実験を支援する。	経済産業省	デジタル化・ネットワーク化という事業環境下における新しい形態のコンテンツの配信に関して、実証実験により契約円滑化モデルを開発し、その利用を促進。				
			総務省	ユビキタス特区事業の成果やビジネス動向を踏まえ、実際のビジネスへの展開を促進する方策を検討し、必要な措置を実施。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
123	プラットフォームの標準化(短期)	重要なプラットフォーム(例えば3D映像やIPTV)に関し、標準化ロードマップを含む戦略を官民一体となって策定・実行し、実証実験や国際標準化を一体的に支援する。	総務省	これまで実施してきたIPTV配信用のメタデータ要件を基にした実証実験の成果を基に一般社団法人IPTVフォーラムにおける標準化を推進。				
				映像に関し、3D映像の安全基準及び標準的な映像の国際標準化を推進。				
			経済産業省	映像に関し、3D映像の安全基準の民間の取組を支援し、国際標準化を推進。				
124	プラットフォーム競争の促進(中期)	重要分野(例えば書籍)に関し、ユーザーの利便性確保の観点から、官民一体となって、排他的でないマルチプラットフォーム戦略を策定し、プラットフォーム間の競争を促す。	経済産業省	実証実験により、コンテンツホルダーが様々な流通経路やプラットフォームにおいて、コンテンツのマルチユースを可能とする契約モデルを開発し、その利用を促進。				
				コンテンツホルダーが様々な流通経路やプラットフォームにおいてコンテンツマルチユースを可能とする技術の共通化を引き続き検討。	左記の検討を基に、コンテンツホルダーが様々な流通経路やプラットフォームにおいてコンテンツマルチユースを可能とする技術の共通化に関する実証実験を実施。			
125	プラットフォームのビジネスモデルの検討(中期)	プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者によるマーケット情報の共有を始めとする双方にメリットのあるビジネスモデルの構築に向けた環境整備について検討する。	経済産業省	プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者双方にメリットのあるビジネスモデルの構築に向けた実証実験を実施するとともに、在るべきビジネスモデルについての課題を整理。	左記の検討結果に基づき、必要な環境整備を実施。			
				現状のプラットフォームモデル構築に向けた環境整備に関する調査を基に、必要な環境整備を実施。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
126	アクセスコントロール回避規制の強化(短期)	製品開発や研究開発の萎縮を招かないよう適切な除外規定を整備しつつ、著作物を保護するアクセスコントロールの一 定の回避行為に関する規制を導入するとともに、アクセスコントロール回避機器について、対象行為の拡大(製造及び回 避サービスの提供)、対象機器の拡大(「のみ」要件の緩 和)、刑事罰化及びこれらを踏まえた水際規制の導入によっ て規制を強化する。このため、法技術的観点を踏まえた具体的な制度改革案を 2010年度中にまとめる。	文部科学省	文化審議会における検 討結果を踏まえ、法制化 に向けた取組を実施。				
			経済産業省	第177回国会において成 立した改正不正競争防 止法の施行に向けた準 備を実施。				
			財務省	第177回国会において成 立した改正関税法の施 行に向けた準備を実施。				
127	プロバイダによる侵 害対策措置の促進(短期・中期)	プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテ ナンツに対する新たな対策措置(例えば、警告メールの転送や 技術的手段を用いた検知)を図る実効的な仕組みを2010年 度中に構築する。併せて、現行のプロバイダ責任制限法の 検証を図った上で、実効性を担保するための制度改正の必 要性について検討し、2010年度中に結論を得る。さらに、そ れらの取組の進捗状況を踏まえて、必要な措置を講じる。	総務省	プロバイダと権利者による 協働体制の促進を図るため、ガイドラインの 改定も含め、関係者による コンセンサスを図り、 技術的手段を用いた検 出・削除や警告メールの 転送や発信者情報開示 の迅速化に関する自主 的な対策を促進。				
				プロバイダ責任制限法の検証結果を踏まえ、必要 な取組を実施。				
				ネットワーク上の侵害コ ンテンツの検知とプロバ イダへの削除要請を容 易にするシステムに関する 実証実験の実施(検 知・削除要請システムの 機能拡張・運用性の向 上)。	ネットワーク上の侵害コ ンテンツの検知とプロバ イダへの削除要請を容 易にするシステムに関する 実証実験の実施(検 知・削除要請システムの 機能拡張・運用性の向 上)。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
128	正規配信サービス展開の促進(中期)	インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策としての観点も踏まえ、民間企業が消費者の利便性に即した正規サービスを展開することを促進する。	経済産業省	実証実験により、消費者の利便性に即した正規サービスの円滑化を図るモデルを開発し、その利用を促進。				
			総務省	映像分野の権利処理一元化の促進のため、不明権利者探索の一元化の実証実験を実施。	2012年度には、左記結果を踏まえ、映像分野の権利処理一元化推進のため、更に権利処理業務の電子許諾システムのための実証実験を実施。			
129	著作権侵害防止技術の開発支援(短期)	民間における著作権侵害防止に関する技術の開発やその活用を支援する。	経済産業省	自動検知システムの精度向上、検知範囲の拡大といった実効性向上に向けた実証事業を実施。				
			総務省	ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施(検知・削除要請システムの実用化に向けた改良)。関係者の共同によりネットワーク上のコンテンツの不正流通対策を行う共同検知センターを設立。	ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施(検知・削除要請システムの実用化に向けた改良)。関係者の共同によりネットワーク上のコンテンツの不正流通対策を行う共同検知センターを設立。			
130	著作権侵害に関する普及啓発活動の強化(中期)	官民一体となった消費者の普及啓発活動を強化する。	文部科学省	一般の国民、都道府県の著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象とした各種講習会を開催するとともに、著作権に関する学習ソフトをホームページを通して広く提供することで、多くの人々を対象として著作権保護に関する普及啓発を実施。				
			経済産業省	模倣品海賊版撲滅キャンペーンを実施(インターネット上の著作権侵害コンテンツ問題を含む)。権利者団体、関係府省と連携し、定期的に集中的な普及啓発活動を実施。				
			総務省	電気通信サービスの利用者に対する周知・啓発を実施。著作権侵害が疑われる情報の削除要請を受けた中小プロバイダからの問い合わせに対応する相談窓口に対する支援。権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者からなる連絡会において、関係者が一体となって、効果的な普及啓発・広報の在り方について検討・実施できるよう支援。権利者団体、関係府省と連携し、定期的な集中的な普及啓発活動を実施。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
131	警察による取締り(短期)	警察による効果的な取締りを実施する。	警察庁	ファイル共有ソフトを使用するといった悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを強化するとともに、官民の普及啓発活動と連携しつつ、同種事犯の抑止のための広報を実施。				
132	著作権制度上の課題の総合的な検討(中期)	デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題(保護期間、補償金制度の在り方を含む)について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じることが可能なものから順次実施しつつ、2012年までに結論を得る。	文部科学省	補償金制度については、コンテンツ利用の利便性向上とクリエーターの権利保護のバランスについて、経済産業省と文部科学省による検討会において、関係者の合意形成に向けた検討を推進。当該検討会の結果を踏まえ、補償金制度の見直しに関する関係者の合意形成を目指す。利害関係者間で一定の合意が得られれば文化審議会著作権分科会での検討を開始し、結論が得られ次第必要な制度改革案をとりまとめ。このほかのデジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の諸課題については、文化審議会著作権分科会において順次検討を行い、その結果措置を講じることが可能なものから実施。				
133	著作権制度上の課題の総合的な検討(短期)	132の著作権制度の総合的な検討のうち、権利制限の一般規定について、これまでの検討結果を踏まえ、2010年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のために必要な措置を早急に講ずる。	文部科学省	著作権分科会報告を踏まえ、権利制限の一般規定の導入のための措置を実施。 また、今後必要な措置について、更に検討。				
134	著作権制度上の課題の総合的な検討(短期)	132の著作権制度の総合的な検討のうち、著作権法上のいわゆる「間接侵害」に關し、2010年度中に差止請求の範囲の明確化を含め、その要件化に関する一定の結論を得て、必要な措置を早急に講ずる。	文部科学省	文化審議会著作権分科会における検討を進め、同分科会における検討結果を踏まえ、制度改革案のとりまとめといった必要な措置を実施。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期			
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度			
<b>4. クールジャパン戦略</b>											
「知財計画2011」本文記載の施策											
135	映像を通じた発掘・創造	多様な地域・人々の魅力を含むクールジャパンを伝える映像コンテンツや3Dをはじめとする高い技術力・企画力を活かした映像コンテンツを製作し、グローバルに発信する。 (短期)	総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同制作において、3Dを始めとする高い技術力や多様な地域の魅力など日本の強みを活かした映像を製作することを支援し、海外放送局、インターネット、イベントを通じてグローバルに発信。							
			外務省	11言語によるクールジャパン6分野(トップカルチャー、工芸工業デザイン、食文化、科学技術・産業、建築・構造物、総合編)の映像資料を、在外公館を通じて各国テレビに無償提供し、放映の働きかけを実施。	引き続き各国テレビ局への放映の働きかけを実施。						
			経済産業省	若手映像作家の企画を支援し、世界に発表する場を提供。							
136		海外展開資金を供給するファンドを通じて、世界に通用する作品づくりを支援する。 (短期)	経済産業省	コンテンツファンドを早期に立ち上げ、運用を開始。	ファンドの運用を通じて、我が国コンテンツに関する権利を核に収益を上げる事例を創出し、コンテンツ業界内外からの投資を促進。						

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
137	映像を通じた発掘・創造	国際共同製作への支援を行うとともに、アジア諸国をはじめとする諸外国との国際共同製作協定を締結する。 (短期・中期)	経済産業省	国際共同製作支援の要件を文部科学省と協力し、整備。関係府省と協力し、協定締結に向けて検討を推進。産業界におけるニーズ検討の過程で必要となる事項についての情報収集を実施。	検討結果を踏まえ、関係府省と連携して順次交渉し、国際共同製作に必要な枠組みを実現。			
			外務省	諸外国の国際共同製作に係る制度について情報収集を行いつつ、関係府省と協力して必要な枠組みにつき検討。				
			総務省	地方の放送局や番組制作会社が制作した地域の観光資源や產品を紹介するコンテンツ(地域コンテンツ)について海外の放送局との共同製作を支援。また、関係府省と協力し、関係業界からのニーズをはじめとした情報収集を図りつつ、放送番組も含めた国際共同製作協定について検討を実施。				
			文部科学省	映画の国際共同製作に対する製作費の支援を実施。				
			国土交通省	観光に資する映像制作を支援。				
138		「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」、「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」、日中映像交流事業(「映画、テレビ週間」、「アニメ・フェスティバル」)といったアジア域内の交流の場を通じ、国際共同製作や外国の規制緩和の促進も含め、我が国コンテンツ流通の促進を図る。 (短期)	経済産業省	市場統計の整備に向けた調査、国際共同製作及び規制緩和の促進に向けた対話の推進により、アジア域内のコンテンツ流通を促進。				
			総務省	日中映像交流事業を通じて、日中の民間事業者間の交流の促進を図り、我が国コンテンツ流通を促進。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度		
139	対象国のニーズに即した展開戦略の策定	コンテンツ、ファッショ、食、すまい、観光、地域産品を効果的に組み合わせ、各国のニーズに基づくグローバルな展開戦略を策定し、推進する。 (短期)	経済産業省	クールジャパン官民有識者会議において、クールジャパンに関する各国別戦略を策定し、官民一体となって戦略的に推進。						
			総務省	地方の放送局や番組制作会社が制作した地域の観光資源や産品を紹介するコンテンツ(地域コンテンツ)について海外の放送局との共同製作を支援するとともに、策定された戦略に基づき海外展開を実施。						
			外務省	策定された戦略を踏まえ、ターゲット国・地域に各分野の専門家を派遣し、セミナー開催をはじめとしたクールジャパン発信事業を実施。						
			文部科学省	策定された戦略に基づき、日本文化を紹介するコンテンツを提供。						
			農林水産省	策定された戦略に基づき、アジア地域での投資や事業拡大に関する食品関連企業間の情報交換の場を設置。この場を通じて、具体的な企業間の連携する取組を支援。						
			国土交通省	策定された戦略に基づき、観光プロモーションと連携。						
140	クールジャパン発信の仕組みの構築	クールジャパンに関するコミュニケーション戦略を担う「クリエイティブ・ディレクター」を設置するとともに、海外においてクールジャパンを発信する人財(「アンバサダー」)をネットワーク化し、戦略的な情報発信を行う。 (短期)	経済産業省	クリエイティブ・ディレクター及びアンバサダーを選定し、戦略的な発信を実施。						
141			経済産業省	コ・フェスタの開催を通じ、国内での各見本市に関し、海外への情報発信強化や外国人を呼び込むための取組を推進。						
			文部科学省	メディア芸術祭について一層の充実を図るとともに、国際的認知を高めるための関連イベントや海外フェスティバルとの連携強化を推進。						
			内閣官房	関係府省の取組について、政府広報により支援。						
			総務省	コ・フェスタの主要イベントである「国際ドラマフェスティバル」を支援することにより海外への情報発信強化や外国人を呼び込むための取組を実施。						
			外務省	在外公館を通じて広報面で支援。						
			国土交通省	国内イベントの開催に関し、海外への情報発信を実施。						

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期			
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度			
142	クールジャパン発信の仕組みの構築	ロンドンオリンピックや周年事業(例、「日米桜寄贈100周年事業」)に代表される国際的イベントを活用し、府省横断的にクールジャパンを発信する仕組みを確立する。また、地方自治体とも連携して地域に根ざしたクールジャパンを発信する仕組みを確立する。 (短期)	外務省	周年事業といった各種イベントの機会に、関係府省と連携し、クールジャパン発信事業を実施。また、各種イベントにおいて地方公共団体との連携を強化。							
			内閣官房	関係府省の取組について、政府広報により支援。							
			総務省	各種周年事業において、地方の放送局や番組制作会社が制作した地域の観光資源や產品を紹介するコンテンツ(地域コンテンツ)を提供。							
			文部科学省	日本オリンピック委員会と連携し、情報発信の強化方策を検討。	オリンピック開催期間中、日本選手団の活動拠点(ジャパンハウス)において、日本を紹介。						
			農林水産省	各種事業において日本食・食品を紹介。							
			経済産業省	各種事業において、地方産品やコンテンツを出展。							
			国土交通省	各種事業において、観光プロモーションと連携。							
143	東日本大震災を踏まえた情報発信	多言語ポータルサイトを通じた適切な情報発信、国内外のクールジャパンに関するイベント、復興キャンペーン、海外との人的交流を通じ、海外に対し、震災からの復興に関する情報発信を行う。 (短期)	内閣官房	多言語ポータルサイトやロゴ作成も含めた復興キャンペーンに探し、予算を確保して実施。							
			総務省	国内外のクールジャパンに関連するイベントや海外との人的交流といった様々な機会で復興に関する情報発信を実施。							
			外務省								
			文部科学省								
			経済産業省								
			国土交通省								
144		国内において、クールジャパンによる創造的復興に向けた意識を醸成するための情報発信を行う。 (短期)	内閣官房	復興キャンペーンの実施を通じ、クールジャパンを核とした創造的復興に関する国内意識を醸成。							

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
145	イメージ戦略の推進	イメージ戦略の一環として、クールジャパンに関するポータルサイトによる多言語発信の強化や、ロゴマークの作成を含む統一的なイメージによる発信を行う。 (短期)	内閣官房	多言語ポータルサイトやロゴマークの予算を確保して作成するとともに、メンテナンス体制も確立の上、様々なイベントでの露出を高めながら、海外への普及を推進。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			
146		世界的な有識者により、文明に関する意見交換を行う国際会議を日本において開催し、世界に向けて新たな価値を発信する。 (短期)	文部科学省	世界文明フォーラムを、日本において開催。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			
147	映像や放送の展開	放送番組を含む映像コンテンツの海外展開を促進するため、官民が連携するコンソーシアムを設置するとともに、現地語対応を含め、民間による海外発信のための取組を支援する。また、権利処理を円滑化するため、ガイドラインの策定を含む検討の場を設置し、必要な措置を講ずる。 (短期)	総務省	放送番組を含む映像コンテンツの海外展開を促進するため、官民が連携するコンソーシアムを設置。 権利処理円滑化を促進する関係者による情報共有の場を設置するとともに、海外番組販売に必要な権利処理の内容を検討。	コンソーシアムを通じたコンテンツの海外展開を促進。 左記検討を基に、権利処理の円滑化を図りコンテンツの海外展開を促進。			
			文部科学省	日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作に対する支援を実施するとともに、日本の放送番組を含む映像作品の更なる海外展開支援について検討し、検討結果に基づき、必要な施策を実施。				
			外務省	文化交流事業の一環として、現地TV局の希望に応じて日本のTV番組を提供する(2012年度以降も継続)。				
148		クールジャパンの対外情報発信の強化を図るため、各国・地域の衛星放送やケーブルテレビを通じた国際放送の普及に向けた取組を支援する。 (短期)	総務省	各国・地域の衛星放送やケーブルテレビを通じて簡単な方法で受信できる目標世帯数を1億3800万世帯と設定し、普及に向けた取組を支援。	平成25年度における各国・地域の衛星放送やケーブルテレビなどを通じて簡単な方法で受信できる目標世帯数を1.5億世帯と設定し、普及に向けた取組を支援。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
149	国際線での情報提供  我が国発着の国際航空路線へのクールジャパンに関する映像の提供を進める。 (短期)		内閣官房	政府広報コンテンツを国際航空路線で放映。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			
			総務省	コンテンツ製作者による国際航空路線へのクールジャパンに関する映像の提供を支援。				
			外務省	権利処理上の問題を解決した上で、クールジャパンに関する映像を提供。				
			文部科学省	日本文化を紹介するコンテンツを提供。				
			農林水産省	日本食・食材を紹介するコンテンツを提供。				
			経済産業省	日本の映像コンテンツを提供。				
			国土交通省	観光コンテンツを提供。				
150	コンテンツを活用したクールジャパンの発信強化	影響力が大きい映画・ドラマ・ゲームを活用し、作品中にファンションや食といったクールジャパンを登場させるよう民間の取組を促す。 (短期)	経済産業省	モデル事業を実施するとともに、関係者の交流の場を設け、民間の取組を促進。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
151		日本の食に関するイメージの回復を図るため、正確な情報発信を図るとともに、国内の検査体制の強化、輸出に必要な証明書発行体制の構築をはじめとした体制整備を行う。 (短期)	農林水産省	農林水産物・食品は国内措置により基準値を下回ったものしか流通していないことを含め、正確な情報提供を実施。放射性物質の検査を行うために必要な検査機器や検査体制を整備・充実。产地証明書又は放射性物質の検査証明書の発行に關し、利用者の利便性に配慮した枠組みを構築。放射性物質の検査を受ける際に輸出業者が負担する検査費用を軽減。				
152		日本への観光の回復を図るため、正確な情報発信や観光イベントへの支援強化を行う。 (短期)	国土交通省	海外における訪日旅行に対する受け止め方に關する分析を実施。その結果を基に正確な情報発信を実施。震災の影響で観光客が減少している地域で開催される観光イベントの支援や国内外に向けた広報を実施。				
153	東日本大震災を踏まえた日本のブランドイメージの回復	風評被害による物流の停滞を防ぎ、貿易の円滑化を図るために、日本の製品に關し、正確な情報発信を図るとともに、国が指定した検査機関が行う輸出品に対する放射線量検査の検査料を補助する。 (短期)	経済産業省	海外における日本製品の安全性に關して適切な情報発信を実施。国が指定した検査機関が行う輸出品に対する放射線量検査の検査料の補助を実施。				
154		適切な情報発信を行い、不適切な報道への対応を在外公館を通じて行うとともに、過剰規制とならないよう外交ルートを通じ海外当局に働きかけを行う。 (短期)	外務省	不適切な報道への対応を在外公館を通じて行うとともに、過剰規制とならないよう外交ルートを通じて海外当局に働きかけを実施。				
			農林水産省	海外に向けて日本の安全性に關して放射線量のモニタリング結果の公表も含めて適切な情報発信を行うとともに、海外メディア、著名人、海外の輸入業者や旅行業者の招へい、国内事業者の派遣を通じ、日本の食・製品・観光の安全性を説明。				
			経済産業省					
			国土交通省					

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度
155	「クールジャパン大賞(仮称)」による顕彰	クールジャパンの取組のうち、特に優れたものやクールジャパン推進に顕著な功績を残した人物・団体を顕彰することを通じて、クールジャパンの人気の拡大を図る。(短期)	経済産業省	クールジャパン大賞を創設し、表彰を実施するとともに、受賞したものやクリエーターについて戦略的な海外展開を支援。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			
			総務省	受賞した作品映像やクリエーターをイベントで紹介。				
			文部科学省	受賞した作品やクリエーターを文化イベントで紹介。				
			農林水産省	受賞した食材の輸出を促進。				
			国土交通省	受賞した作品・產品について、海外に向けた情報発信を実施。				
			外務省	受賞した作品及び產品のPRを実施。				
156	クールジャパンのリピーターの拡大	日本のファンとなる観光客やビジネス客の増加を図るために、国際見本市とも連動させながら、クールジャパンをテーマとした訪日旅行ルートの開発を推進する。(短期)	国土交通省	海外から旅行業界関係者を招へいし、クールジャパンをテーマとしてスポットを紹介し、訪日旅行ルートのメニューを造成。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			
			文部科学省	国土交通省に協力し、観光ルートの候補として日本の文化遺産の観光スポットを紹介。				
			経済産業省	国土交通省に協力して、観光ルートの候補として日本のコンテンツや產品や国際見本市の観光スポットを紹介。				
			農林水産省	国土交通省と連携して、訪日外国人によるグリーン・ツーリズム、教育旅行を対象とした旅行商品の開発支援。				
157		地域の活性化や観光客の増加を図るために、史跡の復元・公開や地域の伝統芸能といった日本各地の特色ある文化遺産を活かした取組を支援する。(短期)	文部科学省	地方公共団体が計画する地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興・地域活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組に対して補助を実施。				
			国土交通省	文部科学省と連携し、文化遺産を活用した地域の観光振興の取組を支援。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度	
158	国際見本市の活性化と情報発信	国際見本市は、グローバルに情報発信する優れた場であるとともに、経済活性化につながるビジネス客を引き寄せる有効なツールである。このため、各地の観光資源との相乗効果を高めながら、我が国で開催される国際見本市の活性化を支援する。 (短期・中期)	経済産業省	国際見本市の誘致に関して、支援の在り方を検討。	左記検討結果を踏まえ、必要な措置を実施。				
			国土交通省	M I C E ( Meeting , Incentive Travel , Convention , Event/Exhibition) の開催・誘致に係る支援を実施。					
159	情報リーダー招へい	海外プレス、著名ブロガー、クリエーターを招き、クールジャパン人気を拡大する。 (短期)	外務省	招へいプログラムの中に、クールジャパンに関する取材先・訪問先を反映。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				
			文部科学省	外国人芸術家の国内滞在型の創作活動拠点であるアーティスト・イン・レジデンスといった、各地域の特色ある国際文化交流事業を強力に支援。					
			国土交通省	海外から旅行関係業者、海外プレス、著名ブロガーを招へいし、我が国の観光資源の魅力について理解を促進。					
			経済産業省	海外から報道関係者やクリエーターを招へいし、我が国のクールジャパンの魅力について理解を促進。					
160	地理的表示保護制度の導入検討	高品質な我が国の農林水産物や食品について、そのブランドイメージを保護し、その輸出促進を図るため、農林水産物・食品に係る地理的表示(Geographical Indications、GI)の保護制度の導入に向けた検討を行い、結論を得る。 (短期)	農林水産省	高品質な我が国の農林水産物や食品について、そのブランドイメージを保護し、その輸出促進を図るため、農林水産物・食品に係る地理的表示(Geographical Indications、GI)の保護制度の導入に向けた検討を行い、結論。					
			経済産業省	農林水産省における検討状況に応じて、商標法、不正競争防止法との整合性を確保するために協力。					

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度
161	ACTA(模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称))の参加促進	ブランドの価値を国際的に守るため、アジアをはじめとする諸外国に対し、ACTAへの参加拡大を促す。 (短期・中期)	外務省 経済産業省 文部科学省 総務省 法務省 財務省	署名及び締結に向けた作業を推進。	関係府省と連携しつつ、二国間協議を含む様々な交渉を通じて対象国の理解を深め、世界レベルで保護の輪を拡大。			
162		文化資源・観光資源・情報通信基盤の速やかな復旧を図る。 (短期)	総務省	被災地域における携帯電話基地局、テレビジョン放送中継局、ケーブルテレビ放送施設及び公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設をはじめとする情報通信基盤の速やかな復旧を図り、情報格差の是正を支援。				
			文部科学省	被災地域や周辺地域の伝統芸能を含む文化財、文化施設、社会教育施設をはじめとする文化資源・観光資源の速やかな復旧を図り、その活用を支援。				
			国土交通省					
163	クールジャパン関連基盤の復旧・復興	クリエイティブ拠点の整備をはじめとしたクールジャパンに関連する様々な施策の実施に当たり、被災地域・関係者の要望も踏まえて当該地域内で実施することも含め、復興に資するよう配慮する。 (短期・中期)	総務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、クールジャパンに関連する様々な施策に関し、復興に資するよう配慮して実施。				
164		東日本大震災に対応して抜本的に内容を強化した公的融資・保証により、中小企業の資金繰り対策を強化するとともに、被災した中小企業の施設復旧のための人材・資金面での支援を実施する。 (短期)	経済産業省	東日本大震災に対応して抜本的に内容を強化した公的融資・保証により、中小企業の資金繰り対策を強化するとともに、被災した中小企業の施設復旧のための人材・資金面での支援を実施。				
165		権利者の協力を得て行う被災地域に対する効果的な情報提供、読み聞かせ、移動図書館サービスの提供といった公共図書館の取組を促進する。 (短期)	文部科学省	被災地域に対する効果的な情報提供、読み聞かせ、移動図書館サービスの提供といった公共図書館の取組を支援。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期			
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度			
166	クールジャパンに関する諸外国の規制の緩和・撤廃	アジア市場をはじめとする諸外国におけるコンテンツや食に関する規制の緩和・撤廃を強く働きかけ、実現する。(短期・中期)	外務省	二国間協議(日中経済パートナーシップ協議、日韓経済局長協議など)の場において関係国と協議し、規制緩和を引き出す。また、これまでの要請事項(映画や放送番組規制)に関する相手国の対策状況をフォローし、状況を踏まえ、トップ外交を開拓。また、関係府省と連携し、民間交流を通じて相手国の民間側からの緩和の機運を醸成。		要請した事項の規制緩和を実現。					
				「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」や「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」といった多国間及び二ヶ国間の国際対話の場を通じて、関係国に対して規制の緩和・撤廃を働きかけ。							
			経済産業省	二国間協議を含む様々な交渉の場を活用し、規制緩和を働きかけ。日中映像交流事業をはじめとした事業を通じて、民間交流を深めることにより、相手国の民間側からの規制緩和への機運を醸成。							
				二国間協議を含む様々な交渉の場を活用し、関係府省と対応方針を協議しつつ、文化交流にあたつての規制緩和に取組。							
			農林水産省	マレーシア政府機関と連携し、食品企業のハラル及びハラル認証制度(注)の理解を深めるための研修会を開催。 (注)ハラル認証制度:イスラム教義に従った食品の規格の管理を行う制度。							
				東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度について各國に対して普及啓発・研修を実施。 各國の実情に合わせた、より高度な指導といった取組に向けた専門家の派遣、研修生の受け入れを実施。 東アジア品種保護庁設立を視野に、そのモデルとなる歐州植物品種庁の取組を調査。							

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期		
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度		
167	在外公館によるクールジャパンの支援強化	現地ニーズを踏まえた海外展開を促進するため、重点国・都市を選定し、在外公館を中心に、現地関係機関や民間が連携する「クールジャパン支援タスクフォース(仮称)」を創設する。また、クールジャパンに関する民間の海外での活動の際に、在外公館を中心として、施設の提供や大使をはじめとする外交的なプレゼンスや現地ネットワークを活用した支援を行う。(短期)	外務省	重点国・都市において、在外公館を中心にタスクフォースを立ち上げ、各地でのクールジャパン展開を強化。	タスクフォースを核とした海外諸国でのネットワーク展開・拡大を推進。					
			経済産業省	タスクフォースへの日本貿易振興機構(JETRO)や現地企業の参画を呼びかけるとともに、民間ミッションによる在外公館の活用を支援。						
			農林水産省	日系食品企業の情報共有を目的として設立された「食品産業海外連絡協議会」(北京、上海、広州、シンガポール、バンコク)の参加メンバー企業にタスクフォースへの参画を呼びかけ。また、民間ミッションによる在外公館の活用を支援。						
			国土交通省	タスクフォースへの国際観光振興機構(JNTO)の参画を促すとともに、観光PRにあたって民間ミッションによる在外公館の活用を支援。						
168	クールジャパンに関する文化関係者のネットワーク形成	東アジア諸国の文化人・芸術家が一堂に会する会議を日本において開催し、人的ネットワークを構築するとともに東アジア諸国との文化交流を促進することを通じ、クールジャパンの発信のための基盤を強化する。(短期)	文部科学省	東アジア文化芸術会議を2011年に日本において開催。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。					
169	クールジャパンに関する拠点の整備	農林水産品・食品の輸出に当たって検疫条件を満たすための施設を整備する。(短期)	農林水産省	中国向け精米の輸出のためのくん蒸倉庫及び精米工場の条件整備への支援。	条件整備された施設を通じた中国向け精米の輸出。					
170		日本をアジアや世界におけるクリエイティブ分野の中核的な発信地とするため、首都東京のブランドの再確立や地域におけるクリエイティブ拠点の整備を推進する。(中期)	経済産業省	拠点の整備のための基本指針を策定するとともに、同指針を関係者に提示しつつ、アイデアを公募。	拠点を決定の上、重点的に支援。					
171	プロフェッショナル人財の育成	プロデューサーの育成を支援するとともに、国際実務に精通する「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」とコンテンツ事業者との交流の場を設け、国際的なビジネスへの対応を強化する。(短期)	経済産業省	米国といった最先端の映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援する事業を実施するとともに、2010年度委託事業で作成した「プロデューサーカリキュラム」を活用したセミナーの開催、関係府省と連携し、国際実務に精通する関係者のネットワーク構築を推進。また、事業者の集まりとエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの交流を促進。						
			文部科学省	新進芸術家海外研修制度において新進プロデューサーの海外派遣を実施。また、コンテンツ事業者の要望に応じて当該事業者とエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの交流に協力。						

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
172	若手クリエーターの育成	若手アニメーターに制作機会を提供することを通じ、人財育成を推進する。 (短期)	文部科学省	制作スタッフに若手人材を起用し、制作段階でオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施。				
173		コンテンツ分野に関し、専門学校や大学と産業界が連携する産学コンソーシアムを設置し、社会人が学びやすい学習体系の導入も含め、実践的な職業能力を育成する学習システムを構築する。 (短期)			コンテンツ分野に関し、専門学校や大学と産業界が連携する産学コンソーシアムを設置し、新たな学習システムの基盤を整備。			
174		若手を含め、海外クリエーターの招へいを通じ、クリエーターの国際交流を促進する。また、日本各地に、海外クリエーターの創作活動の拠点(アーティスト・イン・レジデンス)を形成する。 (短期)			メディア芸術に関する海外の優秀な若手クリエーターの招へいを実施し、人材交流や人材育成を促進。 外国人芸術家の国内滞在型の創作活動拠点であるアーティスト・イン・レジデンスといった、各地域の特色ある国際文化交流事業を強力に支援。			
175	クリエーターの裾野拡大	コンテンツ分野のクリエーターによる学校訪問の機会を拡充し、児童生徒の頃から様々な芸術文化表現を体験することにより、コミュニケーション能力や様々な作品の真の価値を見極める能力を涵養するとともに、学校教育における創造活動、知財教育及び情報モラル教育(情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を身に付けるための教育)を充実する。 (短期)	文部科学省	「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」といった施策により、学校にクリエーターを派遣し、子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供し、学校教育におけるコミュニケーション教育活動を推進するとともに、新しい学習指導要領の円滑かつ確実な実施により、学校教育における創造活動、知財教育及び情報モラル教育を充実。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
「知財計画2010」からの施策								
176	海外展開資金を供給する仕組みの創設 (短期・中期)	海外展開資金を供給する仕組みとして、ファンドの迅速な設置を行うとともに、民間資金によるコンテンツ製作への投資を促すため、投入された資金の使途の透明化や税財政上の支援の在り方を検討する。	経済産業省	コンテンツファンドを早急に立ち上げ、運用を開始するとともに、資金の使途の透明化や税財政上の支援の在り方を検討。	ファンドの運用を通じて、我が国コンテンツのライツを核に収益を上げる事例を創出し、コンテンツ業界内外からの投資を促進。			
				総務省	コンテンツ製作・発信の資金を供給する仕組みの在り方について調査した結果を基に、民間資金による自律的・持続的なコンテンツ製作・発信の活発化のために必要な人材確保・育成のための環境の整備策を検討。	左記検討結果に基づき、必要な施策を順次実施。		
177	海外における流通経路の確保(短期)	アジアの海外チャンネルの番組枠の確保や流通会社の活用及び情報収集や現地企業との調整を行う拠点の整備に対する支援により、流通経路を確保する。	経済産業省	中国に新たに設置した拠点を通じて、アジア地域におけるコンテンツ交流や海外展開の支援強化を図るために支援を実施。				
				総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同製作を支援することにより、コンテンツの海外展開を実施。	左記結果を踏まえ、地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同製作に対する支援を更に強化し、コンテンツの海外展開を実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度
178	国際共同製作促進の支援(短期・中期)	国際共同製作や撮影誘致を円滑化するための仲介機能の強化を図るとともに、インセンティブとして国内制作費の一一定割合を助成するといった税財政上の支援の在り方を検討する。	経済産業省	2011年度より新たに創設された、文化芸術振興費補助金(文化庁)における国際共同製作支援枠に関して、文化庁と協力し、適切に運用。また、その他のインセンティブの方策について検討。	支援案件を積み重ねることにより、我が国における共同製作支援制度としての定着を図る。また、検討結果を踏まえ、その他のインセンティブについて必要な措置を実施。			
			総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同製作を支援することにより、コンテンツの海外展開を実施。	左記結果を踏まえ、地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同製作に対する支援を更に強化し、コンテンツの海外展開を実施。			
179	大型映画の撮影誘致の促進(中期)	大型映画の撮影を誘致するため、関係法令の諸手続の円滑化や近隣住民の理解促進を図るための取組を推進する。	経済産業省	国内フィルムコミッションや関係府省と連携し、地域のニーズに照らし合わせつつ、海外映画の受入れ体制強化を促進するための方策を検討。	左記の検討結果に基づき、必要に応じて、国内フィルムコミッションや関係府省と連携し施策を実施。			
			警察庁	海外映画の受入れ体制強化を促進するための経済産業省の検討に対し、道路使用許可に関する必要な情報提供を実施。	経済産業省の施策と連携して、大型映画を撮影しようとする実施主体に対する必要な情報提供といった取組を実施。			
			国土交通省	海外映画の受入れ体制強化を促進するための経済産業省の検討に対し、劇用車(映画用の特殊車両)を使用するに当たっての臨時運行許可に関する必要な情報提供などを実施。	経済産業省の施策に必要な協力を実施。			
180	海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築(短期・中期)	ネット上で日本のアニメや音楽を海外に配信する仕組みの構築を支援する。	経済産業省	民間の取組の動向を把握し、政策要望に応じた支援を実施。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期			
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度			
181	地域発コンテンツ製作支援の強化(短期)	観光促進も含めた地域発コンテンツ製作支援を拡充する。	総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同製作を支援することにより、コンテンツの海外展開を実施。	左記結果を踏まえ、地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同製作に対する支援を更に強化し、コンテンツの海外展開を実施。						
			国土交通省	観光に資する映像制作を支援。							
			経済産業省	2010年度に作成した「映像コンテンツを活用した地域プロデュースカリキュラム」の普及を図ることにより、全国各地で地域資源を活用した映像制作による人材育成および地域振興の取組が進むように支援。							
182	NHKによる外部制作事業者の活用促進(短期)	多様な番組が放送されるようにする観点から、公共放送機関であるNHKが外部制作事業者(優れた若手作家を含む。)の活用を促進することを通じ、制作機会の創出を図る。	総務省	2011年4月以降のNHKのBSデジタル放送において外部委託番組及び共同制作番組の比率が高まるようNHKとしての取組を促進。							
183	コンテンツ版COEの形成促進(中期)	コンテンツに関する人材育成(社会人教育を含む。)に加え、研究開発機能を有し、中核的な役割を果たす大学を支援し、国内外のクリエーターやその志望者が集まる拠点(コンテンツ版COE(Center Of Excellence))の形成を促進する。	文部科学省	「グローバルCOEプログラム」の大学におけるCOE形成支援について、在り方を検討。	左記検討結果を踏まえ、必要な措置を実施。						
			文部科学省	メディア芸術に関する情報収集・発信や国内外の関連施設、大学といった高等教育機関、関係業界・企業、関係府省との連携拠点となる「メディア芸術情報拠点・コンソーシアム」の構築を推進。							
			文部科学省	コンテンツ分野に関し、専門学校や大学と産業界が連携する産学コンソーシアムを設置し、新たな学習システムの基盤を整備。	コンテンツ分野に関し、専門学校や大学と産業界が連携する産学コンソーシアムにより整備された新たな学習システムの推進。						
			経済産業省	2010年度に実施したアニメ人材育成事業の成果を教育者向けワークショップで普及。							
			総務省	次世代映像コンテンツ製作技術の展開方策について引き続き検討し、結論。	左記検討を基に、次世代映像コンテンツ製作技術の大学への展開支援。						

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度
184	海外のクリエーターとのネットワーク構築(短期)	世界に通用するクリエーターやプロデューサーを育成するため、海外派遣を通じた海外とのネットワーク構築に対する人材育成支援策を実施する。	文部科学省	新進芸術家海外研修制度において新進のクリエーター、プロデューサーの海外派遣を実施。				
			経済産業省	米国といった最先端の映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援する事業を実施。アジア各国の官民有識者が集まる「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット(ACBS)」や国際マーケットといった場を活用し、海外とのネットワークの構築を図るとともに、世界に通用するクリエーターやプロデューサーの育成に関する基盤整備事業を実施。				
			総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同製作を支援することにより、国際共同制作を通じた人材育成を実施。				
185	アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(短期)	アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(例えば制作ノウハウの共有や3D化)を通じた人材育成を図る。	経済産業省	2010年度に実施したアニメ人材育成事業の成果をワークショップで普及。				
			総務省	国際共同製作の促進を通じ、海外に通用する高度な映像コンテンツの製作ノウハウの蓄積・共有を推進。				
186	アジアからのコンテンツ人材受入れの促進(中期)	アジアからのコンテンツ人材受入れを促進するための環境を整備する。	経済産業省	関係業界からのニーズを踏まえ、受入れ促進のために関係府省と協議を推進。	受入れ促進のための制度整備を推進。			
187	発表の機会の確保(短期)	ショートフィルムの制作や映画祭への支援により、発表の機会を確保するとともに、若手クリエーターを発掘する。	経済産業省	世界で通用する国内映画祭を活用し、優秀な若手クリエーターを発掘。また、発掘した若手クリエーターやその作品を国内外で開催されるマーケットを活用して発表する機会を提供。				
			文部科学省	短編映画作品支援による若手映画作家の育成を推進。				

## 知的財産推進計画2010の実施状況

2011年3月31日時点

評価 ○達成、△概ね達成しているが、更に進める必要、×未達成

V	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題
				短期		中期		長期				
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度	2010年度末までの具体的な取組状況	2011年度以降の具体的な取組予定		
<b>I. 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得</b>												
1 国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップの策定(短期・中期)	国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を官民一体となって策定し、インフラ整備や支援策を確実に実行する。	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	各分野において関係府省と連携を取りながら、標準化ロードマップを含む競争力強化戦略を策定し、別途フォローアップ。						※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ。			
2 知財の創出・保護と標準化の一体的推進(中期)	問題解決型、実証実験型の研究開発において標準化を一体的に推進する。その際、差異化領域における知的財産の創出・保護とその他の領域における標準化を一体として推進する。	経済産業省 総務省 国土交通省	知財ワーキンググループ(仮称)を設置し、知財の保護と標準化の一体的推進について検討。  「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において問題解決型、実証実験型の研究開発において標準化を一体的に推進する方策についての結論を得る(2010年9月)。  国際標準化を見据えた実証実験の方策を検討。		検討結果に基づき推進。  結論に基づき問題解決型、実証実験型の研究開発において標準化を一体的に推進。  国際標準化を見据えた実証実験実施。				・標準化と知財を一体的に推進するための検討事項を抽出するため、有識者からヒアリングを実施し、知財ワーキンググループの立上げに向けた論点を整理した。  ・「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において、情報通信分野における標準化戦略の在り方について検討を行い、標準化重点分野に関する具体的な進め方について結論を得た。 ・具体的な例としては、現在、ユーザ企業を含む検討グループを立ち上げ、ユーザ視点から要件の整理、仕様の策定について検討した。 ・さらに、情報通信審議会において、研究開発と標準化との一体的な取組の在り方について検討を行っていく旨の諮詢を行った。 ・グローバル市場における国際展開と標準化の在り方について検討を行っていいため、「ICTグローバル展開の在り方に関する懇談会」を立ち上げた。(2011年1月)  ・我が国の優位技術である温室効果ガス削減に資する技術(例:下水汚泥からの資源・エネルギー再生技術)をシステム化・ガイドライン化する下水道革新的技術実証事業(B-DASH)(2011年度予算案)の具体的な進め方を検討した。 ・2011年3月に当該事業の公募を開始した。	知財ワーキンググループにおける論点の整理及び知財マネジメントの方策について検討する。  左記の検討結果を踏まえ、2011年度以降、コンテンツメディアに関して開発と標準化を一体的に取り組むプロジェクトを検討する。  予算決定後、公募により実証実験箇所を選定し、着手する。	△  ○  ○	知財ワーキンググループの立上げが完了していない。 2011年度は、同グループを立ち上げ、推進策の結論を得る必要がある。  2011年度は、結論に基づき、標準化を視野に入れた研究開発を推進する必要がある。  2011年度は、結論に基づき、標準化戦略と結び付け、標準化を視野に入れた実証実験を推進する必要がある。
3 アジア地域を中心とした共同研究開発プログラムの構築(短期・中期)	アジア地域における新規事業創出や国際標準の提案・獲得を行う仲間作りのため、標準化や事業化を見据えた米国・EUのみならずアジア諸国とのパートナーシップに基づく共同研究開発プログラムを2010年度中に計画し、速やかに構築する。	経済産業省 総務省 国土交通省	「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム(仮称)を作成。  「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において共同研究開発プログラムについての結論を得る(2010年9月)。  アジア諸国との国際標準化を見据えた研究交流検討。	左記プログラムに基づき共同研究開発を実施。  結論に基づく共同研究開発プログラムを実施。  共同研究に向けた関係国と協議。  共同研究開発プログラム実施。				・タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアを訪問し、標準化関係機関と意見交換を実施した。 ・「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を実施するために必要な予算を要求した(2010年度補正予算及び2011年度概算要求)。 ・2010年度補正予算分について、具体的な協力テーマを選定した。  ・「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において、情報通信分野における標準化戦略の在り方について検討を行い、標準化重点分野に関する具体的な進め方について結論を得た。 ・また、アジア・太平洋電気通信共同体関連会合の場を活用して、アジア地域の各国政府や関連企業との意見交換を実施し、連携強化を実施した。 ・グローバル市場における国際展開と標準化の在り方について検討を行っていいため、「ICTグローバル展開の在り方に関する懇談会」を立ち上げた(2011年1月)(再掲)。  2010年7月20日に、「北東アジア標準協力フォーラム」において、中国・韓国と再生水の都市内利用に関して協力していくことを合意した。	2010年度補正予算分(縦越)については、具体的な協力テーマを実施し、2011年度概要要求分については、具体的な協力テーマを選定し、実施する。  左記の検討結果を踏まえ、2011年度以降、コンテンツメディアに関してアジア諸国と連携した実証実験を実施するプロジェクトを検討する。  中国から提案されているISO/TC255(バイオガス利用)についても、中国との連携方策を検討する。	○  ○  ○	2011年度は、左記「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」に基づく共同研究開発を実施する必要がある。  2011年度は、結論に基づき、標準化を視野に入れた共同研究開発を実施する必要がある。  2011年度は、関係国との協議を進める必要がある。	

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	評価	今後の課題				
				短期		中期		長期							
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度							
4	アジア地域の標準化の組織的な取組（中期）	経済産業省	アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム（仮称）を作成。	計画（国際標準化協力プログラム）に基づき実施。					・タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアを訪問し、標準化関係機関と意見交換を実施した。（再掲） ・「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を実施するために必要な予算を要求した（2010年度補正予算及び2011年度概算要求）（再掲）。 ・2010年度補正予算分について、具体的な協力テーマを選定した（再掲）。	2010年度末までの具体的な取組状況	2011年度以降の具体的な取組予定	○	2011年度は、左記「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」に基づく標準化・認証関係プロジェクトを実施する必要がある。		
				結論に基づきアジア地域における標準化や認証における取組を実施。											
		国土交通省	・既存の国際的スキームにおいて、行動計画を策定し、国際標準化を推進。 ・国際標準化を見据えたコンテナ物流情報サービス(Colins)を構築し、国際標準化の議論をリード。						・「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において、情報通信分野における標準化戦略の在り方について検討を行い、標準化重点分野に関する具体的な進め方について結論を得た。 ・具体的には、コンテンツメディア分野などでユーザ企業と連携を図りながら、関連機器の相互接続性を確保できるよう、技術仕様を策定した。	左記の検討結果を踏まえ、アジア諸国からの参加を得てコンテンツメディアの関連機器の相互接続性の検証を行うプロジェクトについて検討する。	○	2011年度は、結論に基づく標準化・認証関係プロジェクトを実施する必要がある。			
5	フォーラム標準を含む総合的な支援（短期）	経済産業省	デジタル標準に対する支援に加え、代表的なフォーラムの活動動向について個別に調査し、そのフォーラムに対する支援の必要性について検討。	検討結果を踏まえ支援を実施。						・コンテナ物流情報サービス(Colins)の機能の一部として、貨物トラッキング機能を構築し、2011年1月に京浜港にて実証実験を開始した。	なるべく早期に阪神地区での実証実験を開始する。 Colins及び貨物トラッキング機能の利用を促進する。	○	2011年度は、左記取組を更に進める必要がある。		
									・フォーラム標準に対する国の支援方法の在り方について、9月に開催された日本工業標準調査会(JISC)総会において検討した。 ・JISC以外の場においても検討を重ねた。						
		国土交通省	これまでのデジタル標準に限定した支援のみならず、我が国産業の競争力強化に資するフォーラム標準も含めた国際標準化活動を総合的に支援する。	・「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において、情報通信分野における標準化戦略の在り方について検討を行い、標準化重点分野に関して、フォーラム標準を含めた具体的な取組体制について検討した。 ・デジタルサイネージ分野では、IBC(International Broadcasting Convention)をはじめとする場を活用し、民間標準化団体の動向把握を行っており、これらの団体との連携体制を構築した。 ・また、情報通信審議会において、フォーラム標準を含めた国の支援策の在り方について引き続き検討を行っていく旨を諮問した。						左記の検討結果を踏まえ、2011年度以降、フォーラムで検討・決定される技術規格について、産・学・官共同の場で引き続き検討する。	○	2011年度は、結論に基づくフォーラム標準化支援を実施する必要がある。			
						・フォーラム標準も視野に入れた国際標準化戦略を策定した。	左記戦略に基づき企業活動を支援する。								

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題							
				短期		中期		長期	2010年度末までの具体的な取組状況										
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度											
6	国際標準化活動の専門家の育成(中期)	技術知識だけでなく、知財知識、事業知識や現場での交渉スキルを身についた国際標準化活動の専門家を育成する。	経済産業省	専門家人材の育成方策検討。 ・研修・セミナー等による既存の人材育成を推進。 ・新たな育成方法について検討。	検討結果に基づき専門家育成支援等実施。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際標準化入門研修」、「国際標準作成研修」、「国際標準化リーダーシップ研修」を実施した。</li> <li>・「国際標準化講師育成研修」のカリキュラム開発及びトライアル研修を実施した。</li> <li>・外部講師を含む講師連絡会を開催し、受講者アンケート結果に基づき国際標準化人材育成研修の今後の在り方について検討した。</li> <li>・大学における標準化教育の導入や実施の支援(例:早稲田大学、北陸先端科学技術大学院大学)や、アジア太平洋経済協力奨出金を活用し、標準化に係る英語テキストを韓国とともに作成、同テキストを活用した標準化教育を金沢工業大学及び早稲田大学において実施した。</li> <li>・世界に通用する国際標準専門家人材を育成するため、ISO/IECにおける新任の国際幹事に対し、国際会議の運営をはじめとする国際幹事が行う実務について、OJTによる指導・助言を実施した。</li> </ul>	<p>各研修の内容の質を高めるとともに、企業・団体訪問研修と併せ、引き続き、国際標準化の専門家の育成に係る支援を実施する。</p>	△	新たな育成方策の検討がなされていない。 2011年度は、新たな育成方策について早急に検討結果を得て、支援を実施する必要がある。							
		専門家人材の育成方策検討。 ・研修・セミナー等による既存の人材育成を推進。 ・新たな育成方法について検討。	総務省						<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本ITU協会をはじめとする関連団体において、ビジネス交渉実践セミナーや国際会議体験セミナーを実施した。</li> <li>・定員要求において、フォーム標準を含む対応を行ため、「課長補佐」「標準調整係長」を要求し、認められた。</li> </ul>	<p>2010年度に引き続き、2011年度以降においても民間企業が標準化活動に参画できる機会を確保し得るプロジェクトを実施する。</p>		△	新たな育成方策の検討がなされていない。 2011年度は、新たな育成方策について早急に検討結果を得て、支援を実施する必要がある。						
7	標準化に関する知識の普及や、国際標準化活動の専門家のスキルの「見える化」を目指し、標準マネジメントに関する検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。	経済産業省	検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。					<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準化に係る検定・認定制度のフィージビリティーについて検討するため、類似の検定制度の運営方法について調査し、課題を抽出した。</li> </ul>	<p>検定・認定制度創設による効果を含め、当該制度創設の是非について検討する。</p>	△	検定・認定制度の創設について、結論が得られていない。 2011年度は、検定・認定制度の創設について、早急に検討を進める必要がある。								

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	評価	今後の課題
				短期		中期		長期			
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度			
8	産業界の意識改革の促進(短期)	経営に資する標準化活動に係る産業界の理解や意識改革を促す。	経済産業省	<p>・産業界の国際標準に対する理解の増進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者層を対象とした研修やセミナーを開催。</li> <li>・企業の経営者層、標準化活動の専門家との意見交換を実施。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本経団連 国際標準化戦略部会・知財企画部会において意見交換を実施した。</li> <li>・イバーシヨン・ジャパン2010において講演会「技術を価値につなげる知的戦略」を開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、シンポジウム、セミナー、意見交換をはじめとする各種の枠組みを活用して、産業界の理解や意識改革に努める。</li> </ul>	○	2011年度は、継続的に施策を進める必要がある。
			総務省								
			国土交通省								
9	知的財産マネジメントの実践(中期)	特定戦略分野を中心に、国際競争力を持ち得る事業の経営層を対象に、国際標準化戦略を含む知的財産マネジメントへの意識改革と取組みを全社的に強化するための啓発を行う。また、有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を積極的に展開する。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業界からの参加も得た「知財ワーキンググループ(仮称)」を設置し、諸外国の取組事例を分析しつつ、知財による保護と標準化とを一体的かつ効果的に活用して行くまでの効果的かつ必要な取組みの在り方について、検討。</li> <li>・経営者層を対象とした研修やセミナーを実施。</li> <li>・有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を展開。</li> </ul>		左記ワーキンググループの検討結果に応じて、必要な取組を実施。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本経団連 国際標準化戦略部会・知財企画部会において意見交換を実施した(再掲)。</li> <li>・イバーシヨン・ジャパン2010において講演会「技術を価値につなげる知的戦略」を開催した(再掲)。</li> <li>・標準化と知財を一体的に推進するための必要な検討事項を抽出するため、有識者からパブリックを実施した。</li> <li>・スマートグリッド、医療機器をはじめとする分野の個別事業について、企業と協力して戦略的な国際標準化の推進方策を相談した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、左記委員会に民間企業の参画を求めるとともに、個別の標準化活動についても、民間企業の参画を促す。</li> <li>・引き続き、民間企業の意識改革のための啓発活動に努める。</li> </ul>	△	研修・セミナーは行われているが、知財ワーキンググループの立て上げは行われていない。2011年度は、同グループを立ち上げるとともに、個別案件ベースでの相談を引き続き実施する必要がある。
10	公正な評価方法の研究・国際標準化の支援(短期)	公正な評価方法や適切な規格・基準を見極めるための研究及びその国際標準化、並びにその国際標準の的確な認証を支援する。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公正な評価方法や適切な規格・基準を見極めるための研究及びその国際標準化の支援を検討。</li> <li>・R&amp;Dプロジェクトにおける認証機関の参加を促進(経済産業省)。</li> </ul>	<p>検討結果に基づき支援実施。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアを訪問し、標準化関係機関と意見交換を実施した。</li> <li>・「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を実施するためには必要な予算を要求した(2010年度補正予算及び2011年度概算要求)。</li> <li>・2010年度補正予算分について、具体的な協力テーマを選定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年度補正予算分(繰越)については、具体的な協力テーマを実施し、2011年度概算要求分については、具体的な協力テーマを選定し、実施する。</li> </ul>	○	2011年度は、左記「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」に基づく標準化・認証関係プロジェクトを実施するとともに、プロジェクトへの認証機関の参加を促す必要がある。
			総務省								
			国土交通省								
								<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記経費を活用し、国や民間が行う研究や標準化活動を推進する。</li> </ul>		○	2011年度は、結論に基づく支援を実施する必要がある。

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題		
				短期		中期		長期						
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度						
11	規制・規格の海外発信への支援(短期)	日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援する。	経済産業省 総務省 国土交通省 環境省	日本の技術のガイドライン・日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援。					2010年度末までの具体的な取組状況	2011年度以降の具体的な取組予定				
									・アジア諸国に対して、我が国が提案を行っている国際規格に関する情報発信・情報共有するためのセミナー（例：省エネルギー・省資源分野、液晶ディバイス分野）の開催を支援した。 ・既存の取組の活用の可能性について模索した。	引き続き、既存の取組を活用して、日本の規制・規格の翻訳・海外発信を行う。				
									・情報通信分野の各種の標準化団体と連携して、必要な規制について随時翻訳を実施した。	・国際提案に向けて、我が国の技術規格について適宜翻訳を支援する。				
									・2010年10月に、下水道整備や下水再生水利用についてニーズの高いインドネシアを対象とした官民共同セミナーを実施した。 ・2010年12月に、国土交通省とベトナム建設省の間で、PPP方式をはじめとした下水道分野の技術協力に関する覚書を締結し、官民共同セミナーを開催した。2011年2月には、ベトナム建設省の高官を招聘し、覚書に基づく我が国の具体的な協力方策を提案した。 ・2011年2月に、国土交通省とサウジアラビア水電力省との間で、我が国の下水道分野に関する制度・技術基準、優位技術・システムを紹介する官民共同セミナーを開催した。	・A-JUMP（日本版次世代MBR技術展開プロジェクト）、B-DASH（下水道革新的技術実証事業）の成果をガイドライン化し、国内外に発信する。 ・国内外での官民共同セミナーを通じ、我が国の政策・技術を発信する。				
									・化学物質審査規制法、環境規制に係る法令3件について、翻訳し、ウェブサイトに掲載した。	・翻訳が完了した法令は、環境省ウェブサイトへの掲載による海外発信を継続する。				

Ⅱ	具体的な取組	概 要	担当府省	工 程 表					進 捗 状 況	評価	今後の課題	
				短 期		中 期		長 期				
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度				
<b>II. コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進</b>												
1	海外展開資金を供給する仕組みの創設 (短期・中期)	海外展開資金を供給する仕組みとして、ファンドの迅速な設置を行うとともに、民間資金によるコンテンツ製作への投資を促すため、投入された資金の使途の透明化や税財政上の支援の在り方を検討する。	経済産業省	コンテンツ海外展開ファンドを組成。	ファンドの運用を通じて、我が国コンテンツのライツを核に収益を上げる事例を創出し、コンテンツ業界内外からの投資を促進するとともに、投入された資金の使途の透明化や税財政上の支援の在り方を検討。				2010年度中の設立を目指し、産業界・海外事業者との議論を重ね、検討を実施した。「マンガ、アニメ、旧作映画等の我が国コンテンツを、海外市場向けに企画開発する費用を出資するファンドを創設」との基本構想案を策定した。本基本構想案に基づき、投資家候補となり得る者との間で設立に向けた協議を実施した。	△	2010年度中の創設に至らなかつたところ、早急に創設を図るとともに、創設後、コンテンツの海外展開のビジネスモデルの早期確立を図る必要がある。	
				民間ファンドに対する税財政上の支援の在り方を検討。	左記検討結果を基に民間ファンドの活動活発化のための環境整備を実施。				海外展開を含むコンテンツ製作・発信の資金を供給する仕組みの在り方について調査研究を実施し、地域における取組事例の収集及び分析を実施した。		△	調査研究の結果を踏まえ、具体的な方策を早急に検討する必要がある。
2	海外における流通経路の確保(短期)	アジアの海外チャンネルの番組枠の確保や流通会社の活用及び情報収集や現地企業との調整を行う拠点の整備に対する支援により、流通経路を確保する。	経済産業省	・海外コンテンツ市場の情報収集を行う海外拠点を中国等を始めとして整備。 ・業界事情や法務・会計等に精通した弁護士や会計士等を活用し、国内企業の海外展開促進支援を行う体制を整備。	拠点地域の拡大や支援体制の拡充を通じて海外流通経路の確保を支援。				海外コンテンツ市場の情報収集を行う海外拠点を(財)ユニジャパンに委託し、中国(北京)に整備した。	○	重要市場である中国(北京)の海外拠点を基に活動の強化を図る必要がある。	
				コンテンツを海外の放送局等を介して継続的に海外へ発信する機会を創出することにより、コンテンツの海外展開の取組を促進。					2010年8月から実証実験を開始し、地域コンテンツ44本を作成し、中国、韓国、台湾、シンガポールを中心としたアジア地域において放送枠(例:上海メディアグループ(上海の放送局))を確保し、放送を行った。		○	実証実験の結果を受け、地域コンテンツの海外展開のためのさらなる方策を検討する必要がある。
3	国際共同製作促進の支援(短期・中期)	国際共同製作や撮影誘致を円滑化するための仲介機能の強化を図るとともに、インセンティブとして国内制作費の一定割合を助成するといった税財政上の支援の在り方を検討する。	経済産業省	諸外国の制度を参考しつつ、国際共同製作のインセンティブの支援の在り方について検討。	左記検討結果を基に、国際共同製作の支援制度を構築し実施。				・諸外国の制度を参考しつつ、国際共同製作のインセンティブの支援の在り方について検討した。 ・検討の結果、経済産業省と文化庁が連携し、2011年度より、文化芸術振興費補助金(文化庁)における「映画製作への支援」において、国際共同製作支援の枠組みを新たに組み込むこととなった。同制度の国際共同製作の要件について経済産業省で検討を行い、草案を策定した。	○	文化庁とも協力し、国際共同製作支援のさらなる拡充について早急に検討する必要がある。	
				「コンテンツ海外展開促進コンソーシアム(仮称)」を創設し、国際共同製作促進の支援策を検討。	左記検討結果を踏まえ、例えば海外メディアの募集・招へい、製作協力・翻訳などの国際共同製作促進の支援策を実施。	引き続き国際共同製作促進の支援策を実施するとともに、ノウハウの共有化、放送コンテンツ等のグローバル展開、アジア各国等との国際共同製作支援を実施。					○	予算を効果的に活用し、国際共同製作の具体化を図る必要がある。
4	国際共同製作協定の締結(中期)	アジア諸国を始めとした国との国際共同製作協定を締結する。	外務省	国際共同製作協定を締結すべき国や協定内容に必要な事項の検討について関係省庁と協力。	関係省庁と連携し、締結すべき国と順次交渉して、協定締結を実現。				経済産業省・文化庁と連携し、支援の方策について検討するほか、民間から協定締結のニーズがある国々(中国、韓国、イギリス、フランス、ドイツといった国々)の在外公館を通じて調査を実施し、各国の状況に関する情報収集を行った。	○	早急に協定を締結するニーズがあると判断される国を絞り込んだ上で、検討を進める必要がある。	
			経済産業省	国際共同製作協定を締結すべき国や協定内容に必要な事項を検討。	締結すべき国と順次交渉して、協定締結を実現。				諸外国(イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、カナダといった国々)の制度に関して、情報収集を実施するとともに、我が国の産業界におけるニーズヒアリングを実施した。		○	引き続き、ニーズを踏まえ検討を進めよう。

具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況			評価	今後の課題
			短期		中期		長期	2010年度末までの具体的な取組状況		2011年度以降の具体的な取組予定		
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度					
5 大型映画の撮影誘致の促進(中期)	大型映画の撮影を誘致するため、関係法令の諸手続の円滑化や近隣住民の理解促進を図るために取組を推進する。	経済産業省	国内フィルムコミッショングや関係省庁と連携し、特定地域における撮影に関する支援を視野に入れ、海外映画の受け入れ体制強化を促進するための方策を検討。	左記の検討結果に基づき、国内フィルムコミッショングや関係省庁と連携し施策を実施。				・2009年度予算事業において、海外と共同で映画の製作を行うためのマッチングを支援するとともに、各地のフィルムコミッショングにおける国際共同製作のロケ支援を担う国際的な人材の育成を実施した。2010年度からは、民間で引き続き当該取組を行っており、経済産業省としては、こういった民間の動きを尊重し、民間からの要望に応じて支援を検討する体制を敷いている。 ・国際共同製作を含む大規模撮影に取組む自治体の要請に応じ必要な情報提供するほか、大規模撮影に関する総合特区について情報提供といった支援を行った。	引き続き、地方自治体や民間の要望に応じて情報提供といった支援を検討していく。	△	引き続き民間への情報提供の協力をを行うとともに、大規模映画撮影を促進するための方策について検討する必要がある。	
		警察庁	海外映画の受け入れ体制強化を促進するための上記検討に対し、道路使用許可に関する必要な情報提供を実施。	上記施策と連携して、大型映画を撮影しようとする実施主体に対する必要な情報提供等の取組を実施。				・上記検討を行う経済産業省と所要の連絡体制をとったほか、道路使用許可について各種照会に応じた。 ・2010年12月、フィルムコミッショングの全国組織である特定非営利法人ジャパン・フィルムコミッショングが開催する研修会に講師として職員を派遣した。	引き続き、海外映画の受け入れ体制強化を促進するための上記検討に対し、道路使用許可に関する必要な情報提供を実施する。	○	引き続き、必要に応じ情報提供を行う必要がある。	
		国土交通省	海外映画の受け入れ体制強化を促進するための上記検討に対し、劇用車を使用するに当たっての臨時運行許可に関する必要な情報提供などを実施。	上記施策に必要な協力を実施。				大型映画を撮影しようとする実施主体に対し、必要な情報提供の取組を実施した。	引き続き、海外映画の受け入れ体制強化を促進するための上記検討に対し、劇用車を使用するに当たっての臨時運行許可に関する必要な情報提供を実施する。	○	引き続き、必要に応じ情報提供を行う必要がある。	

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	評価	今後の課題							
				短期		中期		長期										
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度										
6 国内外のイベントを活用した総合的発信 (短期)	コ・フェスタ(映画祭やゲーム、ドラマその他のイベントを総合的に開催)の実施を始めとして、国内外の有名イベントを活用し、コンテンツ、ファッション、観光を始めとする日本の魅力を総合的に発信するとともに、海外からのユーザー招聘や海外における日本語教育の充実を通じて日本のコンテンツ人気の裾野を拡大する。	総務省	コ・フェスタの主要イベントの一環として「国際ドラマフェスティバル」を実施するなどイベントを活用した総合的なコンテンツ発信を支援。	事業結果をフィードバックし連携方法等について改善して実施。					2010年10月に、日本のテレビドラマの海外発信機会の拡大及び国際競争力の向上を目的とする「国際ドラマフェスティバル(第4回)」を経済産業省と共催(1,800人来場)し、海外の番組製作者をはじめとした関係者に対する表彰を行い、コンテンツの海外展開拡大に向けた取組を支援した。	引き続き「国際ドラマフェスティバル」を共催し、海外の番組製作者をはじめとした関係者に対する表彰を行い、コンテンツの海外展開拡大に向けた取組を支援する。	○	引き続き、国際ドラマフェスティバルを通じた効果的な海外展開拡大に向けた取組を行う必要がある。						
									第14回文化庁メディア芸術祭、メディア芸術祭地方展(京都・岡山)、メディア芸術祭海外展(イスタンブル展)を開催するとともに、メディア芸術プラザを通じて、日本のメディア芸術について国内外に情報発信した。また、国内外のメディア芸術関連フェスティバルにおいて、日本のメディア芸術について情報発信した。			○	引き続き、メディア芸術事業を実施するとともに、海外に対する効果的な情報発信を行う必要がある。					
									・2010年9月から「JAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ)」を実施し、28の関連イベントを開催し約130万人を動員し、海外に向け情報発信をした。 ・関係府省と連携して、JAPAN EXPO(2010年7月、パリ)にブースの出展を行い、コ・フェスタの情報発信を行った。				引き続き、JAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ)の実施を行うとともに、コ・フェスタの国際見本市としての機能強化について改善策を検討する。					
		文部科学省	・文化庁メディア芸術祭を開催し、地方展、海外展、ウェブ上での作品紹介(メディア芸術プラザ)を通じて日本のメディア芸術について総合的に発信。 ・他のイベントとの連携について検討。						・「Visit Japan Year 秋キャンペーン」にあわせて、経済産業省、文化庁、東京都と連携し、東京の文化関係イベントをフルに、海外向け情報を掲載したガイドブックを作成した。 ・ウェブサイト(JNTOのHPなど)により、外国人旅行者向けニュースリームのコンテンツ充実・情報発信を行った。 ・JAPAN EXPO(2010年7月、パリ)に関係府省と連携してブースを出展し、訪日促進のための情報発信を行った。 ・コ・フェスタの開催時期にあわせ、海外メディアを招請し、日本の文化観光資源(ファッション、アニメ、映画)に関連した情報発信を行った。 ・日本の文化観光資源を動機とした一般消費者の訪日旅行に関するニーズ調査の結果を踏まえたプロモーションを実施する。 ・引き続き、魅力ある日本のおみやげを育成・発掘し、地域ブランドの振興を図るとともに、おみやげを通して日本の魅力を海外に伝えることで訪日旅行を促進する。 ・また、引き続き、ウェブサイトのコンテンツの充実・情報発信や、「JAPAN EXPO」に出演し、訪日促進のための情報発信を行う。		○	引き続き、予算の確保に努めるとともに、海外に対する効果的な情報発信を行う必要がある。						
									JAPAN EXPO(2010年7月、パリ)に国際交流基金を介し関係府省と連携してブースを出展し、日本のポップカルチャーに集まる若者の関心を、より深い日本理解、日本語学習へと導く事業(和太鼓演奏、日本語学習用ウェブサイトによる日本語体験)を実施した。			○	引き続き、事業を実施するとともに、関係府省と連携した効果的な情報発信を行う必要がある。					
		経済産業省	・JAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ)の継続的実施。 ・7月にパリで開催されるJAPAN EXPOに関係省庁と連携して出展し、総合的な情報発信を実施。						・「Visit Japan Year 秋キャンペーン」にあわせて、経済産業省、文化庁、東京都と連携し、東京の文化関係イベントをフルに、海外向け情報を掲載したガイドブックを作成した。 ・ウェブサイト(JNTOのHPなど)により、外国人旅行者向けニュースリームのコンテンツ充実・情報発信を行った。 ・JAPAN EXPO(2010年7月、パリ)に関係府省と連携してブースを出展し、訪日促進のための情報発信を行った。 ・コ・フェスタの開催時期にあわせ、海外メディアを招請し、日本の文化観光資源(ファッション、アニメ、映画)に関連した情報発信を行った。 ・日本の文化観光資源を動機とした一般消費者の訪日旅行に関するニーズ調査を行った。 ・「魅力ある日本のおみやげコンテスト2011」を開催し、おみやげを通して日本の魅力を海外に伝えた。			○	引き続き、予算の確保に努めるとともに、海外に対する効果的な情報発信を行う必要がある。					
									毎年7月にパリで開催される「JAPAN EXPO」の機会を利用し、日本及び日本文化の魅力を2010年度の事業結果をフィードバックし、かつ関係府省が連携して、総合的に発信する。			○	引き続き、事業を実施するとともに、関係府省と連携した効果的な情報発信を行う必要がある。					
		国土交通省	7月にパリで開催されるJAPAN EXPOに関係省庁と連携して出展し、コンテンツと訪日旅行を組み合わせた情報発信を実施。	事業結果をフィードバックし連携方法等について改善して実施。					○			引き続き、予算の確保に努めるとともに、海外に対する効果的な情報発信を行う必要がある。						
		外務省	国際交流基金を介して7月にパリで開催されるJAPAN EXPOに関係省庁と連携して出展し、日本のポップカルチャーに集まる若者の関心を、より深い日本理解、日本語学習へと導く事業を実施。	事業結果をフィードバックし連携方法等について改善して実施。					○			引き続き、事業を実施するとともに、関係府省と連携した効果的な情報発信を行う必要がある。						

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題
				短期		中期		長期				
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度	2010年度末までの具体的な取組状況	2011年度以降の具体的な取組予定		
7	海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築(短期・中期)	ネット上で日本のアニメや音楽を海外に配信する仕組みの構築を支援する。	経済産業省	アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ボーラータルサイトの構築等について、民間サイトのニーズに応じた支援を検討。	左記検討結果を基にアニメ・コミックの海外展開の支援を実施。				アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ボーラータルサイトの構築について関係業界に対してヒアリングを行った結果を踏まえ、海外においてネット配信を利用してアニメ・コミックを配信する動きが出てくるといった、民間独自の動きが進んできしたことから、民間の動向を注視した。	引き続き、民間の取組の動向を把握しつつ、政策要望に応じた支援を検討していく。	○	引き続き、民間の動向を把握し、政策要望について情報収集する必要がある。
8	諸外国におけるコンテンツ規制の緩和(中期)	地上波における日本ドラマの禁止や外国製ゲーム機販売規制・ゲーム流通規制や映像の外国枠の数量規制といった、諸外国におけるコンテンツ規制の緩和を強く働き掛け、実現する。	外務省	規制緩和を求めていくべき国・事項のプライオリティ・進め方について整理。	二国間協議(日中経済パートナーシップ協議、日韓経済局長協議など)の場において関係国と協議し、規制緩和を引き出す。  「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」や「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」などの多国間及び二ヶ国間の国際対話の場を通じ、国際共同製作の推進や、成功事例のブレイアップを実施。		左記の取組を通じ、相互間の連携強化を行う、各国のコンテンツ規制の緩和を図る。		・中国に対し、2010年7月に行われた日中経済パートナーシップ協議において、外国産ドラマ・アニメの放送制限規制、総量規制の緩和・撤廃を要請した。 ・韓国に対し、2010年6月に行われた日韓経済局長協議において、地上波における日本語放送の解禁について取り上げ、対応を要請した。 ・総務省、文部科学省及び経済産業省は、これらの働きかけに必要な情報を収集・共有し、連携し対応した。	引き続き、関係府省と連携し二国間協議の場においてコンテンツの規制緩和・撤廃について協議する。	○	
			総務省					日中経済パートナーシップ(2010年7月)や日韓経済局長協議(2010年6月)において、外務省とともに、規制の緩和・撤廃を要請するとともに、必要な情報の共有し連携して対応した。	引き続き、関係府省と連携し二国間協議の場においてコンテンツ規制緩和・撤廃について協議する。	○	規制の緩和・撤廃の実現に向けて、相手国への働きかけを強化していく必要がある。	
			文部科学省					日中経済パートナーシップ(2010年7月)や日韓経済局長協議(2010年6月)において、外務省とともに、規制の緩和・撤廃を要請するとともに、必要な情報の共有し連携して対応した。	引き続き、関係府省と連携し、文化の国際化の観点から、二国間協議の場においてコンテンツの規制緩和・撤廃について協議する。	○		
			経済産業省					・日中韓文化コンテンツ産業フォーラム、同フォーラムマスクフォース、中国文化部長と経済産業大臣との会談、日中映像交流事業(「映画、テレビ週間」「アニメ・フェスティバル」)の文化部、ラテ総局との会議を通じて、中国の規制緩和について働きかけを行った。 ・アジア・コンテンツ・ビジネスサミットにてアジアにおけるコンテンツ流通促進のための課題や今後の取組について意見交換を行った。	今後、引き続き、日中韓文化コンテンツ産業フォーラム、日中映像交流事業(「映画、テレビ週間」「アニメ・フェスティバル」)の実施と併せて規制緩和に対する働きかけを行う。また、アジア・コンテンツ・ビジネスサミットの開催を通じて、アジア域内のコンテンツ流通促進を図る。	○		

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題		
				短期		中期		長期	2010年度末までの具体的な取組状況	2011年度以降の具体的な取組予定				
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度						
9	教育コンテンツのデジタル化(中期)	デジタル教科書・教材を始めとする教育コンテンツの充実を進める。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の学校教育(初等中等教育段階)の情報化に関する総合的な推進方策について検討するため、「学校教育の情報化に関する懇談会」において、デジタル教科書・教材の在り方を含めた学校教育の情報化を戦略的かつ一貫的に推進する「教育の情報化ビジョン(仮称)」を策定し、ハード・ソフト・ヒューマンの面から関係府省と連携して、総合的に情報通信技術の活用を推進。</li> <li>・既存のデジタル教科書(教科書準拠型デジタル教材)を普及促進。</li> <li>・文部科学省が提供する教材等をデジタル化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル教材を活用した指導方法の研究・開発。</li> <li>・すべての学校でデジタル教科書(教科書準拠型デジタル教材)やデジタル教材を活用した授業を実施。</li> <li>・映像・画像等授業で使いやすいソフト(デジタル教材・素材)のデータベースとしての集積・共有化、有効な活用方法の検討(クラウド・コンピューティングの活用等)、教育情報ナショナルセンター(NICER)の体制・機能の抜本的拡充・強化。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の学校教育(初等中等教育段階)の情報化に関する総合的な推進方策について検討するため、2010年4月、「学校教育の情報化に関する懇談会」を設置した。ここで議論を踏まえ、2010年8月、デジタル教科書・教材の在り方を含めた学校教育の情報化を戦略的かつ一貫的に推進する「教育の情報化ビジョン(骨子)」を策定・公表した。</li> <li>・2010年度補正予算により、先導的デジタル教材の研究開発を実施した(外国語、国語、算数)。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「学びのイノベーション事業」において、デジタル教科書・教材や情報端末について、学校種・発達段階・教科に応じた教育効果や指導方法に関する実証研究を、小学校10校、中学校8校、特別支援学校2校において実施する。(総務省と同一の実証研究校)</li> </ul>	○	研究開発の結果を踏まえて事業を実施するとともに、デジタル教材の検討を深め、各国に遅れをとらぬよう極力早期に教育コンテンツのデジタル化を進める必要がある。			
				総務省	「フューチャースクール推進事業」を着実に推進。デジタル教科書・教材コンテンツについては、本事業の中で、教育クラウドにより、デジタル教材(教科書)を一元的に提供するとともに、タブレットPCの活用方策としてデジタル教材のオールインワン化、ネットワーク配信などを検討。	児童生徒1人1台の各種情報端末・デジタル機器等によるデジタル教科書・教材の充実に向けた取組を実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「フューチャースクール推進事業」の実証研究の請負先と実証校が決定(8月6日公表)し、実証校(全国小学校10校)において情報通信環境を構築するとともに、教員研修を実施し、教育クラウドによるデジタル教材(教科書)の一元的提供を含む実証研究を開始した。</li> <li>・本実証研究の結果を総務副大臣主催の「ICTを利活用した協働教育推進のための研究会」(文部科学省からもオブザーバー参加・計5回開催)において検討し、教育分野における情報通信技術環境の構築や情報通信技術を利活用する際の情報通信技術面に關わるポイントや留意点について、学校・教育委員会といった教育関係者が具体的な取組の参考にするために、「教育分野におけるICT利活用推進のための情報通信技術面に関するガイドライン(手引書)2011」を2011年3月に策定した。</li> </ul>	2011年度においては、2010年度から継続する公立小学校10校に、新たな実証校として中学校8校及び特別支援学校2校を追加して実施する。(文部科学省と同一の実証研究校)	○	実証研究を更に進めるとともに、順次得られる成果を生かし検討を進め、各国に遅れをとらぬよう極力早期に教育コンテンツのデジタル化を進める必要がある。				
10	地域発コンテンツ製作支援の強化(短期)	観光促進も含めた地域発コンテンツ製作支援を拡充する。	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のコンテンツ制作を支援するとともに、日本のコンテンツを継続的に世界へ発信する機会を創出するため、海外の放送時間枠を確保し、コンテンツの海外展開の取組を促進。</li> <li>・各地域におけるデジタルコンテンツの整備・流通基盤及び「地域コンテンツクラフト(仮称)」の整備や「地域コンテンツプロデューサー(仮称)」の育成を含む「地域コンテンツクリエイティブ事業(仮称)」の実施。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年8月から実証実験を実施している。地域コンテンツ44本を製作し、中国、韓国、台湾、シンガポールを中心としたアジア地域において放送枠(例:上海メディアグループ(上海の放送局))を確保し、放送を行った。&lt;再掲&gt;</li> <li>・「国際共同製作による地域コンテンツの海外展開」として政府予算案に計上された(0.9億円)。早期の執行に着手できるよう具体的内容を検討した。&lt;再掲&gt;</li> </ul>	左記実証実験の成果も活用しつつ、国際共同製作を活用した地域コンテンツの海外展開に向けた調査を行う。	○	関係府省と連携し、引き続き効果的な海外発信を行う必要がある。				
				国土交通省	地域発コンテンツを活用した訪日旅行促進のための事業を実施。		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域(地方公共団体)が国と連携して行う外国人旅行者の訪日を促進するための事業(ビジットジャパン・地方連携事業)において、タイ民放地上波全国放送のドラマの撮影を大阪・神戸に誘致することをはじめ、地域のコンテンツの海外展開を実施した。</li> </ul>	引き続き効果的な海外プロモーションの展開する。	○	関係府省と連携し、引き続き効果的な海外発信を行う必要がある。				
				経済産業省	地域資源を活用したコンテンツ製作を通じ、観光客等の増加を実現できる人材の育成を図り、各地の大学等と地域経済界が連携し、地域振興を目的とした映像製作に関する取組を試行し、そのノウハウをカリキュラムとして体系化。		<ul style="list-style-type: none"> <li>2010年度事業において各地大学と地域経済界の連携による地域振興を目的とした映像製作(6地域)に関する取組を支援し、そのノウハウを体系化し、カリキュラムを作成した。</li> </ul>	2010年度事業で作成されたカリキュラムを公表し、普及を図ることにより、全国各地で地域資源を活用した映像制作による人材育成および地域振興の取組が進むよう支援を行う。	○	関係府省と連携し、作成されたカリキュラムの普及を図る必要がある。				
11	NHKによる外部制作事業者の活用促進(短期)	多様な番組が放送されるようになる観点から、公共放送機関であるNHKが外部制作事業者(優れた若手作家を含む。)の活用を促進することを通じ、制作機会の創出を図る。	総務省	2011年4月以降のNHKのBSデジタル放送において外部委託番組及び共同制作番組の比率等が高まるようNHKとしての取組を促進。			<ul style="list-style-type: none"> <li>NHKの2011年度国内放送番組編集の基本計画において、「企画競争などを通して国内外の優れた制作者の新しい発想や手法を積極的に取り入れ、番組の多様化を推進」とされた。</li> </ul>	2011年4月以降のNHKのBSデジタル放送において外部委託番組及び共同制作番組の比率が高まるようNHKとしての取組を促進する。	○	引き続きNHKの取組状況を促進するとともに、外部制作事業者の活用促進が必要である。				

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題		
				短期		中期		長期	2010年度末までの具体的な取組状況					
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度	2011年度以降の具体的な取組予定					
12	コンテンツ版COEの形成促進(中期)	文部科学省		・「グローバルCOEプログラム」等の大学におけるCOE形成支援等について、在り方を検討した上で、実施。					・「グローバルCOEプログラム」において早稲田大学「演劇・映像国際的教育拠点」事業や立命館大学「日本文化デジタル・ヒューマニティーズ拠点」事業の継続実施に向けて必要な予算が政府予算案に計上された。・東京大学情報学環においてデジタルアーカイブ活用人材養成をはじめとした取組を実施した。		○			
				・メディア芸術に関する情報収集・発信や関連の文化施設、大学等の連携・協力の拠点機能を果たす情報拠点・コンソーシアムを構築。					・グローバルCOEプログラムの継続実施に努めるとともに、各大学の取組を促進する。		△	引き続き、海外からも人が集まる我が国の大学・大学院を中心としたコンテンツの拠点形成を促進する必要がある。		
				専門学校や大学と産業界等との連携による、コンテンツ分野等の人の材育成に関するプログラム開発の拡大。	専門学校や大学と産業界等の連携によるプログラム開発の拡大。	質の高い教育プログラムによるコンテンツ分野等の高度・中堅人材の重点的な養成及び専門学校や大学と産業界等の連携による教育プログラムの改善・更新。			・メディア芸術に関する情報拠点機能(ポータルサイト)構築を進めるとともに、シンポジウムの開催を通じ関係者による協議・検討を実施し、文化施設、大学の連携促進事業を推進する。					
		経済産業省		我が国の大学を活用して、コンテンツを活用した新たなメディアの創出を促進するための3Dアニメ映像等の人材育成・技術開発連携体制の整備を実施。					・2010年度専門人材の基盤的教育推進プログラムにおいて、専門学校や大学と産業界との連携による、コンテンツ分野の人の材育成に関する枠組みモデルの構築に向けた取組を3月末まで実施した。コンテンツ分野においては、「ゲーム産業における実践的JT/OFF-JT体感型教育プログラム」「新ゲーム教育カリキュラムの作成と評価体制の確立」をはじめとした事業を実施した。		○	産学間の連携・取組により、専門人材養成を戦略的に推進していく観点から、クリエイティブ分野を含めた各成長分野における取組を先導する産学コンソーシアムを組織化し、中核的専門人材養成のための新たな学習システムの基盤を整備する。		
				次世代映像コンテンツ製作技術の展開方策について検討。	左記の検討結果に基づき、次世代映像コンテンツ製作技術の大学等への展開支援。				・2010年度予算にて我が国の大学、専門学校といった教育機関と連携し、3DCG及びS3DCGアニメーターといった人材育成のための総合的なカリキュラムの策定及び模擬講座の実施を行った。		○	引き続き、教育機関と連携し、技術的側面からの人材育成を支援する必要がある。		
		総務省		次世代映像コンテンツ製作技術の展開方策について検討。					・グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース国際競争力強化検討会「コンテンツ振興検討チーム」において、次世代映像コンテンツ制作技術の展開方策について、関係者からヒアリングを実施するとともに、有識者により検討を実施した。・その結果に基づき、「デジタルコンテンツクリエイション事業」として2011年度概算要求に計上したが、政府予算案への計上が見送られた。		△	コンテンツ版COE形成促進に資するため、引き続き次世代映像コンテンツ制作技術の大学への展開方策に関する検討を進め、その具体化を図る必要がある。		
		文部科学省		新進芸術家海外研修制度において新進のクリエーター、プロデューサー等の海外派遣の実施。					我が国の中進芸術家(映画:2名、メディア芸術:3名)を諸外国に派遣し、海外の大学や芸術団体における実践的な研修機会を提供した。		○	引き続き、コンテンツ分野の人材が派遣される必要がある。		
				・米国等最先端の映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援する事業の実施。・アジア域内におけるプロデューサーの体験の共有化のため、アジア共通のテキストとなるカリキュラムをアジアの関係者との協働により作成し、「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット(ACBS)」の場を活用し、域内の主要教育機関での採用を促進。					2010年度の米国フィルムスクール入学者を対象に留学支援として授業料相当額の支援を実施した。代表的なアメリカのフィルムスクールであるAFI(American Film Institute)の入学者に支援を行った。また、来年以降の留学予定者を対象に短期研修プログラムやセミナーを実施し、フィルムスクールのカリキュラム紹介、インターンシップ先のスタジオ、プロダクションへの訪問、在学生からのヒアリングを行った。		○	2011年度研修員の決定及び派遣を実施する。引き続き、研修といった支援の充実を図る。		
				海外クリエーターとの人材交流を通じたコンテンツ人材育成方策を検討。	海外クリエーターとの人材交流を通じたコンテンツ人材育成方策を検討。	左記の検討結果に基づき、海外クリエーターとの人材交流を通じたコンテンツ人材育成方策の実施。			2011年度も引き続き、予算要求を行い、プロデューサー育成を目的とした留学支援事業を行う。		○	継続的な留学支援により、世界に通用する人材育成を行う必要がある。		
		経済産業省		世界に通用するクリエーターやプロデューサーを育成するため、海外派遣を通じた海外とのネットワーク構築に対する人材育成支援策を実施する。					・メディアコンテンツに関わる官民の関係者からなる日本青少年訪中代表団(メディア・コンテンツ分団)として分団員23名の派遣を実施し、中国のテレビ局を訪問するといった人材交流を図った。また、国際共同製作を通じた人材育成に向けた新規予算が2011年度政府予算案に計上された。		○	海外とのネットワーク構築に資する取組が重要であり、施策の拡充に努める必要がある。		
		総務省		海外クリエーターとの人材交流を通じたコンテンツ人材育成方策を検討。					・左記海外派遣による効果を検証し、2010年度以降の改善策を検討するとともに、国際共同製作を通じた人材育成にも資する地域コンテンツの海外展開に向けた調査を行う。					

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題
				短期		中期		長期	2010年度末までの具体的な取組状況			
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度				
14	アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(短期)	アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(例えば制作ノウハウの共有や3D化)を通じた人材育成を図る。	経済産業省	・アニメ及び映像コンテンツ制作会社間での制作工程(パイプライン)を連結し、管理支援ツール・生産支援ツール等を供給する「アジア域内でのCGアニメ共同制作のためのインフラ構築構想を検討。・熟練アニメ人材の指導に基づく技能の標準カリキュラム、CG・3D等新たな制作技術習得カリキュラム等の作成及び普及。	左記の検討結果に基づき、アジア域内でのCGアニメ共同制作のためのインフラ構築構想を検討。・熟練アニメ人材の指導に基づく技能の標準カリキュラム、CG・3D等新たな制作技術習得カリキュラム等の作成及び普及。				・アニメ及び映像コンテンツ制作会社間での制作工程(パイプライン)について関係業界のニーズの有無を収集した。・また、2010年度予算で熟練アニメ人材の指導に基づく技能の標準カリキュラム、CG・3Dといった新たな制作技術習得カリキュラムを作成し、普及を行った。	・アニメ及び映像コンテンツ制作会社間での制作工程(パイプライン)について関係業界のニーズの有無を収集した。・また、2010年度予算で熟練アニメ人材の指導に基づく技能の標準カリキュラム、CG・3Dといった新たな制作技術習得カリキュラムを作成し、普及を行った。	○	・アニメ及び映像コンテンツ制作会社間での制作工程(パイプライン)についての支援の在り方については、検討を踏まえ、支援を具体化する必要がある。 ・今後も作成したカリキュラムの普及を進め、制作ノウハウの共有に資する取組を行う必要がある。
				3D、多視点映像符号化技術等の次世代映像コンテンツ製作環境の整備方策について検討。	左記の検討結果に基づき、次世代映像コンテンツ製作環境の整備。				・グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース国際競争力強化検討部会「コンテンツ振興検討チーム」において、3D、多視点符号化技術といった次世代映像コンテンツ製作環境の整備方策について、関係者がからヒアリングを実施するとともに、有識者による検討を実施した。 ・その結果に基づき、「デジタルコンテンツクリエイティブ事業」として2011年度概算要求に計上したが、政府予算案への計上が見送られた。<再掲>	・アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化に対応するコンテンツ制作環境の整備方策について更に検討を行う。	△	アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化に対応するコンテンツ制作環境の整備方策について更に検討を行い、その具体化を図る必要がある。
15	アジアからのコンテンツ人材受入れの促進(中期)	アジアからのコンテンツ人材受入れを促進するための環境を整備する。	経済産業省	高度な能力を有するアジア等の外国人材の受入れにより、国内制作者が高度外国人材の有する制作ノウハウによって、コンテンツ製作能力を向上させる可能性について検討。	左記の検討結果に基づき、アジア等の外国人材の受入れを促進するための環境を整備。			関係業界にヒアリングを行い、高度な能力を有するアジアをはじめとした外国人材の受入れにより、国内制作者が、高度外国人材の有する制作ノウハウによって、コンテンツ製作能力を向上させる可能性について検討を行った。	左記検討を踏まえた環境整備を実施する。	△	今後は、検討結果を踏まえ、外国人クリエーターの在住円滑化といった、コンテンツ人材受入れ促進のための具体的な環境整備を行う必要がある。	
16	デジタルコンテンツに関するワークショップの開催(短期・中期)	ワークショップへの支援を通じ、小中学生の段階からデジタルコンテンツ制作教育を推進する。	文部科学省	小中高等学校段階の子どもたちを対象に、地域における高度ICT人材を養成するために、下記のような施策を実施。 (産業界、大学等と連携し、デジタルネイティブ世代である小中高等学校段階の子どもたちを対象に、集中的(例えば合宿形式)かつ継続的(例えば1人につき原則3年間以上)に、地域における高度ICT人材を育成する事業を実施し、子どもたちにデジタル作品の設計・制作、プログラミング技術等の習得を支援(「デジタルネイティブ登龍門」)。また、国内外の先進企業や研究機関における視察の機会も提供。)	左記の検討に基づき、学年連携によるカリキュラム開発。		年齢に応じた高度ICT人材を年間約1500人(各都道府県30名程度)養成。	・初等中等教育段階の子どもたちを対象に、地域でプログラミングやデジタルコンテンツの制作に関する集中的かつ継続的な講座を実施するためのカリキュラム及び教材の開発を行うことについて、有識者からの意見聴取や関連施設への訪問を踏まえ検討を行った。 ・なお、2011年度概算要求において、「デジタルネイティブ登龍門推進事業」とし所要の経費を要望したが、2011年度予算案に盛り込まれなかった。 ・2010年4月より「学校教育の情報化に関する懇談会」を開催し、「教育の情報化ビジョン」の策定に向けて検討した。これまでの検討を踏まえて取りまとめた「教育の情報化ビジョン(案)」において、高度情報通信技術人材を育成する観点から、地域におけるデジタルコンテンツの制作やプログラミングに関するワークショップといった取組の展開の重要性についても明記した。	初等中等教育段階の子どもたちを対象に、学校のクラブ活動や地域における高度情報通信人材の養成に資する措置を実施する。	△	小中学生段階からのデジタルコンテンツ制作教育に関して、検討を踏まえた施策を実施する必要がある。	
17	一流クリエーターによる学校訪問による創造活動の充実(短期)	一流のクリエーターによる学校訪問や、児童生徒のコミュニケーション能力を高める教育活動を通じ、学校教育において創造活動の機会や知財教育を充実づける。	文部科学省	子どものための優れた舞台芸術体験事業等によって、小中学校等に講師を派遣して実施する計画的・継続的なワークショップ等を実施するとともに、学校教育における創造活動の機会や知財教育を充実化する。	左記の検討に基づき、必要な方策を実施。			「子どものための優れた舞台芸術体験事業」として、希望のあつた小中学校に芸術家を派遣し、講話や実技披露、実技指導を実施することにより、学校教育における創造活動やコミュニケーション能力を高める教育活動の機会を充実させた。(※2010年度実施件数:約3,000件)	2011年度において、「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」を実施する。引き続き、学校教育における創造活動やコミュニケーション能力を高める教育活動の機会を充実に取り組む。(2011年度予算案においては、約4,000件を予定。)	○	コンテンツ分野の多様なクリエイターの活用を充実する必要がある。	

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	評価	今後の課題	
				短期		中期		長期				
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度				
18	発表の機会の確保(短期)	ショートフィルムの制作や映画祭への支援により、発表の機会を確保するとともに、若手クリエーターを発掘する。	経済産業省 文部科学省	JAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ)において、国内外のトップ・クリエイターによる次世代の若手クリエーターの発掘と同クリエーターの制作・発表が行える場を創設。  国内映画祭への支援を実施するとともに、短編映画作品支援による若手映画作家の育成を推進。	コ・フェスタの海外展開などと連携し、海外における作品発表の場の提供や海外クリエーターとの交流を促進するための施策を立案・実施し、海外にまで活躍の場の拡大を促進。				2010年度事業において、短編映像製作支援を実施した。具体的には、コフェスタPAOを含め、若手人材の発表の場を設けた。  映画製作に関するワークショップを実施し、育成対象とする5人の若手映画作家を選考し、実際に短編映画製作を支援し、制作技術の修得と作品発表の機会を提供した。	左記の事業の対象クリエーターや制作作品を、コ・フェスタを通じ、国内外に発信する機会を設ける。  引き続き、短編映画製作を通じ、優れた若手映画作家の育成に取り組む。	○	今後も若手クリエーターの発信の場を確保する必要がある。
											○	今後も若手映画作家の育成に取り組む必要がある。
19	二次創作の権利処理ルールの明確化(中期)	二次創作(パロディ含む)やネット上の共同創作の権利処理ルールを明確化する。	文部科学省 経済産業省 総務省	ネット上で複数者により創作されるコンテンツの権利処理ルールの明確化については、立法措置による対応の可能性と契約による対応の可能性を検討し、文化審議会著作権分科会において、2010年度中に報告書をとりまとめ。	左記の報告書の内容等に基づき、必要な措置を実施。				・文化審議会著作権分科会法制問題小委員会契約・利用ワーキングチームにおいて、日本及び諸外国におけるネット上の複数者の創作によるコンテンツの状況について報告が行われた。 ・2010年12月に開催された文化審議会著作権分科会法制問題小委員会に審議経過を報告し、2011年1月の文化審議会著作権分科会において同小委員会からの報告が行われた。	引き続き、法制問題小委員会契約・利用ワーキングチームにおいて、立法措置による対応の可能性と契約による対応の可能性を検討する。	△	・結論を出すに至らなかつたため、引き続き検討する必要がある。 ・2011年度中に報告書をとりまとめ、必要な措置を実施する必要がある。
				コンテンツ流通に係る権利処理に関して、デジタルコンテンツの権利者やコンテンツホルダー自らの許諾、利用制御、価格設定を行う「多元型権利処理システム」の在り方にについて、契約・取引コストの低減という視点から検討し、システムの基本設計及び実証事業を実施。	左記の取組等を通じて、二次創作の権利処理事例などを収集し、これに関するルールを明確化。				複雑化するデジタルコンテンツ市場に即したビジネスモデルの構築に必要な環境を整備するため、二次創作物のビジネス化を可能とするシステムの要件定義を行った。	実証実験結果を踏まえ、引き続き、民間の動きを注視しつつ、支援を検討する。	○	実証実験の成果を踏まえ、施策の具体化を図る必要がある。
				映像コンテンツの共同製作・2次創作の権利処理と収益分配等のルールの検討(サイバーテクノロジー等)を行い、ルールのあり方について具体的な結論を提示。	左記の検討に基づき、共同製作・2次創作したコンテンツの権利処理ルール、収益分配のモデル約款を策定。			2010年10月にサイバー特区として「映像コンテンツの共同創作・2次創作に関する調査研究」を含む実施テーマを探査し、ゲーム及び映像コンテンツを中心に、コンテンツのオンライン流通上の課題、障壁の解消及び理想的な環境の整備に向けた方策について検討を実施した。	調査研究の結果を踏まえ、引き続き映像コンテンツの共同創作・2次創作の権利処理と収益分配といったルールについて検討する。	○	調査研究の結果を踏まえ、映像コンテンツの共同創作・2次創作の権利処理と収益分配といったルールについての検討を行う必要がある。	
20	ネット上のコンテンツの部分的引用やネット放送のルール形成(短期)	インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送における利用を始めとして、今後のビジネス展開の円滑化が図られるよう、国際的動向も踏まえながら民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援する。	文部科学省	インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送等に關し、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう、その必要性も含めて施策を検討。	左記の検討に基づき、必要に応じて支援のための施策を実施。			配信事業者と音楽著作権管理事業者に対し、隨時情報提供を行い、両者間での契約締結が行われるといった民間における関係者間のルール形成が進むよう支援した。	引き続き、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援を行う。	△	民間事業者の取組として、権利者団体と配信事業者の包括契約が進んだものであるが、こうした民間の取組が更に進むよう、必要な支援を行う必要がある。	
21	コンテンツのアーカイブ化及びそのデジタル化・ネットワーク化の推進(短期・中期)	我が国コンテンツを国の文化資産と捉え、映像のアーカイブ化や、日本のポップカルチャーに関する様々なアーカイブのデジタル化・ネットワーク化への支援を通じ、創造基盤のためのアーカイブを整備する。	文部科学省	・メディア芸術情報拠点・コンソーシアム構築事業の実施。(連携事業等5件) ・メディア芸術デジタルアーカイブ事業、東京国立近代美術館フィルムセンターにおけるアーカイブ事業の継続的な実施。	・メディア芸術情報拠点・コンソーシアム構築事業の充実。 ・メディア芸術デジタルアーカイブ事業、東京国立近代美術館フィルムセンターにおけるアーカイブ事業の実施。			・メディア芸術に関する情報拠点機能(ポータルサイト)構築を進めるとともに、シンボジウムを通じ関係者による協議・検討を実施し、文化施設、大学の連携のための枠組みを構築した。 ・メディア芸術作品の作品情報・所在情報に関するデータベースシステム(一部デジタルデータを含む)について関係者による協議・検討を実施し、システム整備を推進した。データベースシステムについて、2011年3月に関係者向け試験公開を行った。	・引き続き、メディア芸術に関する情報拠点機能(ポータルサイト)構築や、文化施設、大学の連携促進事業を推進する。 ・引き続き、メディア芸術作品の作品情報・所在情報に関するデータベースシステム(一部デジタルデータを含む)の整備を推進する。	△	メディア芸術の各アーカイブ機関をネットワーク化するにあたっては、アクセスできるアーカイブの範囲やアーカイブのメタデータの共通化、必要なデジタル化、各機関におけるアーカイブ方針のすり合わせといった様々な課題があり、これら課題を解決し、取組を加速する必要がある。	

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題					
				短期		中期		長期									
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度	2010年度末までの具体的な取組状況	2011年度以降の具体的な取組予定							
22	NHKの放送番組資産の戦略的活用(短期・中期)	NHKが制作した映像や音声のコンテンツの蓄積を国民の貴重な財産ととらえ、そのコンテンツの戦略的な活用を促進する。	総務省	NHKのアーカイブ業務等の放送番組資産が有効活用されるための取組状況について分析・評価。					左記の分析・評価等を踏まえ、NHKの放送番組資産がより活用されるよう、NHKとしての取組を促す。		△	NHKオンデマンド自体の活用状況は漸進している。他方、NHKアーカイブスの過去の番組資産の活用については十分に進んでおらず、更なる措置の検討の必要がある。					
23	民間放送局による放送番組の保存促進(短期・中期)	民間放送局のコンテンツについても、民間主体によるコンテンツの蓄積が促進されるよう支援する。	総務省	放送局における番組のデジタル保存が促進されるよう、その支援策について検討。		左記の検討に基づき、必要な支援を実施。			民間主体によるコンテンツの蓄積の促進に向けた仕組みの在り方を含むコンテンツ資産の利活用の促進について検討した。2月から「デジタルコンテンツ創富力の強化に向けた懇談会」において検討を実施した。				△ 6月までの検討結果を踏まえ、民間放送番組の保存の促進に向けた実効的な方策を講じる必要がある。				
24	「コンテンツ特区」の創設(短期)	「コンテンツ特区」を設け、特定区域において新しい技術やサービスを試行できる環境を整備し、先駆的なコンテンツの創造、国際的なコンテンツ製作の誘致を促進する国際的な場を創出する。	経済産業省	さまざまな情報通信技術により街や商業空間等自身をメディア化(e空間)し、位置情報連動サービスのような新しいサービスを創出する場を設け、実証事業を実施。					総合特区制度(法案は国会提出済)において、コンテンツ関連の特区の創設を目指し、地方自治体をはじめとした関係者に情報提供といった支援を行った。 (「総合特区制度」の対象は限定されておらず、地方自治体からの提案の内容次第であるが、候補の1つとしてコンテンツ特区が想定されている。)		△	新しい技術やサービスを試行できる環境を整備し、先駆的なコンテンツの創造、国際的なコンテンツ製作の誘致を促進する「コンテンツ特区」の具体的な案件が地域から提案されるよう、必要な支援を実施する必要がある。					
			総務省	コンテンツ特区による振興方策について、検討。		実証実験を通じた新事業モデルの開発支援。											
			文部科学省	個々のプロジェクトに関し、著作権の許諾契約の問題について、経済産業省や総務省による取組と連携。													

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題		
				短期		中期		長期	2010年度末までの具体的な取組状況					
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度	2011年度以降の具体的な取組予定					
25	新たなメディア創出のためのインフラ整備(短期・中期)	モバイル放送、デジタルサイネージに関する実証実験や規格策定への支援、完全ブロードバンド化、ホワイトスペースの活用促進、IPTVの普及支援・クラウドコンピューティングの環境整備を通じ、新たなメディアのためのインフラを整備する。	総務省	207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送のインフラ整備(受託放送)に係る制度整備を行い、参入事業者を決定。					207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送のインフラ整備(受託放送)に係る制度整備を行い、参入事業者を決定した(2010年9月)。	207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送のソフト事業(委託放送業務の認定)に係る制度整備を行う。	○			
				「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」を開催し、90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送を含めた地域情報メディアの将来像について報告書を取りまとめ(2010年7月)、制度枠組みについての意見募集及び参入希望調査を実施した(2011年1月～2月)。					90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送の制度整備を行う。	特にマルチメディア放送やホワイトスペースについては実際の活用が図られるよう整備を更に促進する必要がある。	○			
				デジタルサイネージの標準化政策に関する、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」下の「国際標準化戦略に関する検討チーム」において検討を行い、結論。(2010年9月)				デジタルサイネージについて、戦略具体化に向けた官民の検討の場として、「デジタルサイネージ・ユーザーズ・フォーラム」を設置し、「デジタルサイネージコンソーシアム」と連携・協調した検討を開始した。	ユーザー視点から要件を整理し、仕様の策定に向けた検討を行う。	○				
				2010年度末までにブロードバンドを全世帯において利用可能化。	民間のみでは整備が進まない地域を公的整備の手法によりFTTH等を整備。			左記の目標に向け、ブロードバンド整備を進めてきたが、ブロードバンドサービスが提供されていない地域については、2010年度中に概ね解消される見込みである。	-	○				

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題	
				短期		中期		長期					
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度	2010年度末までの具体的な取組状況	2011年度以降の具体的な取組予定			
25	新たなメディア創出のためのインフラ整備(短期・中期)	モバイル放送、デジタルサイネージに関する実証実験や規格策定への支援、完全プロードバンド化、ホワイトスペースの活用促進、IPTVの普及支援、クラウドコンピューティングの環境整備を通じ、新たなメディアのためのインフラを整備する。	総務省	ホワイトスペースの活用を始めた電波の有効利用の方策を2010年度中に「新たな電波の活用ビジョン」において策定。  研究開発や実証実験などを実施し、ホワイトスペースを活用した新たな電波利用を展開。					・2010年7月、ホワイトスペースをはじめとした新たな電波の有効利用の方策を「新たな電波の活用ビジョン」に関する検討チームにおいて策定した。 ・ホワイトスペース活用のための研究開発及び実証実験を行い、この結果を踏まえ、2011年度に環境整備を行う。			○  特にマルチメディア放送やホワイトスペースについては実際の活用が図られるよう整備を更に促進する必要がある。	
				一般社団法人IPTVフォーラムで検討されたIPTV配信用のメタデータ要件を基に、実証実験を実施。	前年の実証実験成果を基に一般社団法人IPTVフォーラムで標準化を実施。			2010年8月にIPTVに係る実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施した。			○  実証実験の成果を基に、一般社団法人IPTVフォーラムで標準化を実施する。		
				クラウドサービスを支える高信頼・省電力ネットワーク制御技術の研究開発を行い技術を確立するとともに、民間フォーラムと連携しながら必要に応じて標準化を実施。					「クラウドサービスを支える高信頼・省電力ネットワーク制御技術の研究開発」の研究開発を実施した。				
26	コンテンツ配信・放送に関する規制緩和(短期)	デジタル化に対応した通信・放送の総合的な法体系を速やかに整備するとともに、ホワイトスペースの活用を始めた電波の有効利用の方策を2010年度中に策定する。	総務省	通信・放送の総合的な法体系の整備について「放送法等の一部を改正する法律案」を国会提出。	速やかな関係政省令等の整備。				通信・放送の総合的な法体系の整備について、「放送法等の一部を改正する法律」が第176回国会において成立した。(平成22年法律第65号)	速やかに関係政省令の整備を行う。		○  引き続き、速やかに関係政省令の整備を図る必要がある。	
				ホワイトスペースの活用を始めた電波の有効利用の方策を2010年度中に「新たな電波の活用ビジョン」において策定。	研究開発や実証実験などを実施し、ホワイトスペースを活用した新たな電波利用を展開。				・2010年7月、ホワイトスペースをはじめとした新たな電波の有効利用の方策を「新たな電波の活用ビジョン」に関する検討チームにおいて策定した。 ・ホワイトスペース活用のための研究開発及び実証実験を行い、この結果を踏まえ、2011年度に環境整備を行う。				

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況 2010年度末までの具体的な取組状況	評価 2011年度以降の具体的な取組予定	今後の課題		
				短期		中期		長期					
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度					
27	書籍の電子配信の促進(短期・中期)	書籍の電子配信を促進するに当たって、知の拡大再生産の確保に留意しつつ、非商業分野において国立国会図書館によるデジタル・アーカイブ化の促進や電子納本に向けた環境整備を図るとともに、商業分野において民間における標準規格の策定、権利処理ルールやビジネスモデル形成の取組を支援する。	文部科学省 総務省 経済産業省	総務省	前年度からの総務省・文部科学省・経済産業省の合同開催による「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」を引き続き実施し、作家や出版社等の関係者を含めてデジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進等に向けた検討を行い、6月を目途に一定の取りまとめ。	2010年度に実施される「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」における取りまとめ等に基づき、必要とされる対応等を検討・実施。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省、文部科学省、経済産業省の合同開催による「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」において、6月28日に報告が取りまとめられた。同報告においては、国内における電子出版の利活用の推進に向けた方策について一定程度の整理が行われた。</li> <li>・同報告において示されたアクションプランのうち総務省が担当となった「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」においては、6月28日に報告が取りまとめられた。同報告においては、国内における電子出版の利活用の推進に向けた方策について一定程度の整理が行われた。</li> <li>・同報告において示されたアクションプランのうち文部科学省が担当した「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」においては、6月28日に報告が取りまとめられた。同報告においては、国内における電子出版の利活用の推進に向けた方策について一定程度の整理が行われた。</li> <li>・同報告において示された具体的な政策の方向性のうち、「個々の出版物の特性に応じた契約を円滑化する取組の構築」、「外字・異体字が容易に利用できる環境の整備」について、委託事業を実施し、事業成果を取りまとめた。また、2010年度補正予算事業(書籍等デジタル化推進事業)にて、実証実験の提案公募を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」において整理された検討事項について順次検討を行う。また、総務省、文部科学省、経済産業省は、相互に情報共有を図りつつ、具体的な施策を推進する。</li> <li>・日本語基本フォーマットの確立、検索技術の最適化、書店と電子出版の共存共栄といった課題については「新ICT利活用サービス創出支援事業(電子出版の環境整備)」により、その事業の着実な実施を推進し、電子出版に関する技術的課題を解決する。</li> <li>・「知のデジタルアーカイブに関する研究会」において、国内に眠っている知的資産の総デジタル化を進め、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み(デジタルアーカイブ)の構築による知の地域づくりに向けて、関係機関と連携した取組を推進するため、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会技術ワーキングチーム」のサブワーキングチームとして2011年2月「知のデジタルアーカイブに関する研究会」を設置・開催した。</li> <li>・「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」において整理された検討事項について順次検討を行う。</li> <li>・また、総務省、文部科学省、経済産業省は、相互に情報共有を図りつつ、具体的な施策を推進する。</li> <li>・同報告において示されたアクションプランのうち文部科学省が担当した「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」においては、6月28日に報告が取りまとめられた。同報告においては、国内における電子出版の利活用の推進に向けた方策について一定程度の整理が行われた。</li> <li>・同報告において示されたアクションプランのうち文部科学省が担当した「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」においては、6月28日に報告が取りまとめられた。同報告においては、国内における電子出版の利活用の推進に向けた方策について一定程度の整理が行われた。</li> <li>・「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」において整理された検討事項について順次検討を行う。また、総務省、文部科学省及び経済産業省は、相互に情報共有を図りつつ、具体的な施策を推進する。</li> </ul>	O	中間ファイルフォーマットの策定を早期に行うとともに、引き続き現状を踏まえ、必要な施策を検討していく必要がある。	
												O	「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」における検討事項について、早急に結論をとりまとめ、施策の具体化を進めていく必要がある。
												O	実証実験の結果を早急にとりまとめ、施策を検討していく必要がある。

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題
				短期		中期		長期				
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度	2010年度末までの具体的な取組状況	2011年度以降の具体的な取組予定		
28	放送番組の電子配信の促進(短期)	放送番組の電子配信を促進するため、映像分野の権利処理の一元化、携帯機器への転送の場合のルール形成を支援する。また、IPTVの促進のため、NHK及び民間放送事業者のオンデマンドサービスにおける先端的なサービスを促すよう、取り組む。	総務省	映像分野の権利処理一元化推進のため権利処理業務の窓口一元化、不明権利者探索の実証実験を実施。	映像分野の権利処理一元化推進のため映像分野の権利処理一元化の実証実験を実施。	映像分野の権利処理一元化推進のため、権利処理業務の電子許諾システム等の実証実験を実施。			2010年6月に「放送コンテンツ権利処理円滑化連絡会」を設置し、2010年8月から権利処理一元化の促進に向けた実証実験を実施し、権利処理窓口一元化及び情報通信技術の活用による権利処理業務の効率化について検討を実施した。	引き続き左記連絡会を開催し、権利処理窓口一元化、不明権利者探索に関する実証実験を実施する。	○	引き続き、実証実験を進め、円滑な権利処理の本格的な展開を図る必要がある。
				コンテンツ製作者の負担を軽減するためコンテンツプラットフォーム毎に異なるメタデータの共通化に資する実証実験を実施。	前年の実証実験成果を基に一般社団法人IPTVフォーラムで標準化を実施。			2010年8月にIPTVに係る実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施し、メタデータの標準化に向けた検討を実施した。	実証実験の成果を基に、一般社団法人IPTVフォーラムで標準化を実施する。	○		
29	映画館のデジタル化・3D化の促進(短期)	映画館のデジタル化・3D化を支援する。	経済産業省	映画館のデジタル化・3D化の促進手法について、検討を行う。	左記、検討を踏まえ、映画館のデジタル化・3D化を促していく。			2010年度補正予算事業(地域商業活性化事業)にて中小映画館のデジタル化支援を実施に着手した。13件の映画館がデジタル化を行った。	必要に応じ、支援を図る。	○	引き続き、必要に応じ、映画館のデジタル化・3D化を支援する必要がある。	
30	新たな形態のコンテンツ配信の実証実験の支援(短期)	電子配信の特性を活かした新たな形態のコンテンツ配信に関する実証実験を支援する。	経済産業省	「7. 海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築」における取組の支援や「27. 書籍の電子配信の促進」の検討結果を踏まえて支援。				デジタル化・ネットワーク化という事業環境下における新しい形態のコンテンツの配信に関して、契約円滑化に向けた実証実験を実施し、複雑な利用条件に対応した多元型権利処理システムの仕様策定及びデモシステムの構築を行った、<再掲>	引き続き、民間の動きを注視しつつ、支援を検討する。	△	環境整備として、新しい形態の電子書籍コンテンツの複雑な権利処理を円滑化するための実証実験を実施しているが、その成果をビジネス実務に反映させていく必要がある。また、権利処理以外の面でも、電子書籍分野において音楽、映像、文字を組み合わせた全く新しい形態のコンテンツ創造を促進するための更なる措置を検討する必要がある。	
			総務省	マルチワンセグメントサービスを活用した新たな流通経路におけるコンテンツ電子配信を始めとしたユビキタス特区事業の実施。	ビジネス化に向けて、必要に応じた報告の微収等。			電子配信の特性を活かした新たな形態であるマルチワンセグメントサービスのビジネス化に向けた効率的な運用方法及び国際展開に向けた実証実験を実施した。	左記実証実験の成果やビジネス動向を踏まえ、実際のビジネスへの展開を促進する方策について検討する。	○	引き続き、実証実験の成果を踏まえた取組を着実に実施する必要がある。	

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題
				短期		中期		長期				
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度	2010年度末までの具体的な取組状況	2011年度以降の具体的な取組予定		
31	プラットフォームの標準化(短期)	重要なプラットフォーム（例えば3D映像やIPTV）に関して、標準化ロードマップを含む戦略を官民一体となって策定・実行し、実証実験や国際標準化を一体的に支援する。	総務省	一般社団法人IPTVフォーラムで検討されたIPTV配信用のメタデータ要件を基に実証実験を実施。  3D映像の標準化政策に関し、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」下の「国際標準化戦略に関する検討チーム」において検討を行い、結論。（2010年9月）	前年の実証実験成果を基に、一般社団法人IPTVフォーラムで標準化を実施。  民間の場において標準化等を推進。				2010年8月にIPTVに係る実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施し、メタデータの標準化に向けた検討を実施した。	実証実験の成果に基づき、一般社団法人IPTVフォーラムにおいて、ユーザニーズも踏まえつつ標準化を実施する。	○	IPTV(ブラウザ)及び3Dに関しては知的財産戦略本部の国際標準化戦略タスクフォースにおいて国際標準戦略を検討しており、戦略策定後、その着実な実施を図っていく必要がある。
				・我が国におけるプラットフォームビジネスの振興のため、次の点について実施。 - 魅力ある3D映像制作技術・技法の開発 - 制作ワークフロー「改善」の研究 - 3D映像の生体安全性ガイドラインの精緻化・普及を図るとともに、ISOの国際規格化。 - 国内外の有望なクリエイターに対し、新たな映像表現手法である3D技術を使った映像の制作・発表の場を設ける設定。 - アニメ分野における3D技術に関する人材育成を実施する。 ・また、コンテンツを活用した新メディアの創出を促進するための技術開発や標準化支援、制度整備等を推進するための技術戦略マップを改定し、課題抽出を行うとともに、広く普及公表。					3D映像について、戦略具体化へ向けた官民検討の場として設置した「3Dテレビに関する検討会」及びデジタル放送推進協会(Dpa)において、3Dコンテンツの識別手法や安全性に関する規格について検討しているほか、電波産業会(ARIB)において、3DTV放送方式に関する規格について検討を実施した。	国際標準化に向けて、国内外の動向を踏まえ、国際標準化すべき項目を整理し、標準化を推進する。	○	
			経済産業省	・3Dの制作技法、生体安全性を検討する関係業界の協議会の立上げに向けた支援を行った。 ・2010年10月にはデジタルコンテンツEXPO開催及びデジタルコンテンツグランプリを通して3D技術を使った映像の製作・発表の場を設けた。 ・2010年の予算事業において、情報可視化技術を利用したコンテンツ技術実証を行い、ウェブ上でコンテンツ技術を俯瞰的、探索的に検索できる技術を開発した。					引き続き、プラットフォームビジネスの振興のため、政策の検討・実施を行う。	○	3Dに関しては、知的財産戦略本部の国際標準化タスクフォースにおいて国際標準戦略を検討しており、戦略策定後、その着実な実施を図っていく必要がある。	
32	プラットフォーム競争の促進(中期)	重要分野(例えば書籍)に関して、ユーザーの利便性確保の観点から、官民一体となって、排他的でないマルチプラットフォーム戦略を策定し、プラットフォーム間の競争を促す。	経済産業省	電子書籍に関して、プラットフォーム間の競争を促す観点から、グローバル規格の策定やプラットフォームビジネスモデルの構築のための環境整備を図る。				電子書籍に関して、マルチプラットフォーム戦略を可能とするため、2010年度補正予算事業(書籍等デジタル化推進事業)にて、電子出版ファイルフォーマット(中間(交換)フォーマット)の共通化に向けた転換支援のための実証実験の提案公募を実施した。	電子出版ファイルフォーマット(中間(交換)フォーマット)の国際標準化を図るとともに、中小企業に対する支援を実施する。	△	中間ファイルフォーマットに関して、中小企業に対する支援のための実証実験を実施しているが、中小企業への普及を更に進めるとともに、中間ファイルフォーマットの国際標準化を進めていく必要がある。	
				コンテンツホルダーが様々な流通経路やプラットフォームにおいてコンテンツマルチユースを可能とする技術共通化を行なう実証実験の実施。	実証実験後の成果を基に、コンテンツマルチユースを可能とするビジネスモデルの検討支援。	電子書籍に関して、マルチプラットフォーム戦略を可能とするため、電子書籍に関する中間ファイルフォーマットを策定した。また、マルチユースを可能とする技術共通化を検討するため、2011年度概算要求を行なったが、予算案計上が見送られた。	中間ファイルフォーマットの普及を推進する。	○	今後、中間ファイルフォーマットの普及と促進を図っていく必要がある。			
33	プラットフォームのビジネスモデルの検討(中期)	プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者によるマーケット情報の共有を始めとする双方にメリットのあるビジネスモデルの構築に向けた環境整備について検討する。	経済産業省	双方にメリットのあるビジネスモデル構築の観点から、電子書籍に係るプラットフォームビジネスモデル構築に関する検討を実施。				様々なプラットフォームビジネスの民間動向を注視・分析しているが、結論には至っていない。	プラットフォームの急速な進展を踏まえ、在るべき課題について整理する。	△	プラットフォームが急速に進展し、プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者との関係の在り方が重要な課題を検討する。	
				現状のプラットフォームビジネスモデル構築にむけた環境整備に関する課題を検討。	プラットフォームビジネスモデル構築に向けた環境整備。	様々なプラットフォームビジネスの民間動向を注視・分析しているが、結論には至っていない。	プラットフォームの急速な進展を踏まえ、在るべき課題について整理する。	△	プラットフォームが急速に進展し、プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者との関係の在り方が重要な課題を検討する。			

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況			評価	今後の課題
				短期		中期		長期	2010年度末までの具体的な取組状況		2011年度以降の具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度					
34	ACTA交渉の妥結及び妥結後の加盟国拡大(短期・中期)	2010年中に模倣品・海賊版拡散防止条約( ACTA )の交渉を妥結するとともに、締結後、主要国・地域への加盟国拡大や二国間協定を通じて、世界大に保護の輪を広げる。	外務省 総務省 法務省 財務省 文部科学省 経済産業省	関係省庁で連携しつつ、方針を検討の上、加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を拡大。  我が国における締結作業。						交渉の結果、2010年10月、東京で開催された関係国会合で大筋合意に至った。2010年中に交渉を終了した。  署名及び締結(国会承認が必要。時期未定。)に向か、必要な作業を進める。		○  引き続き、締結に向けた作業を進める必要がある。また、締結後は、アジア地域をはじめとする諸外国に対しLACTA参加を促す必要がある。	
35	二国間協議を通じた著作権侵害対策の強化(中期)	二国間の関係省庁横断的な協議の場や著作権に関する協議の場を通じ、侵害発生国・地域の政府に対し、具体的なコンテンツ侵害状況を踏まえ、コンテンツ侵害対策の強化を強く働き掛け、是正を実現する。	外務省  文部科学省  経済産業省  総務省	デジタルコンテンツの重要性の高まりや深刻化するその侵害状況を念頭に置き、産業界からの要望を踏まえ、政府による協議の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、著作権侵害対策強化に向けた要請や協力を実施し、世界における我が国の著作権侵害状況を改善。  -日中経済パートナーシップ協議 -日中ハイレベル経済対話 -日韓ハイレベル経済協議 -日中著作権会議 -日韓著作権協議 -日中知的財産WG -官民合同ミッション等						・中国に対して、2010年7月に行われた日中経済パートナーシップ協議及び8月に行われた日中ハイレベル経済対話において、コンテンツの海賊版問題に対する更なる対策強化を要請した。 ・韓国に対して、2010年6月に行われた日韓経済局長協議において、コンテンツ侵害(模倣放送番組)への対策として地上波における日本語放送の解禁について取り上げ、対応を依頼した。 ・関係府省と相手国との取組状況や侵害による被害実態などの情報を共有し、連携を行いつつ対応した。		○  引き続き、二国間協議の場においてコンテンツの海賊版問題に対する対策について協議する。	
再掲	海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築(短期・中期)	ネット上で日本のアニメや音楽を海外に配信する仕組みの構築を支援する。	経済産業省	アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ポータルサイトの構築等について、民間サイドのニーズに応じた支援を検討。	左記検討結果を基にアニメ・コミックの海外展開の支援を実施。				アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ポータルサイトの構築について関係業界に対してヒアリングを行った結果を踏まえ、海外においてネット配信を利用してアニメ・コミックを配信する動きが出てくるといった、民間独自の動きが進んできしたことから、民間の動向を注视した。<再掲>		○  引き続き、民間の動向を把握し、政策要望について情報収集する必要がある。		

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題					
				短期		中期		長期									
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度	2010年度末までの具体的な取組状況	2011年度以降の具体的な取組予定							
36	アクセスコントロール回避規制の強化(短期)	文部科学省	内閣官房、文部科学省及び経済産業省が協力して行う検討を踏まえ、文化審議会、産業構造審議会等において必要な検討を行い、国内規制について具体的な制度改革案を得る。	左記検討結果等を踏まえ、必要な措置を講ずる。					・2011年1月に開催された文化審議会著作権分科会において、著作権法における技術的保護手段及びその回避規制に関する制度改革案に関する報告書が取りまとめられた。 ・文化審議会著作権分科会報告書を踏まえ、速やかに法制化に向けて取り組んだ。	引き続き、文化審議会著作権分科会報告書を踏まえ、速やかに法制化に向けて取り組む。	○	法改正に向けた準備を的確に行う必要がある。					
									・不正競争防止法のアクセスコントロールの技術的制限手段に係る規律の在り方に関する制度改革案を年度内に取りまとめるべく、産業構造審議会知的財産政策部会技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会を立ち上げ、2011年2月に報告書を取りまとめた。 ・当該小委員会の結論を踏まえ、第177回通常国会に「不正競争防止法の一部を改正する法律案」を提出した。	引き続き法案の成立に向けた取組を推進する。	○	閣議決定された改正法案が成立した場合、円滑な改正法の施行に向けた準備に着手する必要がある。					
		財務省	国内規制の検討状況を踏まえ、必要に応じ関税・外国為替等審議会等において検討し、水際規制について、具体的な制度改革案を得る。						・2010年11月、関税・外国為替等審議会において「アクセスコントロール等回避機器について、国内規制が整備される場合には、関税法上の輸出入禁止品に追加する」旨を盛り込んだ「平成23年度関税改正に関する論点整理」が取りまとめられ、また、同年12月、同様の内容を盛り込んだ「平成23年度税制改正大綱」が閣議決定された。 ・不正競争防止法においてアクセスコントロール等回避機器の国内規制が整備される予定であることから、上記閣議決定を踏まえ、アクセスコントロール等回避機器を関税法上の輸出入禁止品に追加することを盛り込んだ「関税法等の一部を改正する法律案」を2011年1月、国会に提出し、3月に成立した。	改正法の施行に向けた取組を行う。	○	改正法の施行に向けた準備を的確に行う必要がある。					
									・プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会等におけるプロバイダと権利者による協働の促進。 ・権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等の関係者からなる連絡会の設置を通じた実効的な仕組みの構築。	引き続き左記協議会においてプロバイダと権利者による協働の仕組みを促進し、左記連絡会を開催し、インターネット上の侵害コンテンツに対する対策について検討するとともに、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムの実現に向けた実証実験を実施する。	△						
		総務省	・現行のプロバイダ責任制限法の検証を図った上で制度改正の必要性について検討し、2010年度中に結論を得る。  ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの機能拡張・運用性の向上)					プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会をはじめとした民間におけるプロバイダと権利者による協働の仕組みを促進し、2010年3月に「コンテンツ不正流通対策連絡会」を設置し、2010年9月に「コンテンツ不正流通対策の共同検知システムの実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施した。	引き続き左記協議会においてプロバイダと権利者による協働の仕組みを促進し、左記連絡会を開催し、インターネット上の侵害コンテンツに対する対策について検討するとともに、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムの実現に向けた実証実験を実施する。	○	プロバイダ責任制限法の検証やコンテンツ不正流通対策に係る実証実験は進められているが、プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置を図る実効的な仕組みについて、早急に構築する必要がある。						
								2010年9月7日、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、「プロバイダ責任制限法検証WG」(主査 東京大学長谷部恭男教授)が設置され、同WGにおいてプロバイダ責任制限法の検証を実施した。	2011年4月にWGの検証結果をとりまとめるとともに、同結果を踏まえ、ガイドラインの改定を含めた必要な取組を実施する。	○							
								・ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの機能拡張・運用性の向上)	2010年3月に「コンテンツ不正流通対策連絡会」を設置し、2010年9月に「コンテンツ不正流通対策の共同検知システムの実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施し、コンテンツの不正流通を効率的に検知・排除するため必要な不正流通対策の仕組みや、コンテンツの不正流通をネットワーク上で効率的に検知・排除を行うシステムや体制の在り方について検討を実施した。	○	引き続き左記連絡会を開催し、インターネット上の侵害コンテンツに対する対策について検討するとともに、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムの実現に向けた実証実験を実施する。						

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題		
				短期		中期		長期	2010年度末までの具体的な取組状況					
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度						
38	正規配信サービス展開の促進(中期)	インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策としての観点も踏まえ、民間企業が消費者の利便性に即した正規サービスを展開することを促進する。	経済産業省	アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ボタルサイトの構築等について、民間サイドのニーズに応じた支援を検討。	左記検討結果を基に正規配信を促進する観点からアニメ・コミックの海外展開の支援を実施。				・電子書籍も含め様々な民間の主体的な動きがあることから、ヒアリングを実施して民間の動向を把握するとともに、多元型の権利処理システムの実証実験をはじめとした権利処理円滑化の側面支援を実施した。 ・アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ボタルサイトの構築について民間企業界に対してヒアリングを行った結果を踏まえ、海外においてネット配信を利用してアニメ・コミックを配信する動きが出てくるといった民間独自の動きが進んできたことから、民間の動向を注視した。<再掲>	引き続き、民間の動きを尊重し、政策要望に応じて支援を検討する。	○	インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の観点から民間企業の正規配信の促進が必要であり、引き続き、民間の動向を把握し政策要望について情報収集する必要がある。		
				映像分野の権利処理一元化推進のため、権利処理業務の窓口一元化、不明権利者探索の一元化の実証実験を実施。	映像分野の権利処理一元化推進のため、不明権利者探索の一元化の実証実験を実施。				放送番組の電子配信の促進の基盤整備の観点から、2009年6月に「放送コンテンツ権利処理円滑化連絡会」を設置し、2009年8月から権利処理一元化の促進に向けた実証実験を実施し、権利処理窓口一元及び情報通信技術の活用による権利処理業務の効率化について検討を実施した。	引き続き左記連絡会を開催し、権利処理窓口一元化、不明権利者探索に関する実証実験を実施する。		○	インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の観点から、民間企業の正規配信を促進する必要がある。	
39	著作権侵害防止技術の開発支援(短期)	民間における著作権侵害防止に関する技術の開発やその活用を支援する。	経済産業省	中国における侵害を踏まえ、ネット上の違法コンテンツ流通を自動的に検知するシステムの開発及びその実効性向上に向けた実証事業を実施。	左記の実験の成果を踏まえ、ネット上における実効的な違法コンテンツ流通対策を実施。				インターネット上の違法コンテンツの削除要請に係る実証実験を中国及び韓国での動画共有サイトに対して実施し、100%の削除を実現する成果を得た。	引き続き、動画共有サイトに対して実施する。	○	実証実験の成果を踏まえ、本格的なインターネット上の違法コンテンツ削除の仕組みが活用されるよう、民間の取組を促進する必要がある。		
				ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの機能拡張・運用性の向上)	ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの実用化に向けた改良)・関係者の共同によりネットワーク上のコンテンツの不正流通対策を行う共同検知センターを設立。				2010年3月に「コンテンツ不正流通対策連絡会」を設置し、2010年9月にコンテンツ不正流通対策の共同検知システムの実証実験の請負事業者を決定し実証実験を実施し、コンテンツの不正流通を効率的に検知・排除するため必要な不正流通対策の仕組みや、コンテンツの不正流通をネットワーク上で効率的に検知・排除を行うシステムや体制の在り方について検討を実施した。<再掲>	引き続き左記連絡会を開催し、インターネット上の侵害コンテンツに対する対策について検討とともに、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムの実現に向けた実証実験を実施する。		○	実証実験の成果を踏まえ、本格的なインターネット上の違法コンテンツ削除の仕組みが活用されるよう、民間の取組を促進する必要がある。	
40	著作権侵害に関する普及啓発活動の強化(中期)	官民一体となった消費者の普及啓発活動を強化する。	文部科学省	一般国民、都道府県等著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象とした各種講習会を開催するとともに、著作権に関する学習ソフト等を通して広く提供することで、多くの人々を対象として著作権保護に関する普及啓発を実施。 ・権利者団体、関係省庁等と連携し、定期的に集中的な普及啓発活動を実施。					・一般国民、都道府県等著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象とした各種講習会を開催しており、2010年度については計14回開催し計2450人が受講した。 ・また、中学生以上を対象とした著作権に関する普及啓発教材を開発し、HPにおいて掲載あるいは配布した。	・引き続き、権利者団体との連携のもと、一般国民を対象とした各種講習会を開催する。 ・また、開発した著作権教材の積極的な普及を図る。	○	引き続き、効果的な手法によって、講習会の開催を通じて、著作権法に関する普及啓発を実施する必要がある。		
			経済産業省	・模倣品海賊版撲滅キャンペーンを実施(ネット上の著作権侵害コンテンツ問題を含む)。 ・権利者団体、関係省庁等と連携し、定期的に集中的な普及啓発活動を実施。					関係府省で連携して、2010年12月に「模倣品海賊版撲滅キャンペーン」を開催し、特設HPの設置・新聞広告・雑誌掲載・ポスター掲載といった取組を行った。	2011年12月から、HPや雑誌・新聞広告の活用を含めた模倣品海賊版撲滅キャンペーンを実施する。		○	引き続き、効果的な手法によって、関係府省とも連携しつつ、模倣品海賊版撲滅キャンペーンを実施する必要がある。	
			総務省	・電気通信サービスの利用者に対する周知・啓発を実施。 ・著作権侵害が疑われる情報の削除要請等を受けた中小プロバイダからの問い合わせに対応する相談窓口「違法・有害情報センター」を設置した。 ・権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等からなる連絡会において、関係者が一体となって、効果的な普及啓発・広報の在り方等について検討、実施できるよう支援。 ・権利者団体、関係省庁等と連携し、定期的に集中的な普及啓発活動を実施。					・著作権侵害が疑われる情報の削除要請を受けた中小プロバイダからの問い合わせに対応する相談窓口「違法・有害情報センター」を設置した。 ・2010年3月に「コンテンツ不正流通対策連絡会」を設置し、2010年9月にコンテンツ不正流通対策の共同検知システムの実証実験の請負事業者を決定し実証実験を実施し、コンテンツの不正流通を効率的に検知・排除するため必要な不正流通対策の仕組みや、コンテンツの不正流通をネットワーク上で効率的に検知・排除を行うシステムや体制の在り方について検討を実施した。			○	引き続き、関係事業者を通じて効果的な手法によって、普及啓発を促進する必要がある。	

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題
				短期		中期		長期	2010年度末までの具体的な取組状況			
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度				
41	警察による取締り(短期)	警察による効果的な取締りを実施する。	警察庁	ファイル共有ソフトを使用するなどの悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを強化(効果的な捜査手法を適宜活用)するとともに、官民の普及啓発活動と連携しつつ、同種事犯の抑止のための積極的な広報を実施。					・悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを行った結果、2010年中における著作権侵害事犯の検挙事件数は162件(43件増、36.1%増)、検挙人員は178人(44人増、24.7%増)と、前年に比べ事件数及び人員とも増加した。 ・ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害事犯や、世界最大規模の動画配信サイトを用いた著作権侵害事犯について、一斉取締りをはじめとした効果的な取締りを実施した。 ・情報セキュリティに関する講演において、ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害事犯抑止のための広報啓発を推進した。 ・2010年9月、不正商品対策協議会が作成した広報啓発ポスター「STOP!ネットでの知的財産権侵害」を警察施設に掲示し、知的財産権の保護と不正商品の排除を国民に広く訴えた。 ・2010年11月、不正商品対策協議会が主催の不正商品撲滅キャンペーン「ほんと? ホント! フェア」を後援するとともに、担当者を派遣して知的財産権の保護や不正商品の排除を訴えた。 ・警察白書や警察庁ホームページ「偽ブランド・海賊版の根絃に向けた」に知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表し、模倣品・海賊版に関する国民の理解の促進を図った。 ・2011年3月、不正商品対策協議会が主催の「アジア知的財産権シンポジウム」を後援するとともに、担当者を派遣して知的財産権の保護や不正商品の排除を訴えた。	・引き続き、著作権団体との連携により、抑止効果の高い著作権侵害事犯の取締りを行うとともに、 ・情報セキュリティに関する講演において、ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害事犯抑止のための広報啓発を推進する。 ・不正商品対策協議会が主催の「不正商品撲滅キャンペーン」や「アジア知的財産権シンポジウム」において、知的財産権の保護や不正商品の排除を訴える。 ・警察白書や警察庁ホームページにおいて知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表し、模倣品・海賊版に関する国民の理解の促進を図る。	○	実際に効果的な取締りが実施されていることを評価する。引き続き、関係団体との連携により、効果的な取締りを実施するとともに、ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害事犯抑止のための広報啓発の取組を実施する必要がある。
42	著作権制度上の課題の総合的な検討(中期)	デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題(保護期間、補償金制度の在り方を含む)について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じることが可能なものから順次実施しつつ、2012年までに結論を得る。	文部科学省	・補償金制度については、コンテンツ利用の利便性向上とクリエーターの権利保護のバランスについて、関係者の合意形成に向けた検討を進めることで、経済産業省と文部科学省による検討会を設置する。当該検討会の結果を踏まえ、補償金制度の見直しに関する関係者の合意形成を目指す。利害関係者間で一定の合意が得られれば文化審議会著作権分科会での検討を開始し、結論が得られ次第必要な制度改革改正案をとりまとめる。 ・この他のデジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の諸課題については、文化審議会著作権分科会において順次検討を行い、その結果措置を講じることが可能なものから実施。					・2011年1月に開催された文化審議会著作権分科会において、デジタル・ネットワーク社会に関する著作権制度の在り方をめぐる基本的な認識に係る報告書を取りまとめられた。 ・補償金制度については、経済産業省と文部科学省による検討会を設け、有識者からアピングを行ななど、関係者の合意形成に向けた取組を行った。 ・文化審議会著作権分科会報告書を踏まえ、順次必要に応じた取組を行った。		△	・補償金については裁判の影響があり議論が停滞していたが、議論を加速し、関係者間の合意を得た上で、早急に結論を得る必要がある。 ・保護期間について、国際的な動向も注視しつつ、著作権法制全体として著作者の権利の保護と著作物の円滑な利用のバランスの調和が保たれるよう検討する必要がある。 ・その他、クラウド型サービスの環境整備を図るために、法的リスクの解消も含め、課題を整理し、結論を得る必要がある。インターネット上の著作権侵害に係る課題についても順次検討を行い、その結果措置を講じることが可能なものから順次実施する必要がある。
43	著作権制度上の課題の総合的な検討(短期)	42の著作権制度の総合的な検討のうち、権利制限の一般規定について、これまでの検討結果を踏まえ、2010年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のために必要な措置を早急に講ずる。	文部科学省	これまでの検討結果を踏まえ、2010年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のために必要な措置を講ずる。				・2011年1月に開催された文化審議会著作権分科会において、権利制限の一般規定の導入に関する報告書を取りまとめられた。 ・文化審議会著作権分科会報告書を踏まえ、速やかに法制化に向けて取り組んだ。	・引き続き、文化審議会著作権分科会報告書を踏まえ、速やかに法制化に向けて取り組む。	○	早急に法制化に向けた取組を進めるとともに、今後も引き続き、情報通信技術の発展に伴う著作物の創作や利用を取り巻く環境の変化について、その動向に留意し、権利制限の一般規定の導入後の状況も踏まながら、対象範囲や要件の見直しも含めた検討を行う必要がある。	
44	著作権制度上の課題の総合的な検討(短期)	42の著作権制度の総合的な検討のうち、著作権法上のいわゆる間接侵害に関する、2010年度中に一定の結論を得る。同分科会における検討結果を踏まえ、制度改革案のとりまとめなど必要な措置を講ずる。	文部科学省	文化審議会著作権分科会における検討を進め、2010年度中に一定の結論を得る。同分科会における検討結果を踏まえ、制度改革案のとりまとめなど必要な措置を講ずる。				・文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の下に司法救済ワーキングチーム(計4回開催)を設置し、制度設計の案に係る論点、裁判例の分析、関係者からの意見聴取といった検討を行い、2011年1月の文化審議会著作権分科会報告書において経過報告を取りまとめた。 ・引き続き、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチームにおいて、関連事件に関する最高裁判決の内容も踏まえ検討を行った。	2011年1月の文化審議会著作権分科会報告書の内容を踏まえ、随時出された最高裁判決(最判2011年1月18日、最判2011年1月20日)の内容を分析するとともに、早期に結論が得られるよう、引き続き検討を行なう。	△	今後は最高裁判決の内容の分析をするとともに、早期に結論が得られるよう、引き続き検討を行なう。 制度改訂案のとりまとめといった必要な措置を講ずる必要がある。	

具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題		
			短期		中期		長期	2010年度末までの具体的な取組状況	2011年度以降の具体的な取組予定				
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度						
再掲 ネット上のコンテンツの部分的引用やネット放送のルール形成(短期)	インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送における利用を始めとして、今後のビジネス展開の円滑化が図られるよう、国際的動向も踏まえながら民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援する。	文部科学省	インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送等に關し、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう、その必要性も含めて施策を検討。	左記の検討に基づき、必要に応じて支援のための施策を実施。				配信事業者と音楽著作権管理事業者に対し、隨時情報提供を行い、両者間での契約締結が行われるといった民間における関係者間のルール形成が進むよう支援した。<再掲>	引き続き、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援を行う。	△	民間事業者の取組として、権利者団体と配信事業者の包括契約が進んだものであるが、こうした民間の取組が更に進むよう支援を行う必要がある。		

V	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況 2010年度末までの具体的な取組状況	評価 2011年度以降の具体的な取組予定	今後の課題	
				短期		中期		長期				
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度				
<b>II. 知的財産の産業横断的な強化策</b>												
1	新たな出願支援策の創設(短期)	特許出願に不慣れなベンチャー・中小企業のための出願支援策として、弁理士費用の負担を軽減させるための方策(例:「特許バック料金制度」)、特許庁へ支払う費用と弁理士費用を合わせた低額な料金制度)やその是非について関係者の意見を聞きつつ検討を行い、2010年度中に結論を得る。	経済産業省	中小企業や弁理士を含めた関係者・関係団体と意見交換し、特許出願に不慣れなベンチャー・中小企業の出願を支援する新たな方策(例:「特許バック料金制度」)及びその是非について検討。	検討結果を踏まえ、必要に応じ、他の中小企業支援施策とも連携して、施策を展開。				中小企業や弁理士会と、ベンチャー・中小企業のための出願支援策について意見交換を行うなど、検討を行った。検討結果を踏まえ、産構審知的財産政策部会において、新たな出願支援策について議論した。	中小企業の負担軽減や費用についての予見可能性向上のため、以下について取り組む。 ・減免を含む制度改正の進捗を踏まえつつ、審査請求料の引下げに向けた準備を行なう。 ・特許庁へ支払う費用と弁理士費用を合わせた費用の標準的な価格の提示に向けた取組を試行する。取組実績を踏まえつつ、支援体制の強化について検討する。 ・外国出願支援強化について引き続き検討する。	○	費用負担の予見性を向上させるため、初期段階でのモテル価格の提示、出願成事業の拡充に向けて取り組む必要がある。引き続き、中小企業の支援の充実に向けて検討を行う必要がある。
2	特許関係料金減免制度の拡充(短期)	特許関係料金の減免制度について、対象となる中小企業の範囲の大幅な見直しや申請手続の見直しにより、わかりやすく利用しやすいものへと拡充する。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において検討し、わかりやすく利用しやすい特許関係料金減免制度へと拡充。				産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書「特許制度に関する法制的な課題について」を取りまとめた。2010年度中に特許法改正案を準備した。	法改正に向けた準備を行う。	○	閣議決定された改正法案が成立した場合、円滑な改正法の施行に向けた準備に着手する必要がある。	
3	手続書類作成支援ツールの提供(短期)	特許、実用新案、意匠及び商標の出願時の手続を容易に行うこと可能とし、特許の願書や審査請求書、早期審査請求のための書面を一度で作成できる機能も有した手続書面作成支援ツールを開発し、提供する。	経済産業省	特許、実用新案、意匠及び商標の出願時の手続を容易に行うこと可能とする手続書面作成ツールを開発、提供。(同ツールは、特許の願書、審査請求書、早期審査請求のための書面を一度で作成できる機能も有するもの)				・電子出願用出願関連書類作成支援ツール「かんたん願書作成」を開発し、2010年7月31日に商標の願書から提供開始した。2011年1月28日に特許・実用・意匠の願書及び出願審査請求書を追加した。 ・2011年3月31日に早期審査に係る書類を追加した。	提供している出願関連書類に法令改正があり、影響が生じる場合は、修正を行う。	○	ツールの利便性の向上も含めて、不斷の見直し・改善の必要がある。	
4	外国出願支援の拡充(短期)	外国出願費用の助成制度を拡充する。	経済産業省	外国出願費用助成制度の支援対象に、従前の特許に加えて意匠及び商標を追加。				外国出願費用助成制度の支援対象に、従前の特許に加えて意匠及び商標を追加した。	外国出願助成制度に未参画である地方公共団体に対し、引き続き参画を促し、外国出願支援強化を図る。	○	商標・意匠への支援対象の拡大が、実際の利用に結び付くよう実施する必要がある。 参画自治体が、未だ全国16自治体に留まっており、更なる支援を拡充・加速化する必要がある。	
5	ワンストップ相談窓口の整備(短期・中期)	事業に資する知的財産マネジメントに関する多様な相談を一元的に受け付けるワンストップ相談窓口を2010年から全国に整備するとともに、多様な相談に適確に対応できる人材を育成し、併せて地方自治体や地域における支援機関との連携を強化する。	経済産業省	「課題解決型相談・コンサルティング事業」において都道府県ごとにワンストップ相談窓口を設置。	・相談窓口で対応する人材に対する研修等の検討・実施。 ・ワンストップ機能の強化を着実に実行できるよう見直す体制を構築し、地域知的財産戦略本部、地方自治体や地域における支援機関、知財専門家とのネットワークを強化。			「課題解決型相談・コンサルティング事業」において、都道府県ごとにワンストップ相談窓口を設置し、基盤構築を実施している。	地域の実情に応じて相談窓口で対応する人材に対する研修や地域における支援機関、知財専門家とのネットワーク強化について検討する。	○	2011年度から実施する新たな相談窓口事業においては、支援内容の連続性を確保する必要がある。	
6	ベンチャー・中小企業支援体制の整備(中期)	ベンチャー・中小企業の知的財産活動を支援する人材を育成、確保するとともに、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までを総合的に支援できる体制を整備する。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会において、支援人材の育成、確保及び総合的な支援体制の在り方について検討し、結論を得る。	検討結果を踏まえ、必要性に応じて措置を講ずる。			各都道府県に中小企業の知財に関する悩みや課題を一元的に受け付け、その場で解決を図るワンストップサービスを提供する体制整備事業を予算要求し、各都道府県ごとに実施事業者を公募し、年度内に実施した。	2011年度の体制整備に向け、地域で中小企業支援を実施する機能を活かしながら様々な専門家、支援機関と強固な連携体制の構築を図る。	△	ワンストップ相談窓口には、総合的な支援体制を実現できる優れた人材を配置し、各種専門家との連携を強化する必要がある。	

No.	具体的な取組	概 要	担当府省	工 程 表					進 捗 状 況		評価	今後の課題
				短 期		中 期		長 期				
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度				
7	地域中小企業のブランド構築支援(短期)	地域における技術・伝統文化を含めた優れた資源を用いたブランド構築に向け、海外の重点市場における情報収集・発信を行う拠点の整備も含め、地域中小企業に対する支援策の強化について検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省	重点市場における情報収集・発信拠点を整備を含め、地域中小企業に対する地域の資源を活用したブランド構築支援策について検討を行い、必要な措置を講ずる。					JAPANブランド育成支援事業は、複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術の強み・弱みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展のプロジェクトを支援することにより、中小企業の海外販路開拓の実現を図った。2010年度は83件の事業を採択した。	JAPANブランド育成支援事業について、引き続き支援を行う。	○	中小企業のグローバル展開に資するよう、更なる拡充の必要がある。
8	地域の食材を核とした食文化のブランド構築(中期)	地域における食材を核とした食文化のブランド構築に向けた地域の取組を促進するため、商品開発と併せ、海外への情報発信や知的財産権の効果的活用を含めたブランド戦略の策定を支援する。	農林水産省	食文化のブランド構築に関する先進事例の調査・分析を全国的にを行い、今後の課題、対策を整理。  地域の生産者、飲食業を含めた関係者が連携した食文化のブランド構築の取組を促進するため、新たな商品開発の支援、海外への情報発信や意匠権・商標権の効果的活用を含めたブランド戦略策定支援を実施。					・選定された補助事業者が、食文化のブランド構築に関する先進事例の全国的な調査を実施した。 ・食文化のブランド構築に関する先進事例の調査・分析結果に基づき、2010年度中に今後の課題、対策を整理したガイドラインを公表した。	引き続き、食文化のブランド構築に関する先進事例の全国的な調査を実施する。	○	調査結果を踏まえ、知的財産権の効果的活用を含めたブランド戦略の策定を支援する必要がある。
9	知的財産戦略の普及啓発(短期)	ノウハウ秘匿を含めた知的財産戦略の重要性をベンチャー・中小企業経営に浸透させる大々的な普及啓発活動を展開する。	経済産業省	企業経営における知的財産戦略の重要性が知的財産への認識が低い者に対して伝わるような、ベンチャー・中小企業向けの分かりやすいパンフレットを新たに作成、金融機関等に広く配布し周知。					知財未経験の中小企業向けのパンフレットを36万部作成し、全国の信用金庫、信用組合をはじめとした金融機関を中心に中小企業支援機関1,699箇所の関係機関に配付し、普及啓発に努めた。	引き続き、全国の金融機関を通じて中小企業に広くパンフレットを配布し支援策の普及啓発を行う。	○	引き続き、知的財産戦略の重要性について、ベンチャー・中小企業への効果的な普及啓発を行う必要がある。
10	営業秘密管理の浸透(短期)	営業秘密管理指針を普及させる。	経済産業省	2010年4月に改訂した「営業秘密管理指針」(新たに、営業秘密の管理状況の自己診断を可能とするチェックシート、秘密保持誓約書等の各種契約書参考例を追加)の普及に向けて、関係機関と協力し、パンフレットを広く配布するとともに、多くの説明会を開催。					営業秘密管理指針について、・その概要をまとめた平易なパンフレットを作成し、2万部以上配布した。 ・様々な雑誌、媒体にてその重要性を紹介した。 ・事業者を対象に各所で説明会を実施すると同時に、営業秘密に関して専門家による無料相談会を実施した。 ・営業秘密管理の実施を相談できる環境を整備するべく、弁護士をはじめ専門家を対象に説明会を実施した。	事業者を対象に全国説明会を実施する。本説明会と同時に、営業秘密に関する専門家による無料相談会を実施する。営業秘密管理の実践を希望する事業者が相談できる環境を整備するため、弁護士専門家を対象に説明会を実施する。	○	引き続き、パンフレット配布、説明会及び無料説明会を実施することにより、営業秘密管理指針を効果的に普及させる必要がある。
11	技術の意図せざる国外流出の防止(短期)	技術の意図せざる国外流出を未然に防止するため、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、関係機関と協力し、パンフレットを配布するとともに、説明会を全国各地で実施。  ・ベンチャー・中小企業等における自動的な輸出管理体制の構築に向け、民間団体等を活用し、ベンチャー・中小企業等を対象としたセミナーを全国各地で開催するとともに、輸出管理の専門家派遣を実施。	経済産業省	 ・外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、関係機関と協力し、パンフレットを約40万部配布するとともに、説明会を全国各地で約110回実施することにより、輸出者への普及啓発を進めた。  ・2010年8月より、ベンチャー・中小企業における自動的な輸出管理体制の構築に向け、安全保障貿易自管促進事業委託事業として、民間団体を活用し、ベンチャー・中小企業を対象としたセミナーを全国各地で約30回開催するとともに、輸出管理の専門家派遣を約110回実施することにより、ベンチャー・中小企業における自動的な輸出管理体制の構築を進めた。					引き続き、関係機関と協力し、パンフレットを配布するとともに、説明会を全国各地で実施することにより、輸出者への普及啓発を更に進める。  ・引き続き、ベンチャー・中小企業における自動的な輸出管理体制の構築に向け、安全保障貿易自管促進事業委託事業として、民間団体を活用し、ベンチャー・中小企業を対象としたセミナーを全国各地で約30回開催するとともに、輸出管理の専門家派遣を約110回実施することにより、ベンチャー・中小企業における自動的な輸出管理体制の構築を更に進める。	○	引き続き、パンフレット配布、説明会及びセミナーを実施することにより、自動的な輸出管理体制の構築を効果的に支援する必要がある。	

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題		
				短期		中期		長期	2010年度末までの具体的な取組状況					
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度	2011年度以降の具体的な取組予定					
12	ブランド構築と知的財産権の活用促進(短期)	技術やデザインを活かした新たなブランド構築方法を含めた先進的なブランド戦略、そのブランドを保護するための知的財産権の効果的な活用手法に関する事例集を作成し、ブランド戦略が企業の経営戦略に反映されるよう企業経営層を含めブランド構築・維持に関連する者に対する普及啓発のために活用する。	経済産業省	技術やデザインを活かした新たなブランド構築手法を含め、先進的なブランド戦略、そのブランドを保護するための知的財産権の活用事例を調査し、事例集を作成。	事例集を活用し、企業経営層を含めたブランド構築・維持に関連する者への普及啓発活動を実施。				技術やデザインを活かした新たなブランド構築手法などの先進的なブランド戦略、そのブランドを保護するための知的財産権の活用事例を含む知財戦略事例集(「デザインを活用したブランド戦略版」)を作成した。	企業との意見交換会の場において、事例集を活用し、企業経営層を含めたブランド構築・維持に関連する者への普及啓発活動を引き続き実施する。	○	事例集を最大限活用して、企業のブランド構築と知的財産権の活用を促進する必要がある。		
13	ユーザー参加型の実証実験(短期)	一般のユーザーの参加を得ながら新たなビジネスを創出するため、地域(空間)を特定したユーザー参加型の実証実験をはじめとした取組を進める。	総務省 経済産業省	「新IoT利活用サービス創出支援事業」(地場産業・農業・医療・健康等の分野の課題を解決するため、ICTを利用した新規サービスの創出を支援)の一部において、地域を特定して一般ユーザーの参加を得た実証実験を実施。  新市場創出・普及を促進するため、先進性・独創性のある技術・サービスモデルを活用した実証事業を一般消費者等を対象に提供し、ユーザーニーズの収集、課題の抽出、必要な検討を実施。					・2010年度は「電子出版の環境整備」をテーマとして、2010年8月27日から同年9月24日まで提案の公募を行い、10月27日に、「国内ファイルフォーマット(中間フォーマット)の共通化に向けた環境整備」、「図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト」など、10件の委託先候補を決定し、実施した。  2009度、2010年度事業において、病院など実際の公空間でのモデルサービスの実証事業を実施した。	実証実験の結果から、政策課題を抽出し、今後の施策展開に活用する。  引き続き、民間の動きを注視しつつ、支援方法を検討する。	○ ○	実証実験の結果を最大限活用し、今後の施策展開につなげる必要がある。  引き続き、クラウドコンピューティングの利活用による新産業創出に向けた実証実験を実施し、政策課題の抽出や社会還元につなげる必要がある。		
14	AI(アグリインフォマティクス)システムの開発(短期・中期)	世界に例のない新しい農業の姿を目指し、情報技術を用いて篤農家の技術・ノウハウ(暗黙知)を農業者一般に利用可能な形(形式知)に置き換えるAI(アグリインフォマティクス)システムを、そのシステムが生み出す知的財産の管理手法について検討しつつ、開発する。	農林水産省	AIシステムが生み出す知的財産の管理手法の検討。  モデル農家におけるAIプロトタイプシステムの実証。		システムの試用・評価。 (2015年にAIシステムを活用した先進的な農業経営の実現)		・AIシステムが生み出す知的財産上の諸問題の検討を行った。 ・検討結果を取りまとめた報告書を作成した。  農家が持つ暗黙知を抽出するための機器の仕様検討、設計、試作及びデータ計測を実施した。	各種データの連続計測、蓄積した各種データの解析及びデータマイニング技術の開発を実施し、2013年3月までにシステムのプロトタイプを開発する。その後農業現場での試用・評価を実施する。	○	AIシステムが生み出す知的財産の管理手法についての検討結果を踏まえ、着実にプロトタイプの開発を進める必要がある。			

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	評価	今後の課題	
				短期		中期		長期				
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度				
15	産学官が出口イメージを共有して共創する場の構築(中期)	大学や公的研究機関が研究成果と研究者をもって参画し、複数の企業が資金と研究者をもって参画する、イノベーションの出口イメージを共有した共同研究(共創)の場を構築する。	文部科学省 経済産業省	文部科学省との連携の下、地域において産学官が先端技術の事業化に向けて共同研究を行うための施設(先端イノベーション拠点等)を整備。	<p>・各地の拠点において、オープンイノベーションの最先端事例を創出。 ・拠点におけるポストドクターの活用等により、拠点の機能向上及び先端技術に係る人材育成を推進。</p>		2010年度末までの具体的な取組状況	2011年度以降の具体的な取組予定		○	各拠点において、拠点の機能向上及び先端技術に係る人材育成を推進し、オープンイノベーションの最先端事例を創出していく必要がある。	
				文部科学省との連携の下、産学官が共同研究体制で先端技術の実用化に向けて実証・評価研究を行なうプロジェクトを支援。	文部科学省との連携の下、各地の拠点で行われる産学官の共同研究や技術実証、国際標準化に向けたプロジェクトを支援。		産学官が先端技術の事業化に向けて共同研究を行うための施設整備を「先端イノベーション拠点整備事業」により実施した。全国19か所の施設整備支援を実施した。	イノベーション拠点立地支援事業(産学官連携の「技術の橋渡し拠点」整備)により、産学官が実用化に向けた共同研究を行う施設・設備の整備を実施する。 ・各地に整備した拠点において、オープンイノベーションの最先端事例を創出する。 ・各地に整備した拠点におけるポストドクターの活用により、拠点の機能向上及び先端技術に係る人材育成を推進する。				
				文部科学省との連携の下、つくば地区に、産学官が結集するナノテクノロジー分野の世界的研究開発拠点(つくばイノベーションアリーナ(TIA))の形成を推進、産学官の関係者で共有した明確なコンセプトの下で、研究インフラ整備を進めるとともに出口を見据えた研究開発プロジェクト等による研究開発を順次実施。	文部科学省との連携の下、つくばナノテク拠点について、出口を見据えた研究開発プロジェクトの重点的実施や産学官拠点として必要なインフラ整備を進めるとともに、産学官の連携により人材育成機能を強化し、人材育成と研究開発との好循環を形成。		産学官が共同研究体制で先端技術の実用化に向けて実証・評価研究を行う「中小企業等の研究開発力向上及び実用化推進のための支援事業」を実施。高精度太陽電池分光感度測定装置の開発など40事業の支援を実施した。	引き続き、産学官が共同研究体制で先端技術の実用化に向けて実証・評価研究を行なう「民間企業の研究開発力強化及び実用化支援事業」を実施する。		○	産学官の共同研究や技術実証、国際標準化に向けたプロジェクトを支援していく必要がある。	
				経済産業省との連携の下、「産学イノベーション加速事業【産学共創基礎基盤研究】」を、産学の有識者による検討委員会での議論を踏まえつつ実行的に実施し、「産学共創の場」「「知」のプラットフォーム」の構築に着手。	経済産業省との連携の下、「産学イノベーション加速事業【産学共創基礎基盤研究】」を、産学の有識者による検討委員会での議論を踏まえつつ実行的に実施し、「産学共創の場」「「知」のプラットフォーム」の構築に着手。		・「つくばイノベーションアリーナ(TIA)」について、ナノデバイス実証評価ファンドリーなど3つのコアインフラの整備が進捗するとともに、知的財産管理の仕組みに関する検討を開始した。2011年2月18日には今後5年間でTIAが目指す具体像を明確化するとともに、その実現に向けてアクションプランを示す「TIA中期計画」を決定した。 ・TIAにおいてナノデバイス、パワー半導体、カーボンナノチューブ及び環境技術の研究開発プロジェクトを実施している。	「TIA中期計画」(2011年2月18日)を着実に実施するとともに、その評価を行い目標達成に向けた取組を検討する。 ・知財制度については「TIA中期計画」に示された方針に沿って、TIA知財ワーキンググループで引き続き検討する。 TIAにおいてナノデバイス、パワー半導体、カーボンナノチューブの研究開発プロジェクトを継続する。				
				経済産業省との連携の下、「産学の対話を通じて「知」の循環を促す「産学共創の場」を構築する本事業を、技術課題数や研究支援規模等を大幅に拡充して本格実施することにより、産学連携を基礎研究レベルまで拡大し、我が国全体の課題解決型イノベーションの創出を加速。			2010年度の試行的実施を踏まえ、事業スキームの改善を行った上で、2011年度は事業を本格的に実施する。		○	TIAにおいて産学官拠点として必要なインフラ整備を進めるとともに、産学官の連携により人材育成機能を強化し、人材育成と研究開発との好循環を形成する必要がある。		
16	産学官が研究開発活動を計画・推進する機能の構築(短期)	知の共創に際し、産業界と大学による緊密な対話を通じてイノベーションの出口イメージを共有しつつ、産学連携を基礎研究にまで拡大した上で各々の役割を踏まえた研究開発活動を計画・推進する機能(「知」のプラットフォーム)の構築に着手する。	文部科学省									
17	既存の研究拠点の運用面の改革(中期)	既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、産学官が共創する場を主体的に運営する体制、国費により整備された先端研究設備を企業が共同研究や受託研究で円滑に利用できる仕組みや、複数の企業が参加する共同研究における知的財産管理の仕組み(人材を含む)を整備する。	文部科学省 経済産業省	既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、運営体制、有効性の高い設備利用、知財管理のルールに関する要望を確認し、必要な検討・見直しを実施。	研究拠点での一層のオープンイノベーションが進むよう、必要に応じて運用体制、設備利用、知財管理のルールについて継続的に検討・改善。		文部科学省の研究開発に関する独立行政法人において、産業界への技術移転を促進する組織の設置や産業界と連携した研究プログラムの実施、知的財産管理に関するルールの整備などを推進した。 ・「つくばイノベーションアリーナ(TIA)」について産学官が共創する場の構築や、知的財産管理の仕組みに関する検討を開始し、2011年2月18日には今後5年間でTIAが目指す具体像を明確化するとともに、その実現に向けてアクションプランを示す「TIA中期計画」を決定した。	文部科学省の研究開発に関する独立行政法人において、産業界への技術移転を促進する組織の設置や産業界と連携した研究プログラムの実施、知的財産管理に関するルールの整備などを引き続き実施する。 ・「TIA中期計画」(2011年2月18日)を着実に実施し、目標達成に向けた取り組みを検討する。知財制度については「TIA中期計画」に示された方針に沿って、TIA知財ワーキンググループで引き続き検討する。	△	○	公的研究機関における具体的な進捗状況が明らかでない。 研究拠点でのオープンイノベーションが一層進むよう、運用体制、設備利用、知財管理のルールについて検討していく必要がある。	

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	評価	今後の課題	
				短期		中期		長期				
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度				
18	既存の大学知財本部・TLOの再編・強化(短期・中期)	産学双方にとって有効な産学連携を促進する観点から、知的財産活動に関する指標を含め産学連携機能の評価の在り方を見直しつつ、既存の大学知財本部・TLOの再編(ネットワーク化、広域化、専門化)、知的財産マネジメント人材の質的強化により産学連携機能を強化する。	文部科学省	経済産業省との連携の下、大学産学連携組織の持続的発展を可能とする体制確立を目指し、科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会において、大学等知財本部やTLOの産学官連携機能の強化のための方策を検討し、結論を得る。	新たな産学官協働システムにより産学連携機能を強化。				科学技術・学術審議会 技術研究基盤部会 産学官連携推進委員会において、TLOの在り方や大学と民間企業との共同研究の在り方も含めて議論を行い、大学における産学官連携機能の強化に関して、「イノベーション促進のための産学官連携基本戦略」を取りまとめられ、大学における産学官協働機能の強化、産学官連携を担う人材の育成について提言を取りまとめた。	引き続き、経済産業省との連携の下、大学産学連携組織の持続的発展を可能な体制確立を目指し、科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会において、大学の知財本部やTLOの産学官連携機能の強化のための方策を検討する。	○	大学知財本部・TLOの再編・強化の在り方についても検討を進める必要がある。
				両省連携の下、産学連携機能の評価の在り方の見直しを実施。					承認TLOの産学連携実績を把握するために毎年行っている「承認計画」に係る実施状況報告書に係る追加調査(Ⅰ)について、両省調整の上、各項目の見直しや定義の整理を行い、調査を実施した。	引き続き、両省が連携し、新たな指標の見直し及び産学連携機能の評価の在り方について検討を行う。	△	産学連携機能の評価の在り方についての検討の進捗が不十分。評価指標を早急に策定し、評価を実施する必要がある。
		文部科学省との連携の下、TLOの持続的発展を可能とする体制確立を目指し、「創造的産学連携体制整備事業」の実施により、引き続きTLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人材の質的強化を図る。	経済産業省		左記取組のフォローアップを実施。				TLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人材の質的強化を図るために「創造的産学連携体制整備事業」により28機関への支援を実施した。	引き続き、TLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人材の質的強化を図るために「創造的産学連携体制整備事業」を実施する。	○	新たに策定する指標による評価結果に基づき、大学知財本部・TLOの再編・強化の在り方について検討する必要がある。
19	知財管理を含む研究マネジメントに関する専門人材の育成・確保(短期)	研究者が創造的研究活動に専念できる環境を実現するため、知的財産管理を含む研究マネジメントを行う専門職や先端研究設備の利用補助を含む高度な技術支援を行う専門職の社会的地位を確立するとともに、その人材を育成・確保する。	文部科学省	リサーチ・アドミニストレーター・サイエンスティクニシャン等の専門人材の育成、キャリアパスの明確化、全国的な研修システム等の整備等についての方策を検討。	大学等においてリサーチ・アドミニストレーター・サイエンスティクニシャン等の専門人材の社会的地位が確立・定着するよう、5年程度の計画で、全国的な研修システム等を整備するとともに、大学等における専門人財の育成・確保を開始。				・科学技術・学術審議会 技術研究基盤部会 産学官連携推進委員会において、産学官連携を担う人材の育成について議論し、リサーチ・アドミニストレーターの育成・確保に関して、「イノベーション促進のための産学官連携基本戦略」を取りまとめた。 ・2011年度予算については、リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備として、予算を確保した。	施策の具体的な実施方策の検討、リサーチ・アドミニストレーターの育成・確保に向けた取組を行う。	○	意欲のある者がリサーチ・アドミニストレーターに採用され、知財マネジメントを実践することが期待される。

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題	
				短期		中期		長期					
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度	2010年度末までの具体的な取組状況	2011年度以降の具体的な取組予定			
20	大学における普及啓発(短期)	大学において、論文発表の重要性にも留意しつつ、共同研究における論文発表前の特許出願の検討、営業秘密管理や安全保障貿易管理の重要性に関する普及啓発活動を強化する。	文部科学省	経済産業省との連携の下、大学等関係者が集まるセミナー等の機会を利用し、共同研究における論文発表前の特許出願の検討の重要性等を周知。						大学関係者が集まるセミナー(計10回)で、論文発表前の特許出願の検討、営業秘密管理の重要性及び安全保障貿易管理の重要性を周知した。	引き続き、大学関係者が集まるセミナーで、論文発表前の特許出願の重要性を周知する。	○	引き続き、大学関係者への周知・浸透を効果的に図る必要がある。
				大学向けの講演や特許庁ホームページを通じた情報発信により普及啓発を強化。						大学の知財担当者を対象にしたセミナー(計15回)において、論文発表前の特許出願の検討の重要性について説明を行った。	引き続き、大学の知財担当者を対象にしたセミナーにおいて普及啓発を図る。	○	引き続き、大学関係者への周知・浸透を効果的に図る必要がある。
			経済産業省	有識者を招いた「検討委員会」を設立し、文部科学省との連携の下、「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」を改訂。	文部科学省との連携の下、有識者による「大学における営業秘密管理指針改訂検討委員会」を開催し、「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」を2010年度内に改訂した。	改訂した「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」に係る説明会を開催するなど、大学などへの普及啓発を進める。	○	ガイドラインの周知・浸透を図る必要がある。					
				文部科学省と協力し、大学向け説明会等の開催に加え、外国為替及び外国貿易法に基づく技術提供管理について、大学等が法令遵守上実施すべきことを取りまとめた「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス(大学・研究機関用)改訂版」や、「安全保障貿易管理ハンドブック」、その他普及啓発用のパンフレット及びポスターを通じた情報発信により普及啓発を実施。	文部科学省と協力し、大学向け説明会を18回開催したのに加え、外国為替及び外国貿易法に基づく技術提供管理について、大学が法令遵守上実施すべきことを取りまとめた「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス(大学・研究機関用)改訂版」や、「安全保障貿易管理ハンドブック」、その他普及啓発用のパンフレット及びポスターを通じた情報発信を行うことにより、大学への普及啓発を進めた。	引き続き文部科学省と協力し、大学向け説明会を開催するのに加え、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス(大学・研究機関用)改訂版」や、「安全保障貿易管理ハンドブック」、その他普及啓発用のパンフレット及びポスターを通じた情報発信を行うことにより、大学への普及啓発を進める。また、関係機関と連携しつつ、大学への更なる普及啓発を進めるべく、大学における安全保障貿易管理の事例紹介を行うことを検討する。	○	引き続き、大学関係者への周知・浸透を効果的に図る必要がある。					
				・外国企業・機関からの研究資金の拡大に向けて、国費により大学や公的研究機関が獲得した知的財産を基にした共同研究や受託研究における外国企業・機関との連携のルールを明確化する。	大学・公的研究機関に対する調査内容について、知財事務局、内閣府、文部科学省及び経済産業省が合同で検討会を開催の上、大学・公的研究機関に対する調査を順次実施している。	引き続き、現状規定や問題点について調査を実施の上、調査結果を踏まえた連携ルール案の検討を行う。	△	外国企業との連携の推進は喫緊の課題であり、そのルールについて早急に検討を進める必要がある。					
21	外国企業から大学が受け入れる研究資金の拡大(短期)	内閣府 文部科学省 経済産業省	・外国企業・機関と国内大学等・公的研究機関との連携につき、国内大学等・公的研究機関における現状規定や問題点等についての調査を実施。 ・同調査結果を踏まえ、連携ルール案を合同で検討開始。 ・合同で検討する場合は内閣府が設置。	連携ルールについて結論を得て、大学等に対し周知。									

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	評価	今後の課題			
				短期		中期		長期						
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度						
22	公的資金による研究成果のオープンアクセス確保(短期)	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省							<p>【文部科学省】 国費による研究プロジェクトについて、研究の目的や内容を考慮した上で、必要に応じてオープン・アクセスを促進することについて検討した。</p> <p>【厚生労働省】 公的資金による研究成果のオープンアクセスについては、厚生労働科学研究成果データベースの公開により対応した。</p> <p>【農林水産省】 次年度の国費による研究プロジェクト事業の契約書において、「得られた成果について、可能な限り第三者に公開及び閲覧が可能な状態を確保するよう努める」旨を記載した。</p> <p>【経済産業省】 経済産業省の研究開発プロジェクトの目的や対象者を考慮した上で、オープンアクセスの実現可能性及び想定される問題点(例、対象事業、実施主体、具体的方法)について検討した。</p> <p>・学術論文の電子化の推進。 ・大学等における機関リポジトリの着実な整備。 ・産学の研究開発活動や知的財産活動を支援するとともに、研究成果へのアクセスの向上に資するため、関連する特許や文献等の科学技術情報をリンクし提供を行う基盤システム(J-GLOBAL)を整備・充実。</p>	<p>【文部科学省】 研究成果のオープン・アクセスを確保することが適当な研究プロジェクトについて、その公開・閲覧が促進される方法を検討する。</p> <p>【経済産業省】 委託契約においてオープンアクセスの対象とする事業、具体的方法、想定される問題点について、引き続き検討する。</p> <p>・J-STAGEは、他システムとの互換性・流通性を高めるため世界標準となりつつあるXML形式に全面対応するとともに、Journal@rchiveとの統合を実現するJ-STAGE3の2012年リリースを目指す。 ・自機関でのリポジトリ構築が困難な機関のために国立情報学研究所による共用リポジトリ構築を目指す。 ・J-GLOBALは2011年度の本格版リリースを目指し、Web API(Application Programming Interface)による連携先拡充、文献情報及び機関情報の拡充、精度向上のためのチーンアップ、インターフェースの改善を実施する。</p> <p>「厚生労働科学研究成果データベース」について、データベースの検索機能の利便性向上、研究成果情報の活用促進につなげたため、2011年1月より研究を開始し、年度末までに高機能仮設データベースを作成した。</p> <p>・システム構築に向けた試行版を作成している。 ・試行システムの問題点の解決策を検討し、ユーザビリティの観点も含めたオープンアクセスによるより効果的な情報提供方法を含め、具体的な機能を取りまとめた。</p> <p>産業技術総合研究所における研究情報公開データベース(RIO-DB)の更新を183回(2011年2月10日現在)行い、情報の拡充整備を行った。</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○ ○</p>			
		厚生労働省												
		農林水産省												
23	大学の特殊性を踏まえた特許制度の見直し(短期)	大学や公的研究機関の特殊性(研究成果の社会還元を目的とする)を踏まえ、大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。(例:出願フォーマットの自由化、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスクレーブメントの改善)	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において検討を行い、大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。(例:出願フォーマットの自由化、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスクレーブメントの改善)						<p>・産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において、大学を含むユーザーの利便性向上についての検討を行い、報告書「特許制度に関する法制的な課題について」を取りまとめた。</p> <p>・同報告書を踏まえ、減免制度の拡充や新規性喪失の例外の拡大を含む制度改正について、特許法改正案を準備した。</p>	<p>○ ○</p>			

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	評価	今後の課題	
				短期		中期		長期				
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度				
24	実効ある産学連携へ向けた予算の見直し・税制の検討(短期)	産学双方にとって有効な産学連携(共同研究、人材育成)を実現するため、企業から大学や公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、予算や関連する措置について抜本的に見直すほか、税制上の支援の在り方を検討する。(例: 産学連携促進のためのマッチングファンド、税制上の優遇措置)	内閣府	・産学官連携のための予算や税制上の支援の現状をレビューし、企業から大学等や公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、実効ある産学連携へ向けた予算・税制の在り方を合同で検討開始。	予算・税制の在り方にについて結論を得て、必要な措置を取る。  予算・税制の在り方を合同で検討開始。 ・合同で検討する場合は内閣府が設置。				実効ある産学連携へ向けた予算・税制の在り方について、知財事務局、内閣府、文部科学省及び経済産業省が合同で検討を開始した。	引き続き、予算や税制について検討を行つ。	△	必要な調査が進捗していないため、早期に調査を実施し、検討を進める必要がある。
			文部科学省									
			経済産業省									
25	知財活用を促進する制度整備(短期)	特許の活用促進に資する制度整備を進めるため、通常実施権の登録対抗制度の見直しの検討を行い、結論を得る。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において検討を行い、通常実施権の登録対抗制度の見直しについて結論を得る。					産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書「特許制度に関する法制的な課題について」を取りまとめ、特許法改正案を準備した。	法改正に向けた準備を行う。	○	閣議決定された改正法案が成立した場合、円滑な改正法の施行に向けた準備に着手する必要がある。
26	営業秘密の保護強化(短期)	裁判公開の原則、告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に配慮しつつ、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための適切な法的措置の在り方について成案を得る。	経済産業省	法務省と経済産業省との共同で、刑事訴訟手続における営業秘密の保護の在り方について検討し、可及的速やかに具体的な成案を得る。					・適切な法的措置の在り方について検討するため、経済産業省と法務省との共同で有識者による「営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会」を開催し、結論を取りまとめた。 ・「営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会」の結論を踏まえ、不正競争防止法改正案を準備した。	引き続き法案の成立に向けた取組を推進するとともに、法改正の内容を踏まえ、経済産業省において「営業秘密管理制度指針」を改訂する。 また、引き続き営業秘密管理についての普及啓発を推進する。	○	閣議決定された改正法案が成立した場合、円滑な改正法の施行に向けた準備に着手する必要がある。
27	職務発明制度の運用(中期)	制度改正後の職務発明制度の運用状況について、継続的に情報収集及び評価を行う。	経済産業省	知的財産活動調査や職務発明制度に関する説明会等を通じて、継続的に情報収集及び評価。					2010年度知的財産権制度説明会(実務者向け)(11回開催)において、情報収集を行った。また、知的財産活動調査については、3月末に調査結果を取りまとめた。	知的財産活動調査や職務発明制度に関する説明会を通じて、継続的に情報収集及び評価を行う。	○	引き続き情報収集に努め、制度の運用状況について評価を行っていく必要がある。
28	ブランドの構築の取組を促進する制度整備(短期)	ブランドの構築・維持に向けた取組を促進する知的財産制度の整備を進めるための検討を行い、一定の結論を得る。	農林水産省	地理的表示(決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産品に対する表示)を支える仕組みの導入について検討し、結論を得る。				地理的表示を支える仕組みの導入について検討している。	地理的表示を支える仕組みの導入について検討している。	引き続き検討を実施する。	○	省内での検討を早急に進め、2011年度中に結論を得る必要がある。
			経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、音や動きを含めた新しいタイプの商標の保護、著名商標の保護の在り方を含め、商標制度の見直しについて検討し、一定の結論を得る。					・産業構造審議会知的財産政策部会第22回～第24回商標制度小委員会において、①「商標権消滅後1年間の他人の商標登録排除規定の見直し」 ②「特許法改正検討項目の商標法への波及について」 ③「新しいタイプの商標の導入」 ④「著名商標の保護のあり方」 の検討を行い、①②の方向性を取りまとめた。  ・①②については、商標法改正案を準備した。	①②については法改正に向けた準備を行い、③④については、引き続き検討を行つ。  ③④一定の結論を得るべく検討をする必要がある。		
29	権利の安定性の向上(短期)	権利の安定性を向上させる観点から、確定した侵害訴訟がその後の確定審決により再審となる制度(蒸し返しの問題)の見直しや、特許の有効性を無効審判と侵害訴訟の両方で争えるダブルトラックを含めた特許庁と裁判所の関係の在り方についての整理を行う。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において次を実施。 ・確定した侵害訴訟がその後の確定審決により再審となる制度(蒸し返しの問題)の見直しについて、検討し、結論を得る。 ・特許の有効性を無効審判と侵害訴訟の両方で争えるダブルトラックを含めた特許庁と裁判所の関係の在り方について問題点・論点を整理する。					産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書「特許制度に関する法制的な課題について」を取りまとめた。  「蒸し返しの問題」については、特許法改正案を準備した。	法改正に向けた準備を行う。	○	閣議決定された改正法案が成立した場合、円滑な改正法の施行に向けた準備に着手する必要がある。 「ダブルトラック」については再審による紛争の蒸し返し防止や、無効審判の更なる審理の迅速化をはじめとした運用の改善を図った上で存続することとされた経緯を踏まえ、その状況を確認していく必要がある。

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題
				短期		中期		長期	2010年度末までの具体的な取組状況			
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度				
30	特許明細書の記載要件の検討(短期)	技術動向や国際的動向に適切に対応した審査を実現する観点から、特許出願明細書の記載要件について、諸外国との比較分析を踏まえながら検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会審査基準専門委員会において、特許出願明細書の記載要件に関する審査基準の改訂の必要性について検討を行い、結論を得る。	検討結果を踏まえ、必要に応じて審査基準を改訂。				産業構造審議会知的財産政策部会審査基準専門委員会において、特許出願明細書の記載要件に関する審査基準の改訂の必要性について、諸外国との比較分析を踏まえつつ検討を行った。その結果、抜本的改訂の必要はないが、説明が不十分な箇所の記載の補足、明確化を行うための改訂及び記載要件の各要件間の整合を図る観点での改訂が必要との結論を得た。	審査基準専門委員会での検討結果を踏まえて改訂審査基準骨子案を作成し、次回審査基準専門委員会(開催時期未定)において当該改訂骨子案について検討を行い、審査基準の改訂を行う。	○	審査基準改訂の必要性についての結論を踏まえ、2011年度中に審査基準改訂が終了するよう着実に取組を進める必要がある。
31	特許審査の迅速化(中期)	特許審査の迅速化を進める。	経済産業省	必要な審査官・専門補助職員の確保、登録調査機関への検査外注の拡大を含めた総合的な取組を推進し、審査順番待ち期間(FA期間)を27月台にとどめる。	・2013年に審査順番待ち期間(FA期間)を11月とする目標達成に向け、毎年度の実施計画を策定・公表。 ・前年度の目標及び実施計画の達成状況に応じ、必要な措置を検討、実施。				2010年度末に平均の審査順番待ち期間(FA期間)を27月台にするという目標に向け、着実に審査処理を行い、目標を達成した。	・2013年に審査順番待ち期間(FA期間)を11月とする目標達成に向け、毎年度の目標及び実施計画を策定する。 ・前年度の目標及び実施計画の達成状況に応じ、必要な措置を検討、実施する。	○	引き続き、2013年に審査順番待ち期間を11月とする目標達成に向け、着実に審査処理を進める必要がある。
32	特許審査ワークシェアリングの拡大(中期)	特許審査結果の実質的な相互承認に向け、審査実務レベルの国際調和を進めるため、日米欧韓中の五大特許庁(IP5)の枠組みにおいて、各庁の審査結果を共有化するシステムの構築を始めた環境整備を進めるとともに、特許審査ハイウェイの対象拡大・手続簡素化や新たな審査協力の試行・実施を進め、特許審査ワークシェアリングの質を向上し、量を拡大する。	経済産業省	日米欧韓中の5大特許庁の枠組みにおいて、国際的な特許審査のワークシェアリングを促進すべく以下を含む環境の整備に向け、検討。 ・各庁の審査結果を共有化するシステム ・各庁が保有する先行技術データベースへのシームレスなアクセス環境 ・共通の出願様式、データ形式の標準化	左記について必要な検討・調整を継続し、具体的な合意を得る。また、合意を踏まえた必要な措置を実施。			・各庁の審査結果を共有化するシステムについては、その業務要件について検討し、各庁で共有でき、かつ有用であるデータの統一化を行い、これらのデータを利用できるシステムの仕様を検討している。2010年11月の三極会合においてシステム構築の方向性について合意した。 ・各庁が保有する先行技術データベースへのシームレスなアクセス環境については、各庁の連携の在り方について検討し、各庁が有するAPI(Application Programming Interface)を相互に開放し、仮想的なデータベースとする方針をまとめ、議論を継続している。 ・共通の出願様式については、2010年4月の第3回五大特許庁長官会合において、三極特許庁における共通出願様式の合意文書に、中国語、韓国語による明細書様式の情報を入れることに合意し、韓国語での様式については韓国から提供があった。中国とは共通出願様式採用に向けた議論を継続中であり、2010年11月には日米欧韓の見解を我が国がとりまとめ中国に対して情報提供を行った。また、出願書類のデータ形式の国際標準化についての重要性の認識を共有し、新たな標準の策定に向け、2010年10月のWIPO標準委員会にて議論を行った。インターネット上のフォーラムも活用しつつ、議論を継続している。	・2012年～2013年の「五庁目標」に基づき、今後、各システムの具体的な構成の検討を行い、設計及び構築を行う。	○	引き続き、各庁の審査結果を共有化するシステムの構築を含めた環境整備を進める必要がある。	
				・多国間特許審査ハイウェイ(PPH)会合において、手続簡素化(PPHの共通申請様式の採用、機械翻訳の利用拡大)について検討・調整を行う。 ・PPHの対象案件拡大(特許協力条約に基づく国際出願の国際調査報告を利用したPPHの利用可能化)、PPH実施国の新興国への拡大に向け、相手国と調整。	・PPHの手続簡素化について合意を得る。 ・更なるPPHの拡大に向け、対象案件拡大や対象国拡大のため相手国との調整。			・2010年10月から、スペイン特許庁と特許協力条約に基づく国際出願の国際調査報告を利用したPPH(PCT-PPH)を含めたPPHの試行プログラムを新たに開始した。 ・2010年11月の三極会合で特許審査ハイウェイの改善について議論を行った。 ・2011年1月に日本特許庁がホストとして多国間特許審査ハイウェイ(PPH)実務者会合を東京において開催し、PPH申請要件の共通化及び簡素化、PPHに関する統計・情報や周知活動の情報の提供について議論を行った。 ・2011年3月に多国間特許審査ハイウェイ(PPH)長官会合を開催した。	・特許審査ハイウェイの手続簡素化や対象案件拡大を含め引き続き検討・調整を行う。 ・中国をはじめとした新興国とPPHのプログラムを新たに開始するべく、検討及び交渉を行う。 ・三極や五庁、多国間PPH会合の場を利用して、特許審査ワークシェアリングに関する議論を積極的にリードし、他国との必要な調整を実施する。	○	引き続き、特許審査ハイウェイの対象拡大・手続簡素化や新たな審査協力の試行・実施を進める必要がある。	
33	特許法条約加盟に向けた制度整備(短期)	各国で異なる出願手続の統一及び出願手続の簡素化を目的とした特許法条約への加盟を視野に入れ、期間超過により失われた権利の救済を含め手続の見直しを行い、出願人の利便性向上に資する制度整備を進める。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において、期間超過により失われた権利の救済を含め手続の見直しについて検討し、結論を得る。				産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書「特許制度に関する法制的な課題について」を取りまとめ、特許法改正案を準備した。	法改正に向けた準備を行う。	○	閣議決定された改正法案が成立した場合、円滑な改正法の施行に向けた準備に着手する必要がある。	

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	評価	今後の課題	
				短期		中期		長期				
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度				
34	実体特許法条約の議論の推進(中期)	特許制度の実体面(例:新規性、進歩性)の調和を目指した実体特許法条約の議論を加速する。	経済産業省	特許制度調和に関する国際的な議論の活性化を促すため、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において、特許制度調和の議論の主要項目の1つであるグレースピリオドの在り方を検討。					産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書「特許制度に関する法制的な課題について」を取りまとめ、特許法改正案を準備した。	○	閣議決定された改正法案が成立した場合、円滑な改正法の施行に向けた準備に着手する必要がある。	
				・先願主義、グレースピリオドを含む主要項目について、パッケージとしての合意を目指し、先進国間会合で議論。 ・制度調和に向けた各国の協調を働きかけるべく、米国、欧州各国、韓国等との二国間の対話を実施。					特許制度調和に関する先進国会合(B+会合)、WIPO特許法常設委員会(SCP)のマルチの場や、欧米各国との二国間協議において、グレースピリオドを含む制度調和の議論を実施した。		○	二国間・多国間協議の場において、議論を加速する必要がある。
			外務省						9月22日の特許制度調和に関する先進国会合(B+会合)全体会合、10月11～15日のWIPO特許法常設委員会において議論した。		○	二国間・多国間協議の場において、議論を加速する必要がある。
35	使用言語の違いに起因する負担の軽減(中期)	特許文献の機械翻訳に関する調査研究や他国と協力した機械翻訳の精度向上の取組を実施し、それらの成果を出願人に提供するとともに、外国語特許文献の検索環境の整備を進める。	経済産業省	特許文献の機械翻訳(例:日中機械翻訳)に関する調査研究を実施。	調査研究結果を踏まえ、必要な取組を検討・実施。						○	調査研究の結果を踏まえ、特許文献の機械翻訳の精度向上のための取組を実施する必要がある。
				日米欧韓中の五大特許庁の枠組において、各庁が提供する機械翻訳の精度を評価・向上させるプロジェクトを実施。					特許文献の中日機械翻訳精度向上のための調査研究及び現在特許庁が提供している日英機械翻訳の精度を評価する調査研究について公募、説明会及び技術審査を行い、それぞれ調査事業者を決定した。調査事業者と連絡をとり、調査を実施し、調査結果をまとめた。	2011年度中に、2010年度に実施した調査研究の調査結果を特許庁ホームページを通じて一般に公開する。	○	日英機械翻訳については、日本特許庁が責任を持って精度向上を図るとともに、韓英、中英機械翻訳についても精度向上を確認していく必要がある。
				日英機械翻訳用辞書データを毎年蓄積し、低コストで一般に提供。					・非英語圏の中韓各特許庁が提供する英語への機械翻訳の精度を英語圏の欧米特許庁が評価するプロジェクト及び非英語圏の中韓各特許庁が提供する英語への機械翻訳結果の不備を英語圏の欧米特許庁が指摘する試行プロジェクトを実施している。 ・2011年3月に開催される五大特許庁第二作業部会の会議において、非英語圏の中韓各特許庁が提供する英語への機械翻訳結果の不備を英語圏の欧米特許庁が評価・フィードバックするプロジェクトの本格実施に向けて、スケジュールや必要となるリソースについて協議を行った。		○	非英語圏の中韓各特許庁が提供する英語への機械翻訳結果の不備を英語圏の欧米特許庁が評価・フィードバックするプロジェクトの本格実施を通じて、日英機械翻訳の精度向上を推進する。
				多言語翻訳機能を含む外国語特許文献の検索システムの開発を推進。					・1年当たり5000語を追加登録し、現在、約7万語を収録する日英機械翻訳用辞書データを実費相当の価格で一般に提供した。 ・例年通り、2011年2月に新規5000語の未知語を辞書データに追加登録し、3月に追加登録された内容が含まれた日英機械翻訳辞書データを実費相当の価格で一般に提供している。	今後も継続して、未知語の追加登録と辞書データの提供を行い、一般に提供される特許文献の日英機械翻訳の精度向上を推進する。	○	今後も継続して、未知語の追加登録と辞書データの提供を行うことにより、日英機械翻訳の精度向上を図る必要がある。
									多言語翻訳機能を含む外国語特許文献の検索システムについては、特許庁業務・システム最適化計画における新検索システムにおいて、当該機能を含む要件の検討を進めた。	○	引き続き、多言語翻訳機能を含む外国語特許文献の検索システムの開発を強力に進めていく必要がある。	

No.	具体的な取組	概 要	担当府省	工 程 表					進 捗 状 況	評価	今後の課題
				短 期		中 期		長 期			
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度			
36	植物新品種保護制度の共通基盤整備(中期)	東アジア地域における植物新品種保護制度の共通基盤を整備するため、植物新品種保護同盟(UPOV)91年条約の未加盟国に対する加盟の働き掛けや「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動を通じて、将来的な東アジア品種保護庁の設立を視野に入れた制度共通化に取り組む。	農林水産省	・東アジア品種保護庁設立に向けた機運の醸成のため、東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、品種保護制度の必要性について各國に対して普及啓発。 ・各國のUPOV91年条約締結に向け、国内法改正を支援する専門家を派遣。 ・各國の審査技術の向上に向けた専門家の派遣、研修生の受入。	・東アジア品種保護庁設立に向けた制度共通化を図るべく、多国間の申請様式や審査基準の共通化を検討し、可能なものから試行を実施。 ・左記の専門家派遣、研修生受入の継続実施。 ・UPOV条約締結国との審査協力(審査データの共有化)を拡大・充実。	東アジア品種保護庁の設置に向け、東アジア植物品種保護フォーラムの常設事務局の設置し、取組を推進。	・アジアにおける植物品種保護制度の整備とUPOV91年条約加盟を促すため、専門家の派遣や地域セミナーを開催し、参加各國で植物品種保護の重要性を認識した。 ・第3回東アジア植物品種保護フォーラムをソウルで開催し、フォーラム参加国々の要望を受け、以下の活動を実施した。 -インドネシア及びタイがそれぞれ開催した「意識啓発セミナー」に我が國の専門家を派遣し、植物品種保護の有益性についての両国関係者の認識の向上を推進した。 -マレーシアにおいて「審査基準と審査・栽培試験技術の調和に関する作業部会」を開催し、審査基準と審査・栽培試験に係る技術的重要性についての認識を各國で共有した。 -タイ及びマレーシアにおいて「審査基準に関する専門家会合」を開催し、ドリアン及びトウガラシの審査基準を検討し、これらの審査基準を作成した。 -インドネシア、マレーシア及びフィリピンが開催した国内研修及びセミナーに我が國の専門家を派遣し、植物品種保護の審査に関する知識及び技術の共有を推進した。 -フォーラム参加国からの研修生や、制度のない国から局長級の要人を日本に招いて、植物品種保護に係る研修の実施による情報の共有を推進した。 -マレーシア及びミャンマーの植物品種保護制度の現状についての調査を実施し、今後の両国への協力活動の内容を検討した。	・第4回東アジア植物品種保護フォーラム本会合(インドネシア(5月))を実施し、各國の植物品種保護に関する情報交換を実施する。 ・植物品種保護制度の必要性について、各國での普及啓発セミナーの実施する。 -UPOV91年条約締結に向け、各國の国内法改正を支援する。 -各国の審査技術の向上に向けた専門家の派遣、研修生の受け入れを行う。 -将来的な東アジア品種保護庁の設立を視野に、そのモデルとなる欧州植物品種庁(CPVO)の制度の調査を実施する。	○	アジアにおける植物品種保護制度の整備やUPOV91年条約への加盟を促すため、専門家の派遣や地域セミナーをはじめ着実に成果に結びつけていく取組を進める必要がある。	
37	途上国・新興国の知的財産環境整備(中期)	途上国・新興国の知的財産人材育成支援を強化しつつ、我が国による研修の経験者とのネットワークを構築する。	経済産業省	・途上国・新興国からの研修生の受け入れ、我が国からの専門家派遣の実施(IT化及び制度構築・運用支援を含む)。 ・我が国による研修の経験者をフォローアップし、研修経験者同士や研修経験者と我が国とのネットワークを構築・維持するため、研修経験者を対象としたセミナーを開催。	・APEC域内の知的財産関連人材育成機関の情報共有のためのウェブサイト構築。 ・ウェブサイトを活用した人材育成機関間の連携強化策(例:研修プログラムの情報共有や研修生の交換)について検討。	左記の検討結果を踏まえて、APEC域内の人材育成機関間で必要な取組を実施。	①途上国・新興国からの研修生の受け入れ、我が国から途上国への専門家派遣を実施し、途上国・新興国の知的財産権制度のインフラ整備(IT化、制度構築・運用に関する支援)を実施した。 また、我が国による研修の経験者をフォローアップし、研修経験者同士や研修経験者と我が国とのネットワークを構築・維持するため、研修経験者を対象としたセミナーを開催した。	APECで承認された我が国提案の知財人材育成機関間の協働イニシアチブ(IPACイニシアチブ)に基づく、APEC域内の知財人材育成機関の情報共有のためのウェブサイトを作成し、ウェブサイトを公開した。	研修生受入及び専門家派遣を継続実施するとともに、我が国による研修の経験者をフォローアップし、研修経験者同士や研修経験者と我が国とのネットワークを構築・維持するため、研修経験者を対象としたセミナーを開催する。こうした取組を継続的に実施して途上国・新興国からの研修生の受け入れを強化し、研修修了生のネットワークの強化を引き続き行う。	○	途上国・新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、継続して、研修生受入、専門家派遣、研修経験者とのネットワークを構築・維持するため、研修修了生の受け入れを強化し、研修修了生のネットワークの強化を引き続き行う。
再掲	ACTA交渉の妥結及び妥結後の加盟国拡大(短期・中期)	2010年中に模倣品・海賊版撲滅防止条約(ACTA)の交渉を妥結することともに、締結後、主要国・地域への加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を広げる。	外務省 総務省 法務省 財務省 文部科学省 経済産業省	関係省庁との交渉を継続し、関係省庁で連携しつつ、2010年中の交渉妥結を目指す。  我が国における締結作業。	関係省庁で連携しつつ、方針を検討の上、加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を拡大。		交渉の結果、2010年10月、東京で開催された関係国会合で大筋合意に至った。2010年中に交渉を終了した。	署名及び締結(国会承認が必要。時期未定。)に向け、必要な作業を進める。	○	引き続き、締結に向けた作業を進める必要がある。また、締結後は、アジア地域をはじめとする諸外国に対しLACTA参加を促す必要がある。	

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	評価	今後の課題
				短期		中期		長期			
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度			
38	二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化（短期）	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	外務省  文部科学省  経済産業省  農林水産省  警察庁  総務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域とさまざまな協議（以下など）の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、模倣品・海賊版等知財侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後の働き掛けにつなげる。  -日中経済パートナーシップ協議 -日中ハイレベル経済対話 -日韓ハイレベル経済協議 -日中知的財産権WG -官民合同ミッション等	2010年7月に行われた日中経済パートナーシップ協議及び2010年8月に行われた日中ハイレベル経済対話において、模倣品・海賊版に対する対策強化や地名に関する商標の適切な保護を要請した。 2010年6月に行われた日韓経済局長協議において、コンテンツ侵害（模倣放送番組）への対策として、地上波における日本語放送の解禁について取り上げ、対応を要請した。  文化審議会著作権分科会国際小委員会における「インターネット上の海賊行為への対応について」の審議結果を踏まえ、政府レベルによる協議の重要性にかんがみ、二国間協議の強化と対象国との拡大及び権利者団体の体制強化へ政府としての支援方策を検討した。 2010年10月に第5回日韓著作権協議を実施し、日韓間での著作権分野での協力・連携関係強化のため、文化庁と韓国文化体育観光部の間で覚書を交換することで基本的に合意した。 2010年8月の官民合同ミッション及び10月の第2回日中知的財産権WGに参加し、インターネット上の著作権侵害対策の強化を要請した。また、2010年11月の第3回中国国際版権博覧会の主賓国として、文化庁では関係省庁や関係産業界と連携の上①日本ブースの設置、②ワークショップの開催、③日中著作権セミナーの開催の活動を行った。 2011年1月には日中韓文化大臣フォーラムの成果文書「奈良宣言」に、「文化産業振興の基礎である著作権保護と正規コンテンツの流通促進に協調して取り組む」を盛り込み、日中韓文化担当大臣が署名した。  2010年8月、第7回知的財産保護官民合同訪中代表団（ハイレベル）を派遣し、中国政府機関に対して、知財保護強化について要請とともに、知財保護に係る協力事業について提案を行った。 2010年10月、第2回日中知的財産権ワーキング・グループを北京で開催し、インターネット上の模倣品・海賊版問題、執行当局の取締り強化、知的財産権関連法の執行・運用の徹底について、日本側より提案を行うとともに、産業財産権分野における協力推進について認識の共有を図った。  地方自治体や農林水産業の関係団体が参加する「農林水産知的財産保護コンソーシアム」において、海外における商標の監視、日本産農林水産物の模倣品・偽装品の現地調査を実施した。調査結果を取りまとめた報告書を作成した。  2010年6月、中国検査当局との定期協議を開催し、日本における知的財産権侵害事犯の現状を説明し、情報交換による連携強化を図るとともに、中国検査当局に対し取締り要請を行った。 2010年10月、第2回日中知的財産権ワーキング・グループに参加し、日本における知的財産権侵害事犯の現状と問題点について説明を行い、日本向け違法サイトに対する取締り強化と違法サイトの削除要請を行うとともに、違法サイトの情報提供スキームを提案した。  2010年10月末に開催された第2回日中知的財産権WGの枠組みにおいて、インターネット上のコンテンツの不正流通対策に向けて対応した。	引き続き、二国間協議の場において知財権侵害対策について協議する。	○	引き続き、協議を行う必要がある。			
									文化審議会著作権分科会国際小委員会での審議状況を踏まえつつ、二国間協議対象国との拡大を検討する。 韓国文化体育観光部との間で今後の具体的な活動に関する検討を実施する。 中国国家版権局との間で、覚書に基づく第1回日中著作権会議を開催する。	○	引き続き、各種の取組を行い協議する必要がある。
									2011年4月、前年8月の第7回知的財産保護官民合同訪中代表団（ハイレベル）の派遣時に合意した広州交易会知的財産権保護シンポジウムを実施し、広州交易会をはじめ知財保護強化のPRを行った。 2011年6月に第2回模倣品事務ワーキング・グループを開催し、10月に第3回知的財産権ワーキング・グループを開催し、知的財産権保護に関する意見交換を行った。 侵害発生国の取締機関を対象とした真贋判定セミナーを開催するとともに、侵害発生国政府・地方機関との意見交換を行う。	○	引き続き、各種の取組を行い協議する必要がある。
									引き続き、海外における商標の監視、日本産農林水産物の模倣品・偽装品の現地調査を実施する。	○	引き続き、模倣・偽装の調査を行い実態把握に努めるとともに、その結果をもって相手国に協議を行う必要がある。
									経済産業省と連携しつつ、中国関係機関との情報提供スキームを構築する。 2011年中に開催予定の中国検査当局との定期協議において、情報提供を行った違法サイトの閉鎖状況及び取締状況の確認を行う。	○	引き続き、協議を行う必要がある。
									引き続き、侵害発生国・地域と様々な協議の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、模倣品・海賊版対策を含め知財侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施する。	○	引き続き、協議を行う必要がある。

No.	具体的な取組	概 要	担当府省	工 程 表					進 捗 状 況		評価	今後の課題
				短 期		中 期		長 期	2010年度末までの具体的な取組状況			
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度				
38	二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化(短期)	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	財務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域とさまざまな協議(以下など)の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、模倣品・海賊版等知財侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後の働き掛けにつなげる。  - 日中経済パートナーシップ協議 - 日中ハイレベル経済対話 - 日韓ハイレベル経済協議 - 日中知的財産WG - 官民合同ミッション等					・途上国税関に対し、知的財産侵害物品の水際取締り能力の構築を支援するため、世界税関機構と協力し、我が国専門家を派遣する技術協力を実施した。 ・2010年9月、日中韓3か国税関と世界税関機構が協力し、IPRセミナー(於上海)を開催した。また、日中韓3か国税關において知的財産侵害物品に係る差止情報の交換を行った。 ・2010年11月、二国間支援により中国税関当局職員29名を受け入れ、知的財産の水際取締りに係る総合的な能力構築支援を行った。 ・2010年11月、日中韓開税局長官会議の枠組みの下、日中韓知的財産作業部会を開催し、知的財産侵害物品の輸出取締りの強化に向けた情報交換及び協力要請を行った。 ・2011年2月、二国間支援によりASEAN8ヶ国(カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム)の税関当局職員30名を受け入れ、知的財産の水際取締りに係る総合的な能力構築支援を行った。 ・ブラジルの税関当局との間で、知的財産侵害物品の水際取締りの強化を目的とした情報交換を含む協力を促進する税関相互支援協定の締結に向け取り組んだ。	・途上国税関に対し、知的財産侵害物品の水際取締り能力の構築を支援するため、世界税関機構と協力し、我が国専門家の派遣を含む技術協力を実施する。 ・日中韓知的財産作業部会の場を活用し、引き続き日中韓3か国税關において知的財産侵害物品に係る情報交換を行う。 ・侵害発生国・地域の税関当局との間で、知的財産侵害物品の水際取締りの強化を目的とした情報交換を含む協力を促進する税関相互支援協定の締結に向け取り組む。	○	引き続き、協議・協力を行う必要がある。